

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 10 1999・3

グラビア

- 移動図書館「としよまる」10年のあゆみ……………伊波 民子
上間 尚二・友利 幸子（3）
- 評定所文書覚書（9）……………徳元 剛（26）
- 薬種について－「薬種取メ帳」を中心に－
- 〔研究論文〕嘉門（かじょう）貝塚出土の型式不明の土器……………下地 安広（34）
- 〔研究論文〕近世琉球の渡唐使節をめぐる証明書群について……………深澤 秋人（43）
- －符文・執照・護照－
- 〔研究論文〕三平等の大あむしられの役割とその変遷……………大城 涼子（55）
- －近世琉球における祭祀政策を中心に－
- 〔研究論文〕本部事件の評価をめぐる一視点……………福岡 且洋（68）
- －沖縄県庁の徴兵忌避認識と対策を中心に－
- 短信 資料係の課題 解決に向けて……………森田 牧子（79）
- －二つの県外研修をヒントに－
- 短信 評定所文書を読む会：巡見報告……………栗野慎一郎（83）
- 『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介……………（86）
- 沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧（1996年度後半－1997年度前半）……………（87）
- 〔史料紹介〕源武雄調査ノート……………長間 安彦（97）
- 『塩屋地域海神祭及写真解説』について

浦添市立図書館

嘉門貝塚出土の型式不明の土器



移動図書館「としまる」10年のあゆみ

ー現場から期待される「もの」ー

伊波民子・上間尚二
友利幸子

はじめに

運行から今年で10年を迎えた移動図書館「としまる」は、浦添市立図書館から遠隔地の市民の元に、灼熱の太陽が照りつける日や強い北風の吹く日、雨の日でも待っていてくれる利用者のために日々走り続けている。

昭和63年6月2日から地域の人たちに支えられ、夢を運んできた「としまる」も28,562 km（'98.12 現在）走行したことになる。

虹に水玉をあしらったどこからでも分かるそのいでたちは、初代館長と職員の間でアイディアを出し合ってデザインを決めた。屋根には浦添城跡から出土した「高麗瓦」がデザインされており、当館の図書館だより『はながわら』の紋章としても使われている。

「としまる」が運行する前は、コンテナに本を積みライトバン車で各地域を巡回していた。ある時、一回目のステーションでコンテナの本がほとんど借りられ空になった。慌てて本館に戻り、また積み直して次のステーションへ向かった。乗車していた職員の複雑な笑顔が忘れられない。

本稿で、移動図書館（以下BM）をとりまく状況を把握し、地域の利用者が何を求め、何を望んでいるのか、図書館はどう対処していかなければ成らないのか。県内の図書館の実情を見ながらBM資料のあり方、サービス等を探ってみたい。

1. BMをとりまく現況

BMの縮小・廃止について考えさせられる雑誌の特集があった。

多様化している現代において、少子化問題児童・生徒が習い事や塾、部活動などで多忙である。或いは読書離れ等があつて利用しない。巡回している時間帯が合わない。車で分館・本館に足を運ぶ。ステーションでの利用が減って貸出が落ちた原因をどこまで追求しどこまで検討しての縮小・廃止なのか良く理解してないが、本県においては地理的特性、社会情勢等からもBM導入は伸びていくものと思われる。

では、各公共図書館の現況や問題点・課題はどうなっているのだろうか。今回、執筆するにあたり2種類のアンケート（※）を行った。館内では「としまるについてのアンケート」（以下「アンケート①」）、「移動図書館についてのアンケート」（以下「アンケート②」）を県内公共図書館に依頼した。2種類のアンケートを基に県内のBM事情についてふれてみる。

（※）「アンケート①」

本館の児童・中央カウンターとBM各ステーションで実施

（全回答件数 209件

平成10年11月調べ）

「アンケート②」

アンケート依頼20館、解答20館の内BM保有館7館に当館を含む8館の集計

（平成10年12月調べ）

館名	B M 車 名	テ ー マ ソ ン グ	積載総冊数	運行年
A 館	がじまる号（内外架式）	なし	3,500	1987年
B 館	ひまわり号（内外架式）	ブック・モビルの歌	3,000	1990年
C 館	ちえぞう君（内外架式）	『ちえぞう君』の歌	2,500	1991年
D 館	くろしお号（内外架式）	IT'S A SMALL WORLD （小さな世界）	3,500	1991年
E 館	青空号（内外架式）	まちどおしいなブック・モビル	3,000	1976年
F 館	みらい号（内外架式）	夢冒険	2,500	1987年
G 館	夢の光号（外架式）	アニメソング（セーラームーン 他）	600	1995年
H 館	としよまる（内外架式）	「フルート四重奏曲（モーツァルト）」	3,500	1988年

※A 館 初台目は1987～1998 新車両購入手続き中、運行未定

E 館 初台目は1976～1993 現在2台目

（表1）

館名	当初	現在	新 設 ・ 統 廃 合 の 理 由	職 員 数
A 館	4 5	—		3
B 館	2 6	3 1	公民館（自治体）の3館増、スーパー・広場等市民の集合する場所に拡大	3
C 館	2 1	2 4	利用者減少により2減、小・中学校への導入や自治会からの要望により拡大	4
D 館	2 1	2 2	図書館開館に伴う近隣ステーションの廃止や自治会の増減による	3 職員1 嘱託2
E 館	1 6	2 6	累計数65、分館設置による廃止で10減、利用者減少により28減	4 (職員4)
F 館	1 8	2 4	団地の新設や中学校への導入により拡大	2 (協力者1)
G 館	1 2	1 6	利用者減少で学校から団地・公民館へ移設 (時間帯を午後5時30分に変更)	3 専属なし 兼務
H 館	2 1	2 6	利用者減少による廃止、自治会からの要望や小学校への導入により拡大	4 職員1 臨時3

（表2）

(1) 移動図書館（以下BM）がありますか。
（「アンケート②」による）

県立図書館1館、村立図書館3館いずれも無し。市立図書館10館中7館がBM保有館、そのうちの1館が老朽化のため廃車、2台目購入手続き中。町立図書館においては6館中1館のみ。

(2) (1)で「ない」と答えた13館でBM運行計画について

市立図書館1館は平成13年に運行予定。計画はあるが運行時期は未定の村立図書館1館がある。

館 名		初 年	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
A 館	巡回回数	60	60	84	87	134	156
	延利用者	-	-	-	-	-	-
	延貸出数	12,816	14,196	13,603	14,707	21,006	27,527
B 館	巡回回数	198	218	204	204	198	196
	延利用者	-	9,799	9,222	8,946	6,441	8,511
	延貸出数	125,766	39,360	39,460	49,668	48,038	47,165
C 館	巡回回数	141	187	190	191	196	233
	延利用者	13,516	14,810	12,470	10,384	12,332	16,846
	延貸出数	38,108	41,516	38,994	41,517	50,794	77,471
D 館	巡回回数	102	133	141	139	132	110
	延利用者	11,355	16,254	16,510	15,165	13,320	6,034
	延貸出数	22,710	32,507	33,019	30,330	26,640	12,068
E 館	巡回回数	21	173	173	92	211	207
	延利用者	1,594	10,414	11,162	6,168	13,480	13,962
	延貸出数	8,683	42,054	51,097	30,213	66,806	78,751
F 館	巡回回数	19	270	268	261	248	255
	延利用者	8,248	6,730	6,296	5,512	6,119	6,553
	延貸出数	21,937	19,219	18,593	17,017	19,114	23,798
G 館	巡回回数	-	-	-	-	26	82
	延利用者	-	-	-	-	798	2,067
	延貸出数	-	-	-	-	1,050	3,047
H 館	巡回回数	143	213	192	220	219	193
	延利用者	16,123	14,154	12,567	11,315	10,818	11,501
	延貸出数	62,348	60,346	53,137	46,931	44,493	47,043

(表 4)

- (3) BM車名、テーマソング、積載総冊数、
運行開始年について
(表 1) のとおり。

- (4) ステーションの数と新設・統廃合した理
由と職員数について
(表 2) のとおり。

- (5) 巡回回数、滞在時間について
(表 3) のとおり。

館名	巡回回数 (月)	滞在時間 (分)
A 館	—	—
B 館	2 ～ 3	3 0 ～ 5 0
C 館	2 ～ 3	3 0 ～ 6 0
D 館	2	3 0 ～ 4 0
E 館	2	4 5
F 館	1	3 0 ～ 6 0
G 館	1	3 0
H 館	2	4 0 ～ 6 0

(表 3)

(6) 利用状況について

(表4)のとおり。

広地域を有する市部の2館は、巡回回数は年々増え続け平成7年度から延貸出数も増加傾向にある。他館にも横ばいながら若干の伸びが確認できるが、やはり全体的に利用・貸出数は減っているようだ。

以上(1)～(6)までBMの現況を見てきた。かつてBMは、本館から遠隔地の地域巡回と分館設置までの過渡的役割が主であった。利用・貸出が減少してきている現在、サービスのあり方を考える転換期に来ているのではないか。

人がより集合する場所、集まりやすい時間帯、図書館に来られない入院患者・老人ホーム入居者等へのサービス等。G館では利用者の生活実態にあわせて午後5時30分に巡回を変更するなど工夫を凝らして運営している館もある。

2. 収集方針と資料購入費

図書館は、資料・職員・施設・利用者で構成される。これらの構成要素が互いに絡み合うことによって図書館サービスが達成されるのである。豊富な良い資料がないと利用者に対して良い図書館活動は当然できない。

「アンケート②」の集計を見ながら資料面を考えてみる。

(1) 収集方針

○総合的な資料を広範囲に収集する(4館)
○市民のリクエストに応じて資料を収集する(4館) ○正確で信頼の於ける情報を収集する(1館) ○社会情勢に即した最新の資料を収集する(2館) ○特になし(1館)
○回答なし(1館)

(2) 選択基準(選択方針と留意点)

○著作者、出版社に信頼のおけるものを選択する(1館) ○内容が俗悪なものに流れ

ず健全なものを選択する(1館) ○内容が対象に適して、読みやすく健全なものを選択する(1館) ○各分野の基本となるものを選択する(1館) ○製本、装丁、価格も考慮する(1館) ○住民のニーズに合ったものを選択する(2館) ○リクエストを参考に手薄な分野を考慮する(1館) ○週で児童書10冊、一般書5冊を目安に選択する(1館) ○多様な対立する問題については、各々の観点に立った資料を幅広く収集する(2館)

○著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない(2館)
○図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない(2館) ○他の圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりしない(2館) ○特になし(1館) ○回答なし(1館)

(3) 選書体制

ほとんどの館が『週刊新刊全点案内』、新聞の書評やベストランキング、店頭見計らい、インターネットベストセラー情報(1館)のツールで選書をしている。BM担当が選書に当たる。回答なし(2館)

(4) 資料購入費の推移

(表5)のとおり。

図書館を運営するためには不可欠な予算が年々減少している。一旦、購入してしまえば半永久的に備品として資料が残るのだろうか否である。利用されればされるほど汚損・破損が出てくる。『○○』を読めば『○○○』が読みたくなる。人間の知識の追求は広がるばかり。「図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。」⁽¹⁾ 応えるためには予算獲得に奔走しなければならない。では、どんな努力が必要か。参考になる資料がでた。⁽²⁾

単位：千円／冊

館 名		初 年	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
A 館	資料費 冊 数	- -	- -	- -	2,352 (1,448)	11,773 (10,672)	3,520 (14,076)
B 館	資料費 冊 数	17,000 (13,000)	- (32,869)	- (34,602)	- (36,115)	- (38,534)	- (40,337)
C 館	資料費 冊 数	- (16,428)	- (20,573)	- (21,820)	4,000 (23,261)	4,000 (25,496)	3,300 (29,154)
D 館	資料費 冊 数	6,101 (5,170)	2,000 (7,682)	2,000 (9,334)	2,000 (10,654)	2,000 (12,161)	2,000 (13,721)
E 館	資料費 冊 数	9,270 (12,288)	6,699 (48,971)	6,440 (53,256)	6,440 (34,744)	6,290 (39,840)	5,779 (44,395)
H 館	資料費 冊 数	6,000 (18,000)	3,000 (34,054)	2,000 (34,707)	1,000 (34,650)	600 (35,101)	450 (35,452)

※回答なし 2 館

(表 5)

B 館：本館・BMの資料費はプール

H 館：初年度の資料の大半は、BM開館前に本館から移行

館名	装 備 ・ デ ー タ 面	入替え	具 体 的 事 例
A 館	別置テープ貼付 館種コードで区別	—	—
B 館	別置テープ貼付 図書コードで区別	有	BM資料だけでは十分なサービスができないので、その都度本館より借用。逆のケースは少ない
C 館	図書：分類ラベルで色分け 雑誌：別置シール貼付（オレンジ） A V：分類区別 図書・A V：図書コードで区別 所在館はBM	無	BMで回転の悪い資料はYA図書とと入替える場合がある
D 館	別置シール貼付 所蔵館・所蔵場所の区別	無	—
E 館	分類ラベル 蔵書印で区別	無	—
F 館	区別なし	有	貸出し後の補充やリクエストに応じその都度入替える
G 館	区別なし	無	—
H 館	別置シール貼付 所蔵館・所蔵場所の区別	有	BMで回転の悪い資料は本館へ移行相互利用している

(表 6)

館名	巡 回 面	資 料 面・そ の 他
A 館	—	—
B 館	小学校・団地を定期的に巡回してほしい	・お年寄り向けで楽しめるものを入れてほしい
C 館	・ 幼児の泣き声を気にせず気軽に利用できる ・ 家庭的な雰囲気が良い	・ 児童書について「ほとんど読んだ」との声があり本館への利用を案内 ・ 「ちえぞう君」まるごと一台読んでしまった感じ、本の入替えをしてほしい ・ 「話題の本」一覧があると良い ・ 個人読書リストを年間でまとめてほしい（再読の際手がかりになる）
D 館	・ 毎週来てほしい（現在2週間に1巡回）	・ 新しい本・雑誌をたくさん入れて
E 館	・ 「知識を私に運んでくれる友人」BMを増台してほしい ・ 朝のコース、昼のコース、夜のコースに分けて巡回してほしい ・ 滞在時間の延長	・ 展示コーナーの設置 「〇〇全集」「〇〇関係図書」等
F 館	—	・ 新しい資料を入れてほしい
G 館	・ 図書館に行けない子供も地元なら気軽に利用できる ・ 部活後の学生も利用できる	
H 館	・ 土、日曜日に利用したい（休日利用） ・ 子供の学校帰宅時間後に利用したい ・ 目立つ場所にきてほしい ・ 音楽で合図をしてほしい ・ 勤め人でも利用できる時間帯にしてほしい ・ 移動手段の無い人にとって良い制度 ・ 巡回の回数を増やしてほしい	・ 本をたくさん乗せてほしい ・ 本の読み聞かせをしてほしい ・ マンガの本がもっとあったらいい ・ 本の貸出以外のサービスも考えてほしい ・ 子供向けの図書に特化することが望ましい

（H館については「アンケート①」よりピックアップした）

（表7）

(5) 本館資料とBM資料の区別および相互の入替えについて

（表6）のとおり

全体の約半分の館が別置シールを用いて本館資料と区別している。積極的な入替えがあまりなされていない。当館について言えば、BMで回転率の悪い資料は有効活用するため

紫色の別置シールを剥がし、所蔵場所の変更をして本館へ移行している。

(6) 「利用者の声」から

（表7）のとおり

各館同様に巡回についての要望が多かった地域密着型で「家庭的な雰囲気」が好まれ、

就学前のお子さんから主婦層の固定利用者、休み時間を利用して借りにくる者、対象はさまざまである。求められている「もの」を創意工夫しながら、改善できるものから取り組んでいきたい。

3. これからもBM

BM活動の大きな柱が4つある。『図書館車の窓 第25号』⁽³⁾から引用してみる。

- ① 人口の密度が低く、分館を設置する事ができない地域や、分館から遠隔の地に居住する人びとに対して、図書館サービスを行う。
 - ② 市街地において分館から直線距離は、そう遠くないが河川、幹線道路、その他の障害物等が隔たっている住民に図書館サービスを保障する。
 - ③ 身体の障害、高齢、その他の事情により本館、分館を訪れる事のできない人々に図書館サービスを保障する。
 - ④ 図書館ネットワークの完成前に、できるだけ図書館サービスを提供するため、分館の暫定的代替としての役割をはたす事。
- 以上4つを目的としている。

全住民に対して公平に図書館活動を行う。常に「利用者の声」を聞き、改善方法を検討する心構えと行動力を持ち合わせていたい。生活形態に合わせて巡回時間の設定など課題は山積しているが、日常の一部として気軽に読書ができる場を作り続けていきたいと思う。

各館からいただいた「アンケート②」のなかでやはり一番課題となっているのが、①資料費の増額、②BM職員の増員である。図書館の構成要素である①・②と施設、利用者がお互い絡み合っこそ良い図書館サービスが展開される。言うまでもないが、やはり予算獲得に大いなる努力が必要である。③新鮮な魅力ある資料の収集、④サービスの強化、⑤ステーションの見直し等については、職員が常にアンテナを張りめぐらし、社会情勢や地

域の状況をキャッチしつつ、自己研鑽を怠らず邁進すればきっと解決できる事と確信する。

〈伊波民子〉

－アンケート回答館－

- | | |
|--------------|---------------|
| A. 名護市立中央図書館 | K. 石川市立図書館 |
| B. 沖縄市立図書館 | L. 石垣市立図書館 |
| C. 具志川市立図書館 | M. 金武町立図書館 |
| D. 糸満市立中央図書館 | N. 本部町立図書館 |
| E. 那覇市立図書館 | O. 北谷町立図書館 |
| F. 平良市立図書館 | P. 与那原町立図書館 |
| G. 城辺町立図書館 | Q. 勝連町立図書館 |
| H. 浦添市立図書館 | R. 知念村立図書館 |
| I. 沖縄県立図書館 | S. 多良間村立図書館 |
| J. 宜野湾市民図書館 | T. 豊見城村立中央図書館 |
- (順不同)

この場を借りてアンケートにご協力いただいた図書館の皆様にお礼と感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

〔注〕

- (1) 日本図書館協会編『図書館関係法規基準集 1983年版』 1983年 日本図書館協会
- (2) 『図書館雑誌 '98年6月号』 日本図書館協会 1998年
- (3) 『図書館車の窓 第25号』 1989年 林田製作所 P2

〔参考資料〕

- ・ 日本図書館協会編『図書館ハンドブック 第5版』 日本図書館協会 1990年
- ・ 『那覇市立移動図書館“青空号”20年の軌跡』 那覇市立図書館 1997年
- ・ 『図書館雑誌 '98年4月号』 日本図書館協会 1998年
- ・ 図書館問題研究会編集『みんなの図書館 '98年2月号』 教育史料出版会 1998年
- ・ 『浦添市立図書館報 第14号』 浦添市立図書館 1998年

「としまる」についてのアンケート（アンケート①）

〔アンケート項目〕

- 1, 移動図書館「としまる」と浦添市立図書館のどちらをよく利用しますか。
a. としまる b. 浦添市立図書館 c. どちらも利用する
- 2, a. と答えた方におたずねします。よく利用する理由をお聞かせください。
d. 図書館から遠方のため e. ステーションが近い f. その他
- 3, b. と答えた方におたずねします。よく利用する理由をお聞かせください。
g. 市立図書館が近い h. 資料が沢山ある i. 催し物、展示会などがある
j. その他
- 4, 移動図書館「としまる」の運行する曜日や希望する時間帯があればお聞かせください。
- 5, よく利用する資料を右の枠から選んでください。（複数可）雑誌はタイトルをお願いします。
- 6, 移動図書館「としまる」に載せてほしい資料（タイトルやジャンル）があればお書きください。
- 7, 移動図書館「としまる」についてどう思いますか。また、要望があればお書きください。

「移動図書館」についてのアンケート（アンケート②）

〔アンケート項目〕

- 1, 移動図書館車（以下BM）がありますか。
ア. ある イ. ない ウ. その他
- 2, 1で「ない」と答えた館におたずねします。BM運行を計画していますか。それいつの予定ですか。
エ. いる オ. いない カ. その他
- 3, 以下、「ある」と答えた館におたずねします。BMは何台ありますか。
キ. 1台 ク. 2台 ケ. 3台
- 4, BMの車名を教えてください。
- 5, BMのテーマソングがありましたら教えてください。
- 6, BMの運行開始は何時ですか。
- 7, BM車両について教えてください。
- 8, 積載冊数を教えてください。
総冊数：約 冊 内訳：
- 9, ステーション数を教えてください。また、運行当初より増減したステーションのある館はその理由も教えてください。
運行当初： 箇所 理由：
現在： 箇所
- 10, BM職員数を教えてください。
- 11, BM資料の収集方針を教えてください。
- 12, BM資料の選択基準を教えてください。
- 13, BM資料の選書体制について教えてください。
- 14, BMの蔵書冊数及び資料購入費の推移を教えてください。
- 15, 本館資料とBM資料はどのように区別していますか。
装備面： データ面：
- 16, 本館資料とBM資料の入替えがありますか。
コ. ある サ. ない シ. その他
- 17, 16で「ある」と答えた館におたずねします。具体的に教えてください。
- 18, 各ステーションの巡回回数及び滞在時間を教えてください。
巡回数：月 回 時間： 分
- 19, BM利用状況を教えてください。
- 20, BMの貸出状況を教えてください。
- 21, ステーションで行っている事業があればお聞かせください。
- 22, BM「利用者の声」がありましたらお聞かせください。
- 23, 貴館において、現在課題となっていること、あるいは今後改善していかなければいけないこと等があれば教えてください。（スペースが足りなければ裏面も利用ください。）

4. 今後の課題と展望

(1) 利用状況の分析

「平成9年度ステーション別利用状況」をみると、貸出を延ばしているのが前田公務員宿舎(4,991冊)、次に浦西団地(4,717冊)、屋富祖公民館(2,980冊)、沢岬自治会館(2,781冊)と続く。前田公務員宿舎は、転入・転出が激しく、他の地域での図書館利用の経験者が多いことや小さい手のかかる子供がいて思うように外出ができないなどの理由によるものと思われる。「知識の本」や旅行の本、雑誌などがよく読まれている。

浦西団地は、自治会、子供会活動が盛んな地域で、料理・家庭・住まい関連の本がよく読まれている。

一方、人口の多い内間、城間地域の利用率が極端に低くなっている。その理由として考えられるのが、貸出時間、曜日の設定(双方とも水曜日の15:00~15:50で、児童・生徒の多くはまだ学校から帰宅していないこと)や、貸出場所が目立たないことなどが挙げられる。この2カ所のステーションについては、今年度(平成10年度)から時間を変更し貸出をしている(内間15:30~16:20、城間16:10~17:00)。今後も、利用の低い地域を軸に曜日や場所の設定に、要望に応じて最終貸出時間(現在17:00)を延長することも考慮する必要がある。

また、新たなステーションとして、市民から要望のある地域はもちろんのこと、幼稚園や小・中学校、福祉施設等の巡回も考える必要があると思う。

次に移動図書館の種別貸出割合をみると、全体の6割近くを児童書が占めており、今後「としよまる」に積載する児童書の割合を増やす必要がある。

年度別利用状況では、平成4年度をピークに減少傾向にあり、今後の創意工夫が重要な課題と考える。

(2) より充実したサービスをめざして

① 資料

現在移動図書館の資料購入費は、45万円(平成10年度)で、他の市町村と比較すると極端に低くなっている。今後、図書購入費の増額を図るとともに(年間200万円は必要)、新たな資料としてCD-ROM版辞典も取り入れたいと思う。

② 児童サービス

各ステーションにおいて、紙芝居やお話をを行い児童サービスの充実を図る必要がある。

③ ステーションでのサービス

子供からお年寄りまで、だれでも気軽に利用できる雰囲気をつくり、予約やリクエストの充実を図りたい。

④ パソコンの導入

ステーションでの貸出・返却は、現在POTを使用しているが、当機種では、資料の検索や利用者の検索を行うことができず、その都度、携帯電話で本館に確認をしている。今後は、サービス・事務効率の向上を図るため、ノート型パソコンを導入する必要がある。

(3) 今後の展望

近年、図書館の先進地においては、移動図書館の廃止や縮小の動きがあります。本館や分館が整備されると確かに利用者は減少します。しかし、数字には表れない柔軟性や機動力を活かして、地域の要望に応じたサービスを行うことが可能である。

浦添市立図書館においては、運営方針にもあるように「すべての市民に開かれた、親しみやすく、入りやすく、憩いと安らぎのある市民・利用者本位の図書館を目指す」ことを常に心がけ、利用者のニーズの多様化・高度化に対応できるサービスをめざしたい。

ステーションの貸出風景を中心に

基礎データ

運行開始 1988（昭和63）年6月2日
車 両 26人乗りマイクロバス改造型
購入価格 10,500,000円
積載冊数 約 3,500冊
ステーション数 26カ所（1998年度）
延利用者 約 133,000人（10年間）
延貸出数 約 555,000冊（10年間）

移動図書館「としよまる」は、市立図書館から遠い地域や図書館まで来ることが困難な方々に図書館サービスをするを目的に、1988年に県内3番目の移動図書館として運行開始しています。

1. ステーション紹介

「としよまる」は、各地域や各ステーションの方々から愛され、可愛がられ今年で10年を迎えました。それでは、移動図書館「としよまる」のステーションを紹介しましょう。



▲安川団地

浦添市商工会館近くの静かな住宅街にあり、おかあさんと子どもたちがよく利用します。

子どもたちは、貸出カウンターの近くで終了時間まで本を読む姿がよく見られます。



▲当山小学校

当山小の皆さんがお昼休み時間に利用します。とても元気な子が多く、中庭ではサッカーやドッチボールなどをする子どもの姿も見られ、楽しいステーションとなります。



▲西原児童センター

赤瓦を取り入れた沖縄らしい建物の児童センターで、子どもたちの元気な声がいっぱいに響きます。



▲浦西団地

最も利用者の多いステーションで、日曜日の午前中、ねむい朝にも負けず、子どもから大人までいつもいっぱいになります。



▲前田公務員宿舎

2番目に利用者が多いステーションで、子ども連れのおかあさんが多く、にぎやかになります。



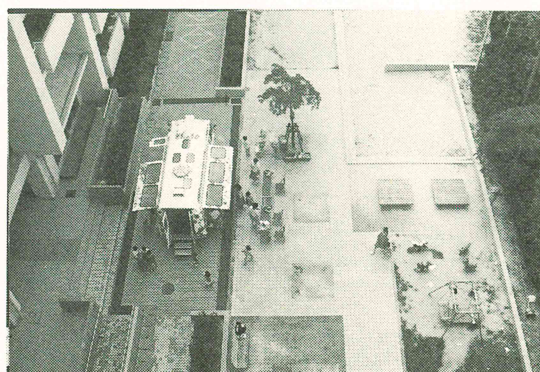
▲前田自治会館

静かでのんびりとしたステーションで、ゲートボール場や広い遊び場、大きな木などがあります。



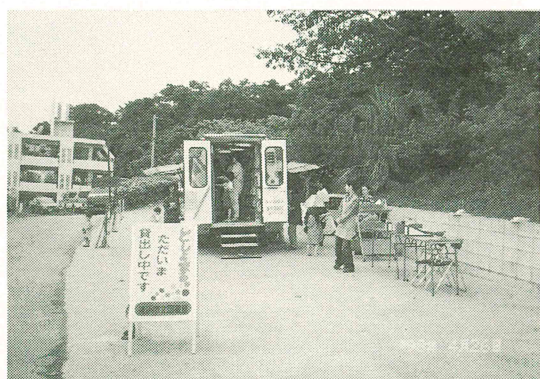
▲県営港川団地

沖縄電力の発電所を見おろせる12階建ての高層団地で、最上階からの眺めはすばらしく、北側は読谷村まで見えます。



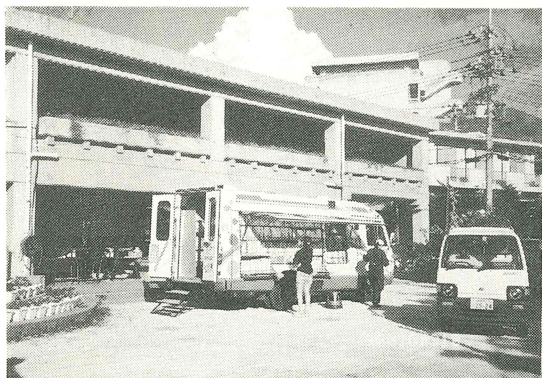
▲県営経塚団地

団地内の駐車場で貸出をしています。子どもたちは、本を借りた後も近くの公園で遊んでいます。



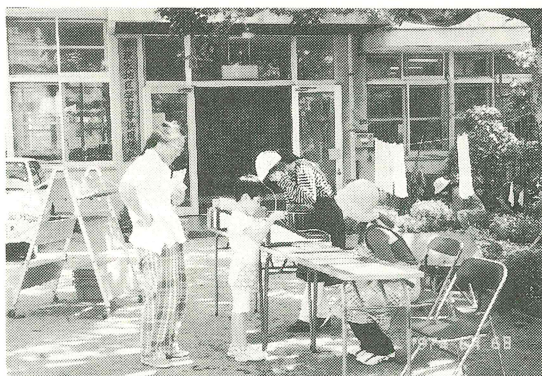
▲沢岬自治会館近く広場

大きな木に囲まれた緑が豊かなステーションで、夏には木にセミがたくさんとり、その鳴き声でとてもにぎやかになります。



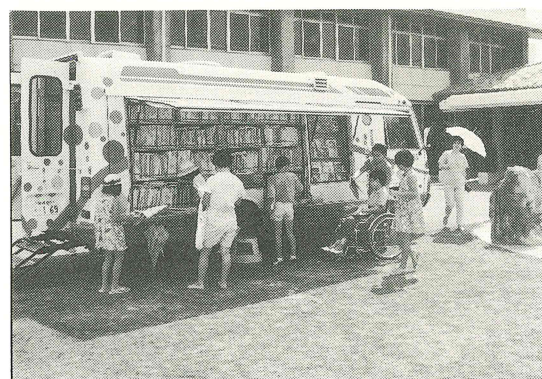
▲内間公民館

浦添高校の裏門近くにあります。人口が多い地域の割に利用する方が少なく、工夫する必要があります。



▲勢理客公民館

民俗文化財「勢理客の獅子舞」の伝統芸能を今日に残す地域で、敷地内には大きなデイゴの木があり、その下で貸出しています。



▲サン・アビリティーズうらそえ

施設内では、ゲートボールをしている姿がよく見られます。3時をすぎると、近くの沖縄コロニーセンターの方々がよく利用します。



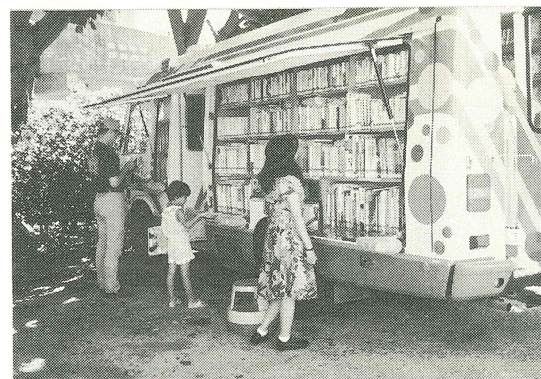
▲県営神森団地

元気な子どもたちが多く、兄弟仲良く手をつないで本を借りに来る微笑ましい光景も見られます。



▲仲西小学校

仲西小の皆さんがお昼休み時間に利用します。予約が一番多いが、利用カードを忘れる子も多く、忙しいステーションになります。



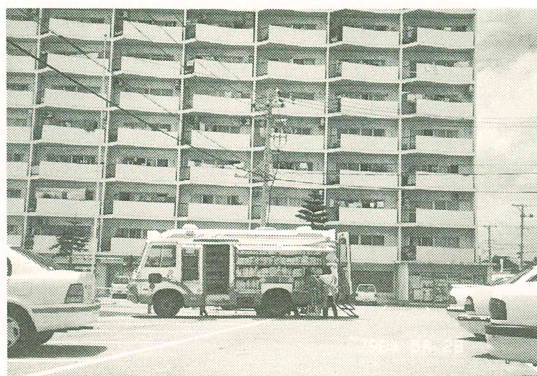
▲屋富祖公民館

商店街でお店を営んでいるお母さんや下校途中の仲西小・中学校の児童・生徒の皆さんがよく利用します。



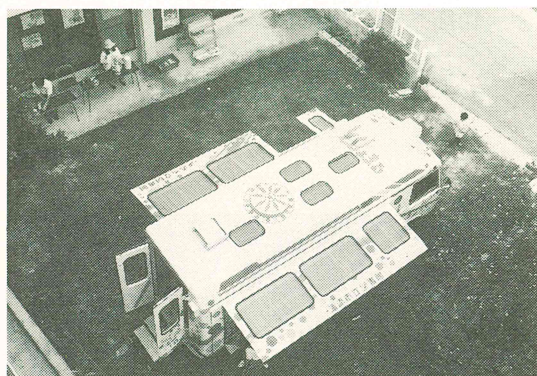
▲城間公民館

わりとのおんびりとしたステーションで、お母さん方がよく利用します。ちょっと利用者が少ないので工夫する必要があります。



▲ユアサハイム

58号線沿い港川にある高層マンションで、ステーションには日陰がなく、真夏は太陽の日差しで、みんな真っ黒に日焼けします。



▲港川自治会事務所

静かな住宅街で、あまり目立たない所ですが、「としょまる」の案内放送を聞いて、顔なじみのメンバーが集まってきます。



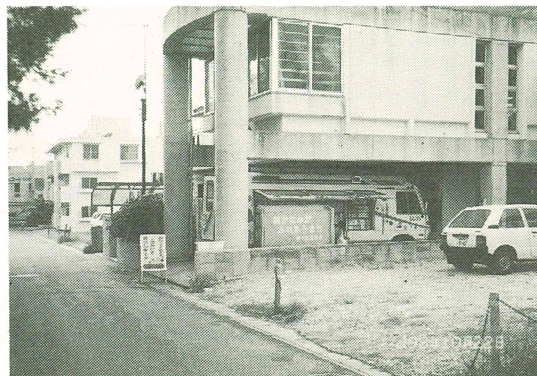
▲牧港公民館

公民館前の広場で貸出を行っています。親子づれが多く、借り終えた子どもたちは、ブランコやすべり台で遊んでいます。



▲マチナトタウン

「動物団地」とよばれる県営団地で、建物にはいろいろな動物が描かれています。日曜日の巡回で利用者が多く、にぎやかになります。



▲緑ヶ丘自治会館

浦添商業高校の隣りにあり、「としょまる」がきれいに入るように設計されています。利用者が少なく、工夫する必要があります。



▲県営城間団地

港川小学校近くの県営団地で、子どもたちが多くにぎやかになります。最近では、利用者が減少しており、工夫する必要があります。



▲崎原自治会

キャンプキンザーの近くにあり、人口は少ない地域ですが、読書好きな人がいっぱい、毎回たくさんの本を借りる姿が見られます。



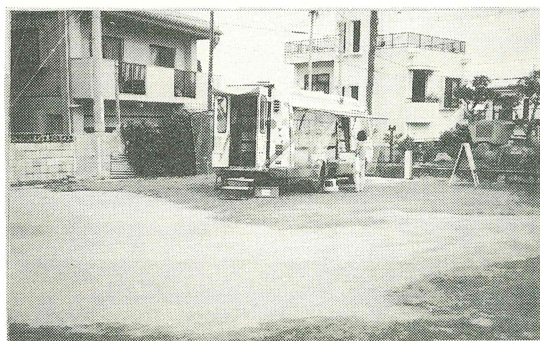
▲経塚ゆいまーるセンター

ここは、児童センター、心身障害児通園施設及び地域福祉、生涯学習施設を備える施設です。利用者は、学校帰りの子どもたちや、児童センターに遊びに来た方が本を借ります。



▲県営浦添市街地住宅

12階建ての高層団地で、今年度から巡回しています。利用者は、お母さんと子どもたちが多くにぎやかになります。

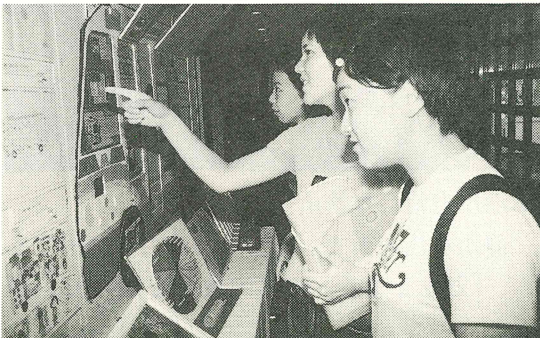


▲仲西公民館

公民館敷地内の美しい芝生で貸出サービスを行っています。以前、この付近には「仲西尋常小学校」があったそうです。

2. 10周年記念展示会

1998年6月2日～6月14日の期間、市立図書館において、これまでの活動状況、利用状況などをパネルや写真で紹介しました。今回は、その中から「利用者の声」を紹介します。



(1) 牧港公民館 利用者の声

「としよまる」、来る6月2日で運行開始「10年」おめでとうございます。子供たちが本を小脇に抱えて行く姿は微笑ましいです。

最新号とは言いません。月刊誌「文芸春秋」「現代」3～4冊常時備え下さい。

担当者から

「文芸春秋」につきましては、常時2～3冊載せるようにしています。「現代」につきましては、現在移動図書館では購入しておらず、今後検討します。

(2) 浦西団地 利用者の声

私は、平成8年から利用していますが、図書館まで行きますと時間や経費がかかりますが、その分節約できます。定年後いろいろな小説を読んで楽しんでます。

視力減退している人に活字が大きいものとか、テープにふきこまれた小説をさがしています。

担当者から

大型活字本につきましては、1999(平成11)年1月からカセットブックにつきましては、1998(平成10)年6月から載せています。

(3) 港川崎原自治会 利用者の声

大変勉強になって喜んでます。私は、70歳を過ぎています。でも、まだまだわからない事が多いですね。本を見て読んでなるほどと思ったり、びっくりしたりして関心しております。これからもよろしくお願いします。

デイサービスでおしえて、つくり物の本がありましたらよろしくお願い致します。

私は、デイサービスに行っていないので家でつくってみたいと思います。おしゃれ工房のような本です。

担当者から

各コース、できるかぎり各ステーションで読まれそうな本の積み替えをしています。崎原自治会へ出かけるときには、上記のような本を載せるようにします。

(4) 前田公務員宿舎 利用者の声

我が家には、マイカーがなく、又小さな子どもをかかえているので、図書館へ足を運ぶことがほとんどできません。ですから「としよまる」を毎度利用させていただいております。2週間に1度、限られた時間内にとあつて、とにかく必死です。雨の日でも、子供がぐずつていても、とにかく「としよまる」に行かないと、新しい絵本や雑誌を借りないと母子共にさびしい毎日を過ごすことになってしまうのです。子供も「としよまる」に行きたいといつも言っているので、もし、毎週来て下さるようになったら、どんなにうれしいだろうかと思います。

「としよまる」は、我が家にとっては心の支えです。子供も、おもちゃより絵本を読んでもらうほうが好きだし、主人も新しく借りてきた絵本を子供のように興味を持って目を通します。私も、育児、家事のあいまに雑誌を見てほっと一息させてもらっています。こんなふうに「本」大好きな私たちのために、もし、毎週来て下さるようになったら、又もっと多くの本から選ぶことができれば、どんなにうれしいことでしょう。今のままで、とてもありがたい存在なのですが、ちょっぴり希望を書かせていただきました。

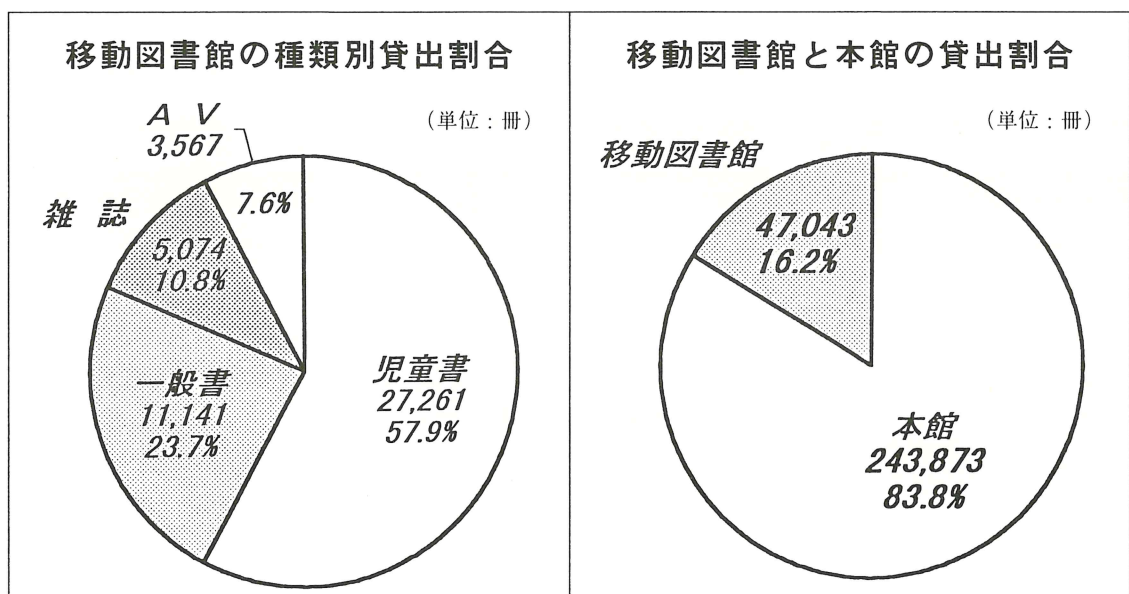
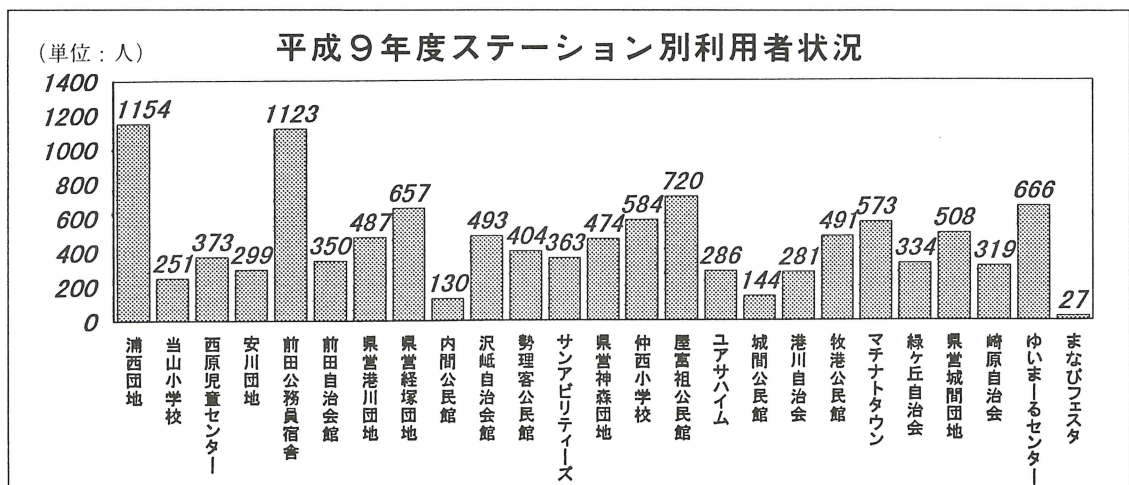
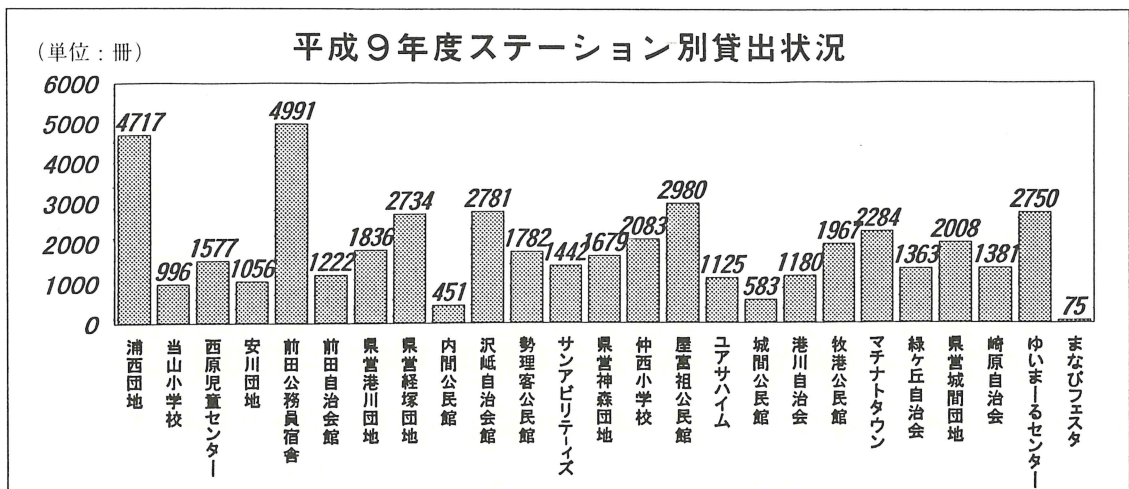
担当者から

現在「としよまる」は、市内26ステーションを2週間に1度巡回しています。毎週巡回することにつきましては、ステーション数、人員等の関係で残念ながら今のところできません。しかし、現在の市立図書館のサービス方法を再度検討し、貸出冊数制限の見直し(1人5冊以内)、移動図書館の図書購入費の増加等、可能なかぎり皆様からの要望に答えるようにします。

たくさんのご意見、ご要望ありがとうございました。これからもどんどん利用してくださいね。

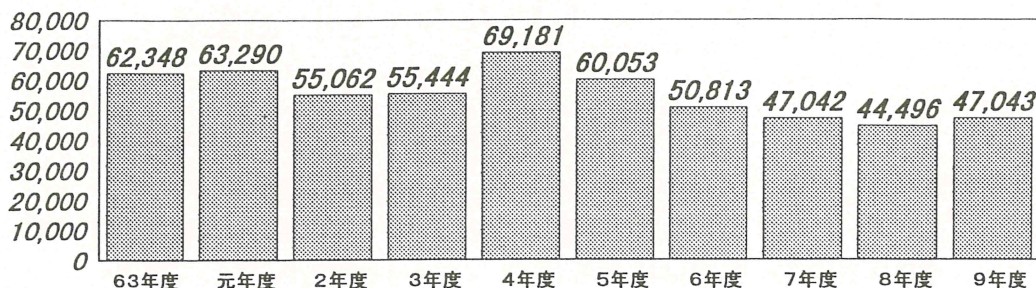
〈上間尚二〉

3. 利用データ



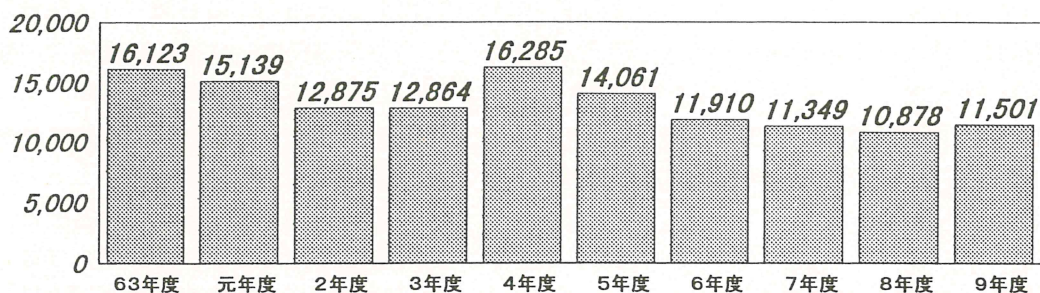
(単位：冊)

年度別貸出状況



(単位：人)

年度別利用者状況



移動図書館としよまる 巡回表

●1998年 4月～1999年 3月

うらえしりつとしはかん
浦添市立図書館
876-4946

コース	曜日	貸出ステーション (カレシシカ カレシシカ)	貸出時間 (カレシシカ カレシシカ)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	日	9. 沢郷自治会館近く広場	10:20～11:20												
	曜	13. 県営神森団地	1:20～2:00	12	10	7	5	2	13	11	8		17	14	14
	日	7. 県営港川団地	2:20～3:10					16				20			
	曜	22. 県営城間団地	3:30～4:20	26	24	21	19	30	27	25	22		31	28	28
B	火	2. 当山小学校	1:35～2:20	14	19	9	7	4	1	13	10		5	2	2
	曜	19. 牧港公民館	2:40～3:30					8				22			18(火)
	日	3. 西原児童センター	3:50～4:30	28	26	25(木)	23(木)	20(木)	29	27	26(木)		21(木)	18(木)	30
C	水	23. 崎原自治会	2:10～2:50	2(木)	20	10	8	5	2	14	11		6	3	3
	曜	18. 港川自治会事務所	3:10～3:50	16(木)					22(火)			24(木)			
	日	15. 屋富祖公民館	4:10～5:00	30(木)	27	24	22	19	30	28	25		20	17	31
D	金	17. ユアサハイム	1:20～2:00	3	1	12	10	7	4	2	13		8	5	5
	曜	11. 勢理客公民館	2:20～3:10		14(木)					16		25			
	日	10. 内間公民館	3:30～4:20	17	29	26	24	21	18	30	27		22	19	19
E	日	4. 浦西団地	10:20～11:20												
	曜	20. マチナタウン	1:20～2:10	5	7(木)	14	12	9	6	4	1		10	7	7
	日	25. 県営浦添市街地住宅	2:30～3:20		17						15	27			
	曜	1. 安川団地	3:40～4:20	19	31	28	26	23	20	18	29		24	21	23(火)
F	水	26. 仲西公民館	1:50～2:40	8	13	3	1	12	9	7	4		13	10	10
	曜	21. 緑ヶ丘自治会館	3:00～3:50				14(火)					16			
	日	16. 城間公民館	4:10～5:00	22	28(木)	17	29	26	17(木)	21	18		27	24	24
G	木	14. 仲西小学校	1:50～2:40	9	12(火)	4	2	13	10	8	5		14	9(火)	11
	曜	12. 妙・ビ・ライズ うらそえ	3:00～3:50				16					17			
	日	24. 経塚ゆいまーるセンター	4:10～5:00	23	21	18	30	27	24	22	19		28	25	25
H	金	5. 前田公務員宿舎	1:20～2:10	10	8	5	3	14	11	9	6		12(火)	12	12
	曜	6. 前田自治会館	2:30～3:10				17					18			
	日	8. 県営桂塚団地	3:30～4:20	24	22	19	31	28	25	23	20		29	26	26

雨や風の強い日、台風の日などはお休みすることがあります。

年表とアンケートにみる「としよまる」

移動図書館「としよまる」は浦添市立図書館開館後、約3年後の1988年6月2日巡回開始となる。市立図書館建設基本構想の段階から移動図書館車、分館については構想がなされており、市議会や市民アンケートの中からも地域住民からの図書館への要望が伺える。市民の要望を受けて誕生した「としよまる」は以後10年間、図書館全域サービスを支える重要な役割を果たしてきた。10年を迎えた今、更なるサービス発展のため何が求められているのか、「としよまる」が辿った10年の歴史を通して見つめなおしてみたい。

1. 「としよまる」10年のあゆみ

'80.9.20 定例会市議会一般質問で比嘉議員が移動図書館、市立図書館の設置について質問

'81.6.19 定例会市議会一般質問で石川議員が図書館ならびに移動図書館の設置について質問

10.20 定例会市議会一般質問で松下議員が各自治会の公民館に児童図書室設置、また移動図書館の実施を質問

12.24 定例会市議会一般質問で宮城議員が市民の要求に応えるため、市立図書館建設の前に移動図書館の設置が可能か質問

'82.4.26 図書館建設基本構想策定開始

12.6 「浦添市立図書館建設計画」の基本構想（案）において分館、自動車図書館の計画がなされる。（中央館1、分館3）

'83.2 図書館建設計画決定

6. 6 建設委員会発足

6. 7 定例会市議会一般質問で石川議員が移動図書館について質問

'84.4. 1 図書館準備室発足

5.7~12 浦添市立図書館に関するアンケート調査実施

9.13 定例会市議会一般質問で与座議員が市立図書館の完成後の管理運営（移動図書館含む）について質問

9.18 定例会市議会一般質問で銘苅議員が移動図書館について質問

12.21 定例会市議会一般質問で比嘉議員が移動図書館の実施計画について質問

12.21 定例会市議会一般質問で石川議員が移動図書館の実施時期について質問

12.22 定例会市議会一般質問で垣花議員が図書館運営についての基本的方針について質問（移動図書館、分館等）

'85.1.18 浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則、浦添市立図書館協議会規則決定

4.23 浦添市立図書館開館

6.19 定例会市議会一般質問で又吉議員が図書館分館建設について質問

6.20 定例会市議会一般質問で与座議員が移動図書館について質問

12.193 定例会市議会一般質問で島袋議員が教育行政について質問（今後の社会教育施設の配置には地理的面も考慮すべきではとの提言あり）

'86.5.23 図書館協議会において館長から図書館ネットワークについて諮問※諮問理由：浦添市の地域実態に即した図書館ネットワークを形成するため

6. 8	第1回手づくりの移動図書館実施 (勢理客公民館) *移動図書館の実 施まで、毎月1回図書館資料の貸出 しを行う。ライトバン車に図書約500 冊を積載し、公民館に於いて貸出を する。以下第13回まで巡回	1988年から実施したいと思う
6.20	諮問を受け、図書館協議会委員、那 覇市立図書館移動図書館の業務全般 及び分館の運営、活動状況について 視察研修を行う	3.22 第8回手づくり移動図書館実施(仲 西公民館)
7.13	第2回手づくりの移動図書館実施 (西原公民館)	4. 1 移動図書館事業実施へ向けての作業 着手 *翌年6月2日巡回開始決定
8.16	「市立図書館に関するアンケート調 査(第2号)」実施	4.26 第9回手づくりの移動図書館実施 (経塚県営団地)
10.26	第3回手づくり移動図書館実施(牧 港公民館)	6.16 第10回手づくり移動図書館実施 (当山公民館)
11. 9	図書館協議会「移動図書館の実施は 急務である」という答申をまとめる	7. 1 「移動図書館車の愛称募集!」- 『広報うらそえ7月号』-
11.21	図書館協議会、「図書館ネットワー ク」について答申(『館報3号』 掲載)	7.26 第11回手づくり移動図書館実施 (広栄団地)
11.30	第4回手づくり移動図書館実施(内 間公民館)	9. 6 移動図書館車名「としょまる」に決 定
12.14	第5回手づくり移動図書館実施(港 川県営団地)	9.13 第12回手づくり移動図書館実施 (勢理客公民館)
12.12	定例市議会一般質問で仲座議員が移 動図書館の推進について質問	10.14 移動図書館車名「としょまる」命名 者の港川中1年生へ記念品贈呈
'87.1.18	第6回手づくり移動図書館実施(沢 岬公民館)	10.23 移動図書館車契約発注、納品は翌年 5月10日
2. 8	浦添市社会教育研究大会研究討議題 「生涯学習と公共図書館の果たす役 割」の中で「移動図書館の実施と分 館計画の具体化」がとりあげられる	12. 2 全国移動図書館研究集会へ職員参加 (於、高知市)
2.17	琉球王国評定所記録刊行事業の調査 及び移動図書館の調査(東京)	'88.2. 7 浦添市社会教育研究大会 -「移動 図書館巡回計画」の提言
2.22	第7回手づくり移動図書館実施(宮 城公民館)	2.21 第13回手づくり移動図書館実施 (浦西団地)
3.13	定例市議会一般質問中の施政方針よ り比嘉市長の回答/移動図書館を実 施させるべく今年度車両を購入し、	3. 8 移動図書館中間検査
		4. 1 移動図書館担当職員配置する(3人)
		4 巡回プログラム、ステーション(駐 車場)決定。市内各地域に21ヶ所
		5.10 移動図書館車納品
		6. 1 移動図書館巡回開始記念式典
		6. 2 巡回開始。ステーション開き(マチ ナタウン・港川・上野)
		6. 3 ステーション開き(前田公務員宿舍 ・グリーンハイツ・前田公民館)
		6. 5 ステーション開き(浦西団地・西原 ・当山)
		6. 8 ステーション開き(経塚・牧港・安

	川) * 沖縄テレビ、移動図書館巡回 状況取材・放映		書館分館建設の進捗状況を質問
6. 9	ステーション開き (城間・サンアビ リティー・仲の浦)	3.29	図書館協議会、'89年～'90年の2年 にわたり「浦添市立図書館の将来像 と整備すべき課題について」を協議 し、分館構想についての答申を行う (『館報第8号』に掲載)
6.12	ステーション開き (沢岬・内間・勢 理客)		
6.14	ステーション開き (ユアサハイム・ 屋富祖・宮城)	5.23	沖縄市立図書館職員3人、BM体験 研修
7.28	ステーション開き (港川県営団地) * NHK 沖縄放送局、ラジオで巡回 状況の中継放送	7.30	BM担当職員、糸満市のBM巡回準 備を応援
'89.3.30	「としょまる」具志川市でデモン ストレーションを行う	8. 1	糸満市BM巡回式典に職員出席
6. 2	図書館協議会、館長より諮問を受け 「図書館の将来像と整備すべき課題 について」協議する	'92.1.10	ステーション開き (県営城間団地・ 緑が丘自治会)
9. 5	定例市議会一般質問で棚原議員が西 原地域の児童館及び図書館分館の早 期設置について質問	3.26	図書館協議会、分館の基本的内容を 答申(『館報第9号』掲載)
6.28	沖縄テレビ「としょまる」取材	5.21	具志川市立図書館BMと交換乗車
11.30	第17回全国移動図書館大会開催 県代表としてBM職員山田勉が事例 発表を行う	9.22	定例市議会一般質問で西銘議員、分 館について質問
'90.2. 4	浦添市立社会教育研究大会シンポジ ウム「生涯学習まちづくりを推進す るための方策を考える」で、移動図 書館、分館について質問、提言がな される	9.22	定例市議会一般質問で西銘議員が図 書館分館について質問
3.20	「浦添市立図書館の設置及び管理に 関する条例施行規則」改正される。 その中で移動図書館業務についての 項目が追加される	'93.3.24	定例市議会一般質問で仲座議員が地 域コミュニティ複合施設計画につい て質問 (図書館含む)
4. 8	具志川市立図書館準備室職員、BM に同乗研修	4.22	図書館協議会、分館構想具体化のた めの素案を作成(『館報第10号』掲載)
9.19	定例市議会一般質問で西銘議員が分 館問題について質問	6.29	港川サンハイツ自治会の花城会長、 BMステーション開設を要請
9.19	定例市議会一般質問で西銘議員が図 書館分館建設について質問 (内間、 勢理客住民から要望あり)	10.13	BMの崎原自治会地区に対する実験 的巡回始まる
'91.12.13	定例市議会一般質問で西銘議員が図	12.10	定例市議会では比嘉議員、図書館分館 について一般質問
		12.10	定例市議会一般質問で比嘉議員が図 書館分館建設について質問
		'94.6.21	定例市議会一般質問で西銘議員が図 書館分館建設について質問
		9	「としょまる」イラストコンクール
		11.20	BMまつり (パレット久茂地)
		'95.3.10	定例市議会一般質問で比嘉議員が公 共施設の建設について質問 (図書館 分館も要望あり) * とりわけ58号線

	地域から要望がある
5.22	学校図書館へのコンピュータ設置に伴うBM学校臨時巡回開始（浦添中、仲西中、神森中、港川中） 6/5、6/12、6/19、6/26、7/3
6.9-7.30	「としまる」イラストコンクール
6.15	定例市議会一般質問で大見謝議員が下区域の公共施設建設を質問（図書館分館も要望あり）
8.1～13	浦添市立図書館10周年記念事業、第2期展示会にてBMの特集、テーマ「ステーションから夢をのせて」
10.14	浦添市立図書館10周年記念事業「市民フォーラム in うらそえーその歩みとゆめー」において分館建設について提言がなされる
'96.1.28	BMまつり（パレット久茂地）
6.26	定例市議会一般質問で西銘議員が図書館分館建設について質問
7. 9	瀬戸内町立図書館BM視察
12.20	具志川市立図書館員BM視察
'97.2	まなびフェスタ97（BMの展示及び特別貸出）
4	経塚ゆいまーるセンターを加え24ステーションで巡回
6.18	定例市議会一般質問で西銘議員が図書館分館建設について質問
'98.2	まなびフェスタ98（BMの展示及び特別貸出）
3. 9	定例市議会一般質問で仲座議員が移動図書館「としまる」の利用状況と今後の運行計画について質問
3.10	定例市議会一般質問で具志堅議員が移動図書館の増車と小、中学校への巡回を質問
4	県営浦添市街地住宅、仲西公民館を新ステーションに加え26ステーションで巡回
6. 2	移動図書館としまる10周年を迎える

6.12	定例市議会一般質問で比嘉議員が市立図書館の問題について質問 （1. 図書の蔵書数、図書の貸出状況、2. 分館建設、3. 「としまる」のステーション拡大、4. ブックポストの改善）
9.14	定例市議会一般質問で又吉議員が図書館分館建設について質問（分館がスムーズにいかなければ移動図書館の増車を要望）

当初の「浦添市立図書館建設計画書（案）」によると、規模計画の中に「分館計画」という項目がみられる。そこには「今度建設する図書館は、将来の分館、自動車図書館も考慮し、その本館的役割を果たす図書館は半径800m～1kmに1館が理想的だといわれており、本市には中央図書館1、分館3が適当と思われる。」⁽¹⁾とある。また、別紙の分館位置図によると詳細ははっきりしないが、中央図書館を中心として勢理客、西原、牧港地区に分館の位置が示されている。

分館と自動車図書館のどちらを先に構想していたかは定かでないが、当初から図書館から離れた地域へのサービスを想定していたことがわかる。

1991年3月29日には図書館協議会が「図書館の将来像と整備すべき課題について」答申を行い、翌1992年3月26日にはそれを踏襲した形で「分館整備について」答申を行っている。答申では中学校区を目安に分館を整備すべきであるとの他、具体的な内容が織り込まれている。また、1995年の浦添市立図書館10周年記念事業の「市民フォーラム」においてもフロア、パネリストの両方から分館設置についての提言がなされた。

市民の要望に基づき、移動図書館「としまる」の誕生に至ったが、地域に図書館分館を望む声は現在に至るまで繰り返し叫ばれている。

2. アンケート調査にみる「移動図書館」「図書館」への市民の要望

浦添市の広報誌『広報うらそえ』（1979年12月号）の市政コーナーに次のような声があった。「共働きの多い沖縄では放課後親が安心して預けられる学童保育施設、学童図書館、遊び場などがあつたら、・・・各字にひとつあればと思います。」⁽²⁾ 市民一人ひとりの声は各家庭、各地域の切実な願いである。

浦添市では様々な側面から市政に反映させるための市民アンケートを行っている。ここでは「移動図書館」「図書館」についての要望がどのようなものであったのか、年度を遡りみていきたい。

(1) 市立図書館開館前の市民の声

■『昭和53年度浦添市市民意識調査』⁽³⁾

〈調査期間 '78年12/18～24/785件〉

Q. これからの市政でとくに力を入れてほしいもの

1 位. 道路整備を促進する 16.5%

2 位. 子どもの遊び場、公園を整備する 16.3%

8 位. 図書館・郷土資料館など文化施設をつくる 5.5%

Q. 日頃から必要だと感じている施設や施策

1 位. 歩行者専用道路（緑道） 15.7%

2 位. 児童公園 14.4%

5 位. 図書館 11.8%

これを地域別の上位3位までをみると12の地域が図書館を3位までにあげている。各地域で図書館の要望があることがわかる。

■『浦添市土地利用に関する市民意識調査報告書』⁽⁴⁾

〈調査期間 '83年9/2～8/1008件〉

Q. 公共施設への要望《文化施設》

1 位. 図書館 59.3%

2 位. 博物館 17.2%

3 位. 文化会館 9.2%

図書館の要望が圧倒的であり、早い時期の

図書館建設が望まれていることがわかる。

■『昭和59年度浦添市民と社会教育－浦添市社会教育調査報告書－』⁽⁵⁾

〈調査期間 '84年12/6～10/3074件〉

Q. 「移動図書館」サービスを実施すべきか

・実施すべき 43.2%

市役所より居住地が遠いほど肯定が高い。

Q. 回数はどのくらいの割合がよいか

・週に一回 23.1%

・2週間に一回 18%

移動図書館への期待が高いことがわかる。

■『浦添市市民意識調査（総合計画基礎資料）』⁽⁶⁾ 〈調査期間 '84年12～／／1046件〉

Q. 将来ほしい施設

8 位. 図書館の分館 14%

15 位. 移動図書館 7.7%

上位を占めているのは1位. 救急診療所、2位. 市立病院など医療施設であり、文化施設の要望の中では図書館が1位である。また、市立図書館は翌年4月に開館。

(2) 移動図書館巡回前の市民の声

■「市立図書館に関するアンケート調査（第2号）」⁽⁷⁾

〈調査期間 '86年8～／／290件〉

Q. 移動図書館サービスを期待していますか

・はい 68%

・いいえ 24.1%

市立図書館開館後の移動図書館に対する市民の期待度が高いことが伺える。

(3) 移動図書館巡回後の市民の声

■『第二次浦添市国土土地利用計画策定調査報告書－市民意識調査－』⁽⁸⁾

〈調査期間 '89年7～8／／1048件〉

Q. 公共施設への要望《文化施設》

1 位. 博物館 24.9%

2 位. 映画館・劇場 22.8%

3 位. 図書館 18.1%

図書館については地域によって差があり、図書館の立地する地域では1.2%と低く、離れた地域では20%以上を示している。

■今回の「としよまる10周年」資料作成にあたり、「としよまるについてのアンケート」⁽⁹⁾を行った。〈調査期間 '98年11/13~29/209件〉その中からも「これからも続けてほしい」や「できれば毎週きてほしい」などの肯定的な意見が数多くみられた。

3. おわりに

『第二次浦添市総合計画後期実行計画』（*期間平成5年度~平成12年度）の中の表「主要都市施設の整備目標」によると、図書館の目標は「図書人口の拡大を図るため、蔵書数30万冊の確保と移動図書館の充実に努める」⁽¹⁰⁾とあり、分館建設については触れていない。開館14年目を迎え、蔵書数は約22万冊に達したが、中には廃棄対象となる資料をかなり含んでいる。蔵書数の拡大というよりは、新鮮な図書の入れ替えのための資料費の確保と、やはり地域へのサービスの強化が強く望まれているのではないかと思います。

「移動図書館がサービスをつづけていると、それだけではとてもすまなくなる所が出てくる。その地域に分館が必要であることが、市民にも図書館にもはっきりしてくる。そこで分館が作られ、移動図書館は本来の役割にもどることができる。つまり現在の日本では、移動図書館は、図書館というシステムを作るためのテコの役割をになっているのである。」⁽¹¹⁾という前川恒雄氏の言葉に見られるように、「としよまる」が行ってきたサービスを次のサービス発展へとぜひともつなげていきたい。

〈友利幸子〉

[注]

- (1)「浦添市立図書館建設計画書（案）」（事務用資料）1982年
- (2)『広報うらそえ』浦添市役所 1979年12月 8p
- (3)『昭和53年度浦添市市民意識調査』浦添市役所1979年38P~39P
- (4)『浦添市土地利用に関する市民意識調査報告書』浦添市役所企画部企画課 1984年 47p
- (5)『昭和59年度浦添市民と社会教育—浦添市社会教育調査報告書—』浦添市教育委員会 1985年 56p~66p
- (6)『浦添市市民意識調査（総合計画基礎資料）』浦添市役所企画部企画課 1985年 47p
- (7)「市立図書館に関するアンケート調査（第2号）」（事務用資料）浦添市立図書館1986年
- (8)『第二次浦添市国土土地利用計画策定調査報告書—市民意識調査—』浦添市役所 1990年 36p
- (9)「としよまるについてのアンケート」（事務用資料）浦添市立図書館 1988年
- (10)『第二次浦添市総合計画後期実行計画』浦添市役所企画部企画課編 1994年 187p
- (11)『われらの図書館』前川恒雄著 筑摩書房 1987年 122p

[参考資料]

- ・『浦添市議会定例会会議録』（'80年~'98年）浦添市議会編
- ・『浦添市立図書館報』（創刊号~第14号）浦添市立図書館編
- ・『はながわら』（第1号~第123号）
- ・『浦添市立図書館紀要』（No.1~No.2）
- ・『広報うらそえ』
- ・『「生涯学習まちづくりを推進するための方策を考える」シンポジウム収録』浦添市生涯学習推進本部編 1990年
- ・『第12回浦添市社会教育研究大会収録』浦添市教育委員会 1987年
- ・『移動図書館計画書』浦添市立図書館
- ・『移動図書館巡回記念誌』浦添市立図書館 1988年

[原案] 森田牧子

[資料協力] 知念美佳子

[協力] 仲間吉美・島山しのぶ・東恩納彩子

薬種について－「薬種取／＼帳」を中心に－

徳 元 剛

はじめに～研究史と参考資料

伊波普猷「『質問本草』について」(1932年、全集第10巻所収)は、『質問本草』(1837年)の著者とされている呉継志なる人物の実在が日本の研究者の間で疑問視されているのを受けて、農科大学本の例言を引用しながら架空人物であることは言うまでもないと断言している。それから家譜資料の中の産物調奉行就任関連の記事を引用して、『質問本草』編纂、さらに曾昌啓『成形図説』(1804年)、『鳥名便覧』(1830年)編纂との関連を推測している。東恩納寛惇「質問本草とその著者」(1957年、全集第9巻所収)は、伊波論文よりはるかに詳しく『質問本草』の成立等について論じたものである。「呉継志」を変名と考えた上で、1837年の薩摩侍医曾愿の跋文を紹介し、その中に読み取れる呉継志に相当する人物の条件をほぼ充たすのは島袋憲紀(1738～1808年)であるとしている。

真境名安興「沖縄に於ける医学の発達」(1925年、全集第3巻所収)は、現在の沖縄語の中に日本の古い医学用語が生きていることから、沖縄の医学は特に日本から影響を受けたとした後、義本の退位の理由となった疫病の流行、察度の左腕接合手術といった伝承に話が及び、それから史実としての近世医学史と疱瘡・梅毒に関する記録、医者への制度、本草学と薬園について述べている。

真境名安興「沖縄教育史要」中の「第3編 4節、医道の事」(1931年、全集第2巻所収)は、慶長年間以後から幕末までの琉球の医学史をコンパクトにまとめている。山崎二休

(守三、1554～1631年)とその三男の休意＝葉自意(照屋守庸、1611～1662年)を黎明期として、補唇術の魏士哲(高嶺徳明、1653～1738年)、舌瘡治療の晏孟徳(島袋憲亮、1700～1769年)、『御膳本草』の渡嘉敷通寛(1794～1849年)に代表される医学生の海外(中国・日本)派遣の伝統、宣教師にして医者であったベッテルハイムの西洋医学の影響までを述べている。ちなみに東恩納寛惇は「医方漫談」で、仲地紀仁が牛痘法を知ったのはベッテルハイムによるのではないかと推測している。「医方漫談」(1954年、全集第9巻所収)は、名を残した琉球の医者たちの列伝と、医学に関するさまざまなエピソードをランダムに並べたような構成の論文になっている。また全集第9巻には他に高嶺徳明に関する小論文、医学に関する講演、その他が収録されている。真境名の論文に戻って、その終段に、1725年の令達が「首集奴」という資料から引用されている。医者は人命に係る大切な職業なので士族に限らず無系の者でもそれになれる、ただし営利を目的に余所の村で開業することは禁止する、といった内容であるが、真境名はこれを「広く医者への養成を励ますと同時に、その居村で開業せしめ一方に偏する営利本位の都会集中を禁止してあるのは、機宜に適した処置であったやうである。」と述べている。東恩納寛惇もこの令達を「医方漫談」で取り上げていて、当時の三司官であり布達者である蔡温を評して「一身の経営よりも、全体の世用に重点をおいた合理的政治に敬意を表せざるを得ない。」と述べている。

横山學「琉球国食療書『御膳本草』」(1987

年、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所『生活文化研究所年報』第1輯所収)は、渡嘉敷通寛『御膳本草』と他の本草書との比較や、項目の分類からみて琉球産あるいは移入可能なものに限定していること、記述の特徴として一部に琉球語が使われていること、琉球独特の料理法がしるされていることを指摘している。また付録として『御膳本草』(中城本、ハワイ大学図書館所蔵ホーレー文庫)の全翻刻がなされている。

『千台』(1987年、川内郷土史研究会編)中の小倉一夫「薩摩藩に伝えられた欠唇手術の秘伝書」は、高嶺徳明が薩摩藩医の伊佐敷道与に授けた秘伝書「神仙秘法」が川内市歴史資料館で発見されたのを受けての史料紹介である。浦添市立図書館でも去年その史料のコピーを入手した。それによれば、10種の薬種を配合することや、季節によってその配合の比率を変えることなどが記されている。

「従大和下状」(咸豊6年。『琉球王国評定所文書』第13巻収録)中に、「薬種取メ帳」なる資料がある。咸豊5年秋の接貢船の乗組員が中国で買い付けてきた物品の内、薬種のリストである。翌6年の帰帆になるが、その買い付けてきた物品の中に輸入禁止のものが含まれていたために問題化した。その際作成された物品リストの内のもう1つ「端布類取メ帳」については、里井洋一氏がこの史料の解題で扱っている。リスト作成の事情については、以下のように記されている。

西洋端布類其外器物等一切唐より不買渡様役者末々迄厳密被仰渡置候処、此節接貢船より羅紗岬岐西洋布其外甲爪等も買渡候由被聞召、右は御物より御買入相成候ても買渡候面々并品員数等委敷相糺御問合可申上旨被仰越趣承知仕夫々取メさせ候処、別紙式閉之通持渡申候。右端布等兼て注文之品々調兼候方商人共より押々為相渡由申出、左程之高は有之間敷と相考為申事候処、右通大高相及何共存外之

儀に御座候。右取メ帳式冊相添此段御問合申上候。以上。

辰九月三日

新納太郎左衛門

浦崎親方

松島親方

大里王子様

座喜味親方様

池城親方様

幸地親方様

薬種については、中国から買い渡らないように厳重に言い渡されていた「甲爪等」を、どの程度買い付けてきたのか、この「薬種取メ帳」を見ればわかる。爪170斤50目・官桂14斤・玳瑁15斤12合・腹甲400斤の4種である。このような輸入禁止の薬種を買い付けてきた事情としては、中国商人に代銀を前渡しした上で、注文通りの物品を調達するよう依頼したのに、その通りに調達できず、代わりに輸入禁止の物品を押し付けられた、と買い付けてきた者たちが申し開きをしている。

そういった事情はともかくとして、当時中国から琉球にどんな薬種が、どのような用途で輸入されていたのか、その一端が見える史料に思えるので、ここにとりあげてみたい。どんな薬種を仕入れているのかを知れば、当時どんな病気があったのかも知ることができると思う。また薬種の需要とともに、その国内流通についても考えることのできる史料のように思える。

「薬種取メ帳」の分析、そしてそれに掲載された薬種の中のいくつかを紹介してみようと思う。

1. 薬種の輸入

東恩納寛淳は「医方漫談」で、薬種の輸入は冠船と、進貢・接貢船の2つのルートで行われたと述べた後、「この二道によつて相当の薬種が輸入された筈である。然るに李録に

依ると、肉桂・黄連・麝香等の高貴薬は適当しないから取り止め、大黃・大楓子・茶葉等の類が適当してゐる、とあるから極めて普通の品種しか行かなかつた事もわかる。」と述べている。同論考の他の箇所でも次のように述べている。

「人参吞んで首くくる」と云つたやうな世諺は沖縄にはない。親の医薬を工面する為めに、身を苦界に沈めたなどと云ふ類の人情談も亦ない。この事はいろいろの角度から考へて見ねばならぬ事であらう。まづ第一に考へられるのは身を売つて買はねばならぬほどの高貴薬が沖縄には渡つてゐなかつた事である。

尚温時代の冊封使李鼎元が、乗員の貨物を点検した際、肉桂・黄蓮・麝香等の高貴薬は商品として不向であるとの理由でやめさせ、普通のありふれた薬物に取りかへさせた事があつた。尚育の戌のお冠船前後薩摩では、調所笑左衛門が藩債整理の衝に当り薬種類の専売をやり出し、その取締一段ときびしくなつてからは唐人持渡りの薬種も容易に手に入らなくなつた。」

まず「人参吞んで首くくる」の類の諺が沖縄にないからといって、またその類の人情談が沖縄にないからといって、「ない」ことの理由を考えるのは、考え方としておかしい。「ある」ことについて、なぜ「ある」のかを考えるのが、正しい考え方である。

また、尚育冊封の前後、つまり19世紀中頃に、薩摩による薬種専売によって、中国からの薬種輸入がかなり制限されたと述べている。ところで『琉球王国評定所文書』第13巻収録文書「従大和下状」(1856年)の中に、「薬種取メ帳」という、接貢船ルートで輸入した薬種のリストがある。輸入禁止の品種が含まれていたので問題化し、その調査のために薩摩琉球館によって、このリストが作成された。リストには50種以上の薬種が記載されている。輸入禁止の品種として定められていた「爪」や玳瑁・官桂については乗組員が、注文品と

は違ふこれらの品物を中国商人に押し付けられたという事情があり、接貢船の船頭が特段の計らいを願い出ている。しかしその他の品種については、「薬用并人々用物・土産用等」の情状をもって、沙汰なしを願い出ている。これらは琉球医者の注文品その他、正規の入手方に則つたものであろう。その根拠は、このリストが2つの入手状況によって分類されており、1つは中国商人に押し付けられたもの、もう1つは「薬用并人々用物・土産用等」であるが、前者については不可抗力的な事情をもって、後者については輸入目的をもって、それぞれ別の意味での免除を願い出ているからである。このことから、輸入禁止の品種がいくらかあったことは確かであるが、薬種の輸入がかなり制限されていたとは考えにくい。

さらに肉桂・黄蓮・麝香といった高級品目は「適当しない」「商品として不向」として、冠船の乗組員が持ち渡らなかつたと述べている。しかし「薬種取メ帳」にはこれらの薬種が、「薬用并人々用物・土産用等」の輸入品目として記載されている。このことはつまり、これらの高級品目にも需要があり、これらを買求めるだけの経済力が、乗組員および彼らに購入を依頼した医者たちにあつたことを示している。

2. 洋参

洋参について述べる前に、三七について述べなければならない。というのは、東恩納寛惇が「医方漫談」の中で、洋参と三七を同じものとしているからである。「医方漫談」から以下にその箇所を引用する。

「洋参は広東方面から出る広参と称するもので、もと西洋人が広東地方から持込んだと云ふので、一に洋参と唱へた。人参の一種ではあるが真参ではなく、中国では俗に三七(サンチー)と称し、町医者に珍重されたが、

中国人自身は使用しなかった。

この広参が始めて長崎に持込まれた時に、その清国商人が大病にかかり、人参を手に入れ度いと、取引先の町人に依頼して来たのでお手のものがあるではないかと詰りし処、これは実は三七であつて人参ではない。貴国の人が人参代りに使用すると聞いて持込み莫大の利益を得たが、弊国では曾つて用ひない、と云つた。そこで宝暦十三年（一七六三）八月二十日、広東人参商売の儀、向後堅く停止の布令が出た。（中略）天明八年正月廿三日布令を以て、広参の儀は、病によつては万更効能がないでもなく、それに下々の者には真参の入手思ひもよらぬにより、宝暦十三年の禁令を解き、売買勝手たるべしと云ふ事になった。渡嘉敷親雲上の御膳本草に人参三七とあるのは、この広参の事である。」

その記述については多少疑問があるので、以下にそれを述べる。

(1) 別名について

『質問本草』に「賽三七（ヤマウルシ）／・・・根は黒にして漆に似たり。味苦・微辛。跌打・血暈・気閉に、汁を取り酒に和して、之を服すれば、気血を疏通す。験あること奔馬の如し。」とある。目次では「三七」となっているが、本文のほうでは「賽三七」となっている。賽三七の別名は「ヤマウルシ」である。

『原色和漢薬図鑑』（保育社、昭和55年。以下『図鑑』と略す）には「三七人参」と記載されている。16世紀末から中国南部で使われ出したものという。別名を「山漆」または「金不換」という。

『御膳本草』には「人参三七」と記載されている。別名は『図鑑』に同じく「山漆」「金不換」である。

つまり、上の資料の中には三七の別名を洋参とする記述はない。それどころか『図鑑』には別に広東人参が記載されており、

その別名を洋参としている。

(2) 渡来について

『図鑑』によれば、三七が中国南部で使われ出したのは16世紀末だという。また広東人参は1716年に、中国人参に似た植物として南カナダで発見されたという。「医方漫談」によれば、洋参が始めて広東から長崎に渡ったのは1682年のことだという。

1716年に発見される洋参＝広東人参が、それより前の1682年に長崎に渡るわけがない。当時長崎に渡ったのはおそらく三七のほうである。

「薬種取メ帳」に出てくる洋参は、用語をそのまま信じれば広東人参であるが、『御膳本草』に特に記述されるほどに需要があったと考えれば、三七であるとするのも捨て難い。

三七については『御膳本草』に詳しいので、それを引用しておきたい。東恩納本（県立図書館蔵）には、「人参三七功能」として特に項目が設けられている。

「三七、根ハ気味甘く、微し苦く、温にして毒なし。遠年の悪血を削り除け、新生の血を養へ、血虚を補ひ、血瘀を消し、血痛を定め、血塊の攻ミ登るを下し、走出る血を留ミ、滯る血を散らし、血癰を消し、血熱を清まし、血瘡を治し、死血の腹痛を止め、吐血、鼻血、大便血・小便血下し、赤痢病血、痢病血、淋病を止め、婦人の経水を調ひ、血崩を止め、産後の古血の多く下るを留ミ、産後の悪血の下らざるを下し、血運の不止を治し、男女赤眼、跌撲、枝瘡の悪血の残滞りて瘀氣に成り、時々痛ミ起り、或ハ癰疽其外無名の腫もの、或ハ虎咬傷、犬咬傷、馬咬傷、蛇咬傷、人咬傷、刃物傷、箭傷、木竹石傷、湯焼傷、火焼傷等の諸病を治するなり。・・・」

三七は「専ら血門に入て血病を治す」とされる。血病は婦人が罹りやすく、これが不妊

の原因になる。そこでまるごと陰干しにした三七を、イカ墨またはタコ墨で煮込んで毎日食べれば、素肌に潤いを与え、しかも3年以内に必ず「おめでた」になるという。また婦人が常用すれば病気知らず、高齢になっても元気な声で目も耳も達者、長生きできるという。特に婦人薬として用いることが多いようである。しかし残念なことに世間は、その効能は知っているが用法を知らない。そこで世間のため、特にすべての女性のために、その用法を広めることは、いわば私（渡嘉敷通寛）の使命である、などと記している。

彼の使命感はともかく、治療法としては他に、三七の根の部分（鬚根を含む）を刻み、白米少々を加えて薬缶で煎じて服用する方法、また生のまま搗き碎き、その汁をそのまま、あるいは酢を加えて患部に塗布する方法、また汁を米飯に交ぜて食べ、搾り滓を傷口に塗布する方法、また汁・滓ともに傷口に塗布する方法、などがある。ちょっと信じられないが、指を切り落としても、その指を三七の汁・滓と一緒に布で包んでくっつけておけば、もと通り指がつながるらしい。

ついでであるが、『質問本草』に記載された賽三七について疑問点が1つあるので、ここに触れておきたい。

薬種は五味に分類される。五味とは、酸（すっぱい）・苦（にがい）・甘（あまい）・辛（からい）・鹹（しおからい）である。この五味がそれぞれ五臓・五腑に対応するといわれる。すなわち酸は肝臓と胆嚢、苦は心臓と小腸、甘は脾臓と胃、辛は肺と大腸、鹹は腎臓と膀胱に対応し、それぞれの臓腑の機能を高めるとされる。また薬種は四気に分類される。四気とは、寒・熱・温・涼である。寒・涼は身体を冷やし、鎮痛・消炎作用がある。熱・温は身体を暖め、興奮作用があるとされる。（木下繁太郎『くらしに生かす漢方の本』、三笠書房、1990年）。

ところで『御膳本草』の三七はその薬性を

「甘にして微苦、温にして無毒」としているが、『質問本草』の賽三七のそれには「苦にして微辛」とある。この2つは同じく三七なのだろうか。

この疑問は薬性だけではなく、挿絵にも起因している。薬性を『御膳本草』と同じくする『図鑑』の挿絵（『御膳本草』には挿絵はない）と、『質問本草』のそれとは、明らかに違う（図1、2）。

東恩納寛惇「医方漫談」に「この書（『質問本草』のこと、著者注）は、琉球の学士呉継志と云う者の原著で、島津重豪（斉彬の曾祖父）が入手、藩庫に秘蔵し上梓の機会を失っていたのを、何者かがひそかに謄写して世間に出た。重豪の曾孫、斉彬がその流布本に誤謬の多いのを発見し、そのままにしておいては、却って害毒を流す事になると心配し、命じて厳密な校訂を加え、印行する事にした」とある。この校訂作業の過程で、あるいはミスがあったとも考えられる。つまり『質問本草』記載の賽三七の記述およびその挿絵が正しいかどうか、疑問を抱いている。

3. その他の輸入薬種

最後に、洋参（あるいは三七）以外で「薬種取メ帳」に記載された薬種について紹介する。

蒼朮（オケラ。図3）

生荒野。春生苗。高一尺許。秋開花。蒼朮生茅山。殊点潤而甜者佳。山谷皆有均可入藥。葉莖如小薊。故積名山薊。氣烈甘温。健脾、燥湿、發汗、寬中、更祛瘴疫。蒼朮春生苗、青色。長二三尺。夏開花、紫碧色或有黄色。入伏後結子。至秋而苗枯。皮色褐。其氣味辛烈。又朮有兩種。葉大有毛、根甜、為白朮。葉細、根小苦、為赤朮。此一種、觀其根形、實中国之蒼朮也。細嚼其氣味、亦無異。第產於茅山者良。至於各方土

地不同、生苗開花俱有早晚。即其性用、照方書不無稍別。若外用不妨、入藥須有尊酌。係是蒼朮、祇恐地道各別、入藥須宜尊酌。俗名蒼朮、載在本草。

遠志（コクサ、ヒメハギ。図4）

生原野。春生苗。高五六寸。三四月開花。遠志有大葉小葉二種。根黃色。苗似麻黃而青。三月開白花。根長及一尺。泗州出者、花紅、根葉俱大於他處。商州出者、根又黑色。

先生定為遠志。中山医家亦嘗充之。往々用之。

猶嫌其根甚小、耳猶堪入藥乎。否仰再喻。此乃遠志也。根之小不過地土薄、耳堪以入藥。

厚朴（ホホノキ。図5）

生山中。木高数丈。春開花、生葉、結実。厚朴、枳名烈朴。産跂趾者為最、建平・宜都及洛陽・山陝・河南・川蜀・浙閩皆有之。南産者功勝於北。以厚而紫色者為佳。雷斅云若非姜製則棘人喉舌。味苦辛温。消脹、除滿、痰氣・瘡痢其功勿緩辛通破堅。積食可消。傷寒・時疫服之不纏結実。名逐折。甘温無毒。明目益氣解鼠涎毒。

老鴉草（倭種延胡索、ジラウバウ。図6）

生陰地。九十月生苗。葉極柔潤。莖亦不硬。高六七寸。春開花。俗名老鴉草。

五味子（サネカヅラ、マトフカヅラ。図7）

生山中。引蔓於樹木。四時不凋。夏開花結子、至秋乃熟。五味子調和五臟。用子。

使君子（図8）

使君子、一名留水子。藤大如指繞樹而生。葉長二寸許、兩兩相對。三月開花。一朵二十餘花、各有蒂。其花单弁五出。初淡紅色、後變深紅。裊裊有海棠之情態。子大如拇指。長寸許。五楞而兩頭尖、絶類卮子殼。嫩則青黃、老則紫黑。医家連殼用之、以為治嬰艾病之藥。

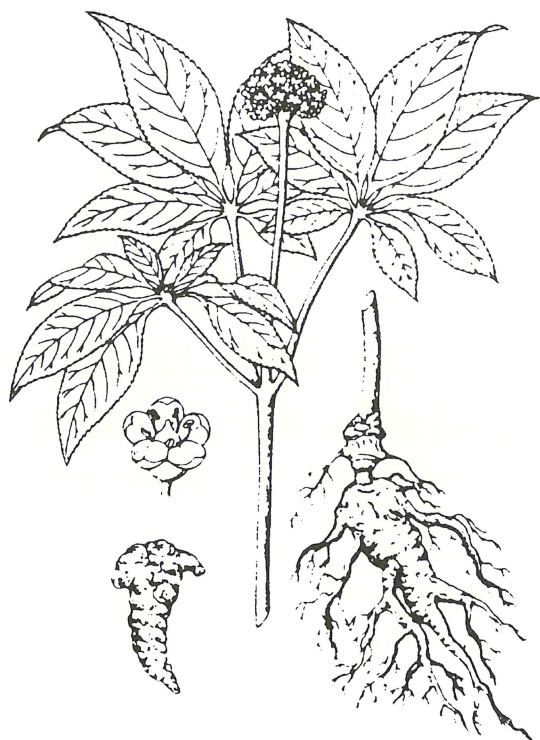
防風（図9）

渡嘉敷通寛『御膳本草』に、「防風は中風を防ぐの義、繖形科の多年生草本、支那の原産。「ハマスゲナ」「ハマニガナ」とも云う。気味、甘、温、毒はない。風邪を去り、頭痛を止め、風引の身骨痛むを治し、風眼を療する。久しく食へば風湿をさらし、身軽くなる。此もの×（また）のあるものは食べてはならぬ。」とある。

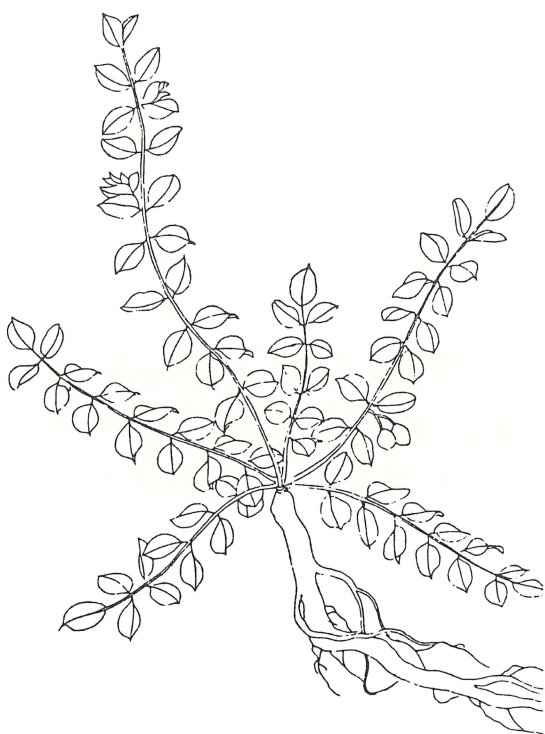
〈図1〉賽三七（『質問本草』）



〈図2〉三七人參（『図鑑』）



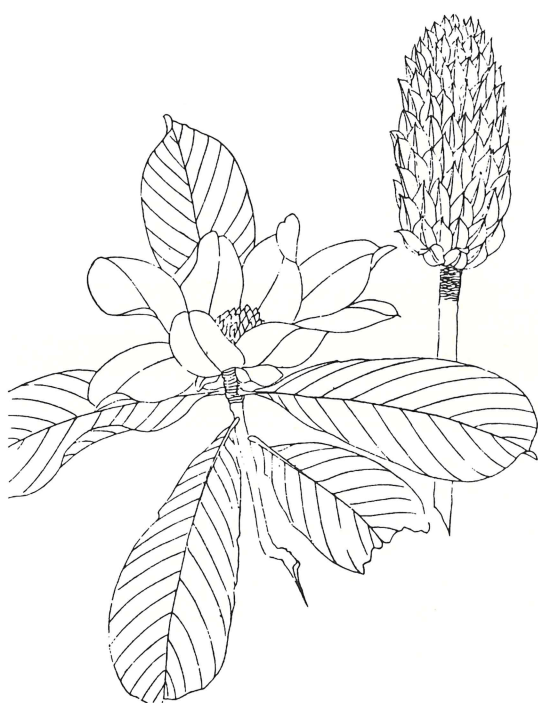
〈図4〉遠志（『質問本草』）



〈図3〉蒼朮（『質問本草』）



〈図5〉厚朴（『質問本草』）



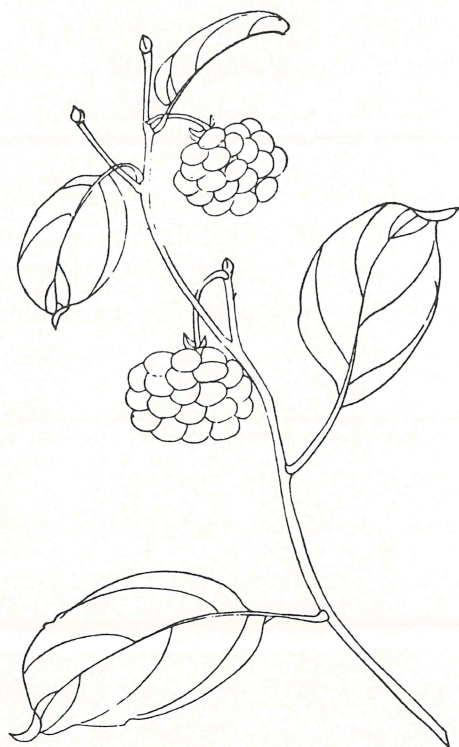
〈図6〉老鴉草（『質問本草』）



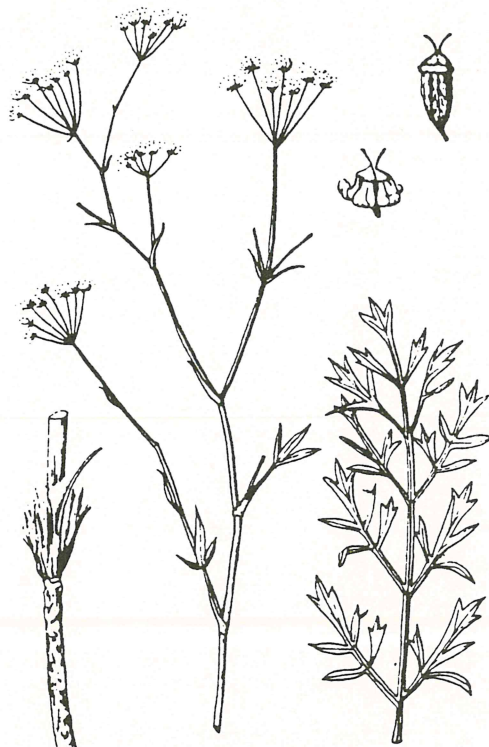
〈図8〉使君子（『質問本草』）



〈図7〉五味子（『質問本草』）



〈図9〉防風（『質問本草』）



嘉門（かじょう）貝塚出土の型式不明の土器

下 地 安 広

はじめに

嘉門貝塚B地区の報告を1993年に発刊したが、紙面の都合等もあって今回テーマとした土器資料を除いたまま報告した。1996年になって当貝塚の発掘調査メンバーの一人であった池田榮史から福岡大学の武末純一の意見として当該土器は朝鮮半島の土器の可能性（楽浪系？）が考えられ、今後、細かい検討が必要であろうと助言を得た。

当該土器は未報告であったため、県内外の研究者が当該資料を共用できるようにしておく必要があると考え、鹿児島県考古学会と沖縄考古学会の第4回合同研究会で「嘉門貝塚出土の型式不明の土器—新たな交渉が想定される土器—」として、(1) 嘉門貝塚の位置と環境、(2) 在地土器について、(3) 弥生土器について、(4) 型式不明土器の特徴、(5) まとめ、の順で実測図と口頭による資料紹介をした（下地、1996）。今回は、先の報告に内容を追加して本機関誌から報告する。

本報告のタイトルである「型式不明の土器」は、口が内側に傾く無頸の壺を一見連想させるものである。また、土器表面に滑石が見える点も当該土器の大きな特徴である。この土器は、これまで沖縄諸島の同時期の遺跡や貝塚から出土する土器（沖縄諸島の後期土器と扱われている土器型式、弥生土器、弥生土器の影響を受けた土器など）とは土器のプロポーションや特徴が著しく異なる。

本文では、嘉門貝塚出土土器の中の当該土器（型式不明の土器）、高宮編年うるま時代（貝塚時代後期土器、高宮暫定編年後Ⅰ・Ⅱ

期の土器）前半の土器と当該土器、弥生土器と当該土器、の順に記載して当該土器資料が従来の沖縄・九州の土器型式の範囲外のものがあることを明らかにしたい。また、県内の類例資料を紹介し、嘉門貝塚だけに見られる状況でないこと、さらに、他の研究者の意見等についても触れ、当該土器資料から推察できる交流の可能性を考えてみたい。

なお、嘉門貝塚の発掘調査成果については、既に平成3年（松川・下地他、1991）と平成5年（松川・下地他、1993）に報告書を発行したので参照いただきたい。

1. 嘉門貝塚出土土器の中の当該土器

嘉門貝塚は、沖縄県浦添市の米軍基地キャンプキンザー内の西側海岸の海拔4～5mの古砂丘に位置する。同貝塚は縄文後期に並行する高宮暫定編年前Ⅳ期（沖縄貝塚時代前期）と弥生時代前期から中期併行の高宮暫定編年後Ⅰ・Ⅲ期（沖縄貝塚時代後期前半）、概ね江戸時代に併行する近世琉球の複合遺跡である。ここで扱う土器資料は、前述の3時期の中の弥生時代に併行すると推定される嘉門貝塚出土の土器である。

(1) 土器の種類

嘉門貝塚出土土器は、器形・胎土・その他の特徴から、下記のⅠ～Ⅲ類の3つに大きく分けることができる。

Ⅰ類：同貝塚周辺で作られたと推定され在地の土器群で、嘉門貝塚から出土した土器の大半を占める。器形、胎土（土の質）、混和材、成形技法などから、さらに、①～③の3

つに分けられる。

①器形は鉢形で胴部から口縁部にかけて太い円筒形状を呈する。口縁部は九州縄文晩期に見られる屈曲をつくるものと、頸部から口縁にかけてほぼ垂直に立ち上がる直口口縁のものがある。中には、取手状の外耳を二個貼り付けるものもある。底部はその大半が女性の乳房状の乳房状尖底を呈する。器面は手触りがさらさらするような砂質で、黒色の細長いガラス質の鉱物や透明な石英粒を含む。第2図1～21に示す資料である。

②器形は最大径が口縁にあり底部にかけてすばまる円錐状を呈するものと、前記①の器形にやや近似するものがある。底部は前記同様、乳房状を呈するが、その大半は輪積み痕を残す雑な作りのものである。土器の質は精製された泥質で、胎土には赤色粒を含むものなどが見られる。また、このグループの土器の大きな特徴のひとつとして、輪積み部分に明瞭な稜を残すことがある。第2図22～34の資料である。

③前記②と土器の質感はほぼ共通するが、土器は5～6ミリの厚さで均一である。また、器面の調整は丁寧で器面に輪積み等の痕を稜として残さない。前記②に良く見られる指圧痕はこのグループの土器外面には殆ど見られない。器形は甕形を呈するものが多い。底部については推定復原の可能な資料がないため明確にできないが、前述した土器の特徴等から類推して大半はくびれ平底と考えている。第2図35～39に示す資料である。

Ⅱ類：弥生土器群は、壺と甕を主とするもので器形や胎土、器面調整等の特徴から沖縄で作られた土器とは明らかに異なるものである（第3図1～14）。これらの弥生土器は鹿児島県下を中心とする南九州から搬入されたと推定されている。出土した刻目突帯文系甕形土器から大まかに弥生前期中頃から中期前半頃と推定されている（池田榮史，1993）。便宜上、弥生土器の器形や成形方法等の特徴

が見られる在地の土器もここに含めることにする。

Ⅲ類：現時点では、Ⅰ・Ⅱ類のいずれにも属さない土器である。今回のテーマである「型式不明の土器」はこのグループである。この土器の器形や胎土に類似する土器は、在地土器や九州系土器には認められない。第3図15の資料である。

同図1は口縁破片であるが、口縁部の推定復原が可能な資料である。口縁部の縦断面形は方形状に肥厚する。口径は cmを測る。口縁部の形は口縁から肩部へ「ハ」の字状に開く、一見、無頸の壺を連想させるような形である。しかし、土器の形は、現時点では甕としておきたい。胎土には滑石、石英、黒ウンモ、土塊を含む。器面には横位と縦方向のヘラ状の調整痕が見られる。この種の土器は、この資料以外に口縁部破片が1点、胴部破片が3点出土している。

2. うるま時代の土器と当該土器

うるま時代（沖縄貝塚時代後期）の土器は、現時点で（1）真栄里式、（2）具志原式、（3）アカジャンガー式、（4）フェンサ城下層式、（5）ナガラ原西式、（6）大当原式（大当原タイプ）、（7）浜屋原式などが提示されている。

嘉門貝塚出土のⅠ類の土器は、広義には前記の（2）具志原式、（6）大当原式（大当原タイプ）、（7）浜屋原式に含まれると想定する。しかし、具志原式には無文と有文が有り、有文の中のは凸帯を貼り付け、山形曲線文や押捺刻文等を加えるものが見られ、土器の底部も尖底とくびれ平底の2タイプがあるとされている（高宮廣衛，1991）。この種の底部は、近年の発掘調査の資料からすると時期が分かれる可能性が高くなっていると思うので再分類が必要と考える。

また、大当原式（大当原タイプ）、浜屋原式についても土器型式設定時以後、土器資料

がだいぶ増えたため、これまでの型式設定時の説明では特徴を把握することが困難になっていると思慮する。この二つの型式も型式の再設定を行う必要があると考える。

先に記した状況から嘉門貝塚出土のⅠ類土器は従来設定されている土器型式に位置付けることが困難である。①器形は鉢形で胴部から口縁部にかけて太い円筒形状を呈する。口縁部には九州縄文晩期に見られる屈曲をつくるものと、頸部から口縁にかけてほぼ垂直に立ち上がる直口口縁のものがある。中には、取手状の外耳を二個貼り付けるのが認められる。底部はその大半が乳房状の尖底を呈する。器面の手触りがさらさらする砂質等の特徴を有する。

今回の取り上げる「型式不明の土器」は、弥生土器が出土する同貝塚B地区の出土で、当該土器は土器の質が在地のものや弥生土器とも著しく異なっており、発掘調査で出土した当時から識別できた。

3. 弥生土器と当該土器

本貝塚出土の弥生土器群については、池田榮史が基本的には南九州の鹿児島県下で作られた弥生土器と推定した(池田, 1993)。

その後、中園聡・上村俊雄は本貝塚出土の弥生土器は弥生時代早期から中期後半のもので、薩摩半島の特徴を有する弥生土器が認められるとし(1997, 11、中園教示)、その後、中園は次の報告を行っている。

弥生初頭器の夜臼式の範疇で薩摩半島的な土器(嘉門貝塚B報告書第28図1)、同報告書の第28図2は板付Ⅰ・Ⅱ式並行で薩摩半島産と見ている。型式では弥生中期前半の入来Ⅱ式、中期後半の山ノ口式が認められると報告している(中園・上村, 1998.)。

また、国立歴史民俗博物館考古研究部の藤尾慎一郎は嘉門貝塚出土の弥生土器への観察所見として、鹿児島県内で作られた弥生土器

で弥生時代前期から中期初め頃の板付ⅡAと入来式の範疇のものとする(1998, 5, 13, 藤尾教示)。

前述の弥生土器と伴出する在地の土器は、その大半が前に記した分類のⅠ類の①である。前述の土器分類Ⅰの②③が主に出土している同貝塚のA地区では弥生土器は出土していないのである。

当該土器は従来知られている弥生土器とは系統を別にする。器面に滑石が見られることや器形が従来の弥生土器とは著しく異なる等から従来の弥生土器との識別は容易である。また、九州の研究者に当該土器をみてもらったが、誰一人、弥生土器としてみないのである。

4. 県内の類例資料紹介

県内における類例資料を調べたところ、宜野湾市と読谷村の遺跡から出土していることを仲宗根求、呉屋正勝、下地傑、宮里信勇らから教わった。前記4氏の助言により嘉門貝塚B地区以外に、大久保原遺跡、中川原貝塚、真志喜荒地原第一遺跡の3遺跡で7点の出土があることを知った。3遺跡の当該土器(型式不明の土器)を実際に見たが土器の形をはじめ、諸特徴はほぼ共通する。以下、3遺跡を簡単に紹介する。

大久保原遺跡と中川原貝塚は、読谷村字渡慶次の東中国海を望む海岸砂丘に隣接して所在する。概ね、残波岬の南に位置する海浜にある。

前者の遺跡は、(仲宗根・古堅1989)高宮暫定編年の前Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ期、後Ⅱ期にまたがる複合遺跡である。この遺跡の第2層が後Ⅱ期の包含層と捉えられている。同層から尖底土器とゴホウラ製貝輪が出土し、同包含層から当該土器(型式不明の土器の口縁部破片2点、同部破片1点)が出土している(仲宗根1989)。その他の出土遺物・遺構に、南九

州弥生中期の incoming II 式土器、ゴホウラ集積地が5基、人骨を伴う箱式石棺墓が出土している(仲宗根, 1998)。

後者の貝塚も高宮暫定編年の前IV期、後II・III期の複合遺跡である。発掘調査は、後期の個所を中心に行われた。発掘調査では伏臥伸展の人骨一体を含む箱式石棺墓をはじめ、ピット群、ゴホウラ集積、イモガイ集積の遺構とイモガイ製・オオツタノハ製・ゴホウラ製の貝輪、石斧、すり石、無紋で尖底の鉢形土器などが出土している。前述の遺構・遺物に混ざって弥生土器(高橋II式、incoming式、山ノ口式)、小型方柱状片刃石斧、青銅製鏃、滑石入土器が出土している(仲宗根, 1992)。

真志喜荒地原第一遺跡は宜野湾市字真志喜に所在する県立宜野湾高校の南側、沖積低砂地の段丘縁にあり、発掘調査が当該地の区画整理事業に先立ち行われた。発掘調査の結果、同地域は二次的に遺物包含層が堆積したと解釈されている。遺物は土器・石器・貝殻・獣骨等が出土している。土器は口唇に刺突紋、口縁帯に格子などの沈線紋やみみず張れ状の浮紋をもつ土器のほか、くびれ平底の在地土器と当該土器(型式不明の土器)の口縁部破片1点が確認されている(呉屋ほか, 1989)。

5. 他の研究者の当該土器(型式不明の土器)に関する所見

今回「型式不明の土器」としたものは、出土した時点から、(1)これまで県内で出土している弥生土器とは著しく特徴が異なること。(2)九州の典型的な弥生土器に類例が見られないこと等の理由から九州の弥生土器研究者の指導・助言を得る必要があると考えていた。そのため、数回にわたり九州の研究者に当該土器を見ていただいていたが、九州の弥生土器では見たことは無いとの意見が大半であった。

当時は、弥生前期土器が沖縄で出土するこ

とが珍しかった時代であり、弥生土器と在地土器、そしてイモ貝とゴホウラの集積地などに県内外の研究者の注目を浴びた。

1996年11月の鹿児島考古学会・沖縄考古学会第4回合同研究会で「嘉門貝塚出土の型式不明の土器―新たな交渉が想定される土器―」として報告した後の学会員相互の意見交換では「当該土器のような土器資料は鹿児島では見たことがない」が共通した意見であった(合同学会に当該土器を持参していたので、参加者全員に当該資料を見ていただいた)。

愛媛大学助教授の村上恭通と意見交換をしている途中で当該土器が話題になり、東大が所蔵し、谷豊信が報告した楽浪土城の報告に滑石混入土器があり、共通点があるのではないかと助言を頂いた(村上, 1996)。

東京大学考古学研究室で楽浪土城の土器を実際に拝見させていただいた。当該遺跡の土器は軟質灰色系土器、硬質灰色系土器、白色土器、滑石混入土器などが出土しているが、滑石混入土器と軟質灰色系土器の近似する資料の一部についてみながら、同大学教授の後藤直から次のような助言をいただいた。まず、①うりふたつで共通するといった土器資料はないのではないか。②楽浪の土器は幾つかの土器がセットになっているが、他の土器は出土しているのか(著者回答:これまでの確認作業では見つかってない)。③中国の南の方の土器も視野に入れて検討する必要があるのではないか。④滑石混入土器を詳しく扱った谷豊信の意見を聞く必要がある。などであった。

その後、東京国立博物館に谷豊信氏を訪ね嘉門貝塚出土の当該土器を観ていただき助言をいただいた(下地, 1998)。①嘉門貝塚の当該土器は楽浪土城の滑石混入土器の中型容器と特徴がやや類似する。②楽浪の土器は基本的に灰色系土器・滑石混入土器・白色土器の3種類が機能別・器種別に製作され、3セットで出土するのが一般的である。③楽浪の滑

石混入土器は煮沸用の日用品と考えられ、土器破片に焦げがついている資料が多い。出土土器に焦げの付いたものがないか観察する必要がある。④滑石混入土器以外の変った土器がないか、十分確認する必要がある。⑤当該土器は楽浪の滑石混入土器の流れの中で捉えることも可能である。⑥楽浪土城の時期になって楽浪と呼ばれる土器を作るようになったかは疑問、むしろ、楽浪以前からこの種に近い土器を作っていた可能性が十分想定される。嘉門貝塚の土器はもしかすると、楽浪以前の土器と似た土器になるかもしれない。⑦楽浪以前の土器研究は未だ未開拓分野のため土器の特徴などは分かってない。

熊本県熊本市で1998年7月26日に実施された九州考古学会・龍南考古学会第3回合同学会の日韓古代文化交流シンポジウムに当該土器を展示し、熊本大学教授の甲元真之と龍南考古学会会長の沈奉謹の当該土器の取り扱いに関する意見交換は楽浪系の土器で良いとのことであった(下地, 1998)。

6. まとめ

以上、嘉門貝塚出土土器の当該土器のほか、うるま時代の土器と当該土器、弥生土器と当該土器、県内の類例資料、他の研究者の当該土器への所見なども紹介した。

前述した内容を含め、当該土器の特徴や交流のあり方を箇条書きにしてみたい。

- (1) 口縁部の縦断面形は方形状に肥厚する。口縁部の形は口縁から肩部へ「ハ」の字状に開く、一見、無頸の壺を連想させるような甕形である。胎土には滑石、石英、黒ウンモ、土塊を含む。
- (2) 当該土器資料(型式不明の土器)は沖縄の土器ではないと判断する。
- (3) 当該土器は九州の弥生土器型式でもない判断する。
- (4) 当該土器は嘉門貝塚における弥生土器の出土状況から弥生時代前期後半から中期前半頃と推察される。
- (5) 当該土器は

- 前記土器分類における1類①の土器が出土する個所から出土する。(6) 当該土器が楽浪の滑石混入土器の甕に器形や胎土が近似すること、および谷豊信・武末純一・村上恭通・沈奉謹などの意見から朝鮮の楽浪系の土器に属する可能性が強い。(7) 当該土器の搬入経路については、(a) 楽浪前後に朝鮮の人が当該土器を持参して来島した(南九州と関係無く)、(b) 弥生の前期から中期にかけて南九州の人が当該土器を持ってきた、(c) 楽浪前後に朝鮮の人と南九州の弥生前期から中期の時期に交流があり、共に、来島した、(d) 沖縄本島の貝塚人が南九州・朝鮮に出かけて行って弥生土器や当該土器を持ってきた、などを想定していくすが、これまでの発掘調査資料から(d)の可能性は薄いと考える。(8) 当該土器は楽浪系と想定したが、これを裏付ける資料が未だ乏しいことから後藤直が指摘したように中国・台湾のこの時期の土器と比較を行っていないので他の地域にこの種の土器が存在しないか比較検討の必要があると考える。(9) 当該土器の九州地区での報告を未だ筆者は聞いたことがない。

以上、考えていることを記したが、類例資料が九州で発見しているか、今後に出土するかで当該土器の搬入経路や背景などが著しく変わるであろう。本小論をまとめるにあたり、前述した先生方から助言を多々いただいた。しかし、先生方の助言を筆者が十分理解して記述できたかは不安なところがある。先生方の意見として記載した個所については筆者というフィルターを通したため誤りや勘違いがあれば筆者の責任である。資料紹介と論の展開など未だ未熟であるが、当該土器の持つ意味が大きいと思うので、勇気を振るい報告した。これを機会に関係各位の助言や指導がいただければ有りがたいと思っている。

おわりに当該資料を早めに報告するよう導いてくださった職場の上司である安里進氏、当該土器の研究の方向を示唆くださった池田

榮史先生、後述の先生方の紹介や類例資料・参考文献を教えて下さった安里嗣淳、中村愿、盛本薫、呉屋義勝、下地傑、仲宗根求、宮里信勇の学兄のほか、土器の胎土に含まれる鉱物を観察して下さいた大城逸朗先生、突然訪ねたにもかかわらず快く助言・指導くださった後藤直先生、谷豊信先生、甲元真之先生、

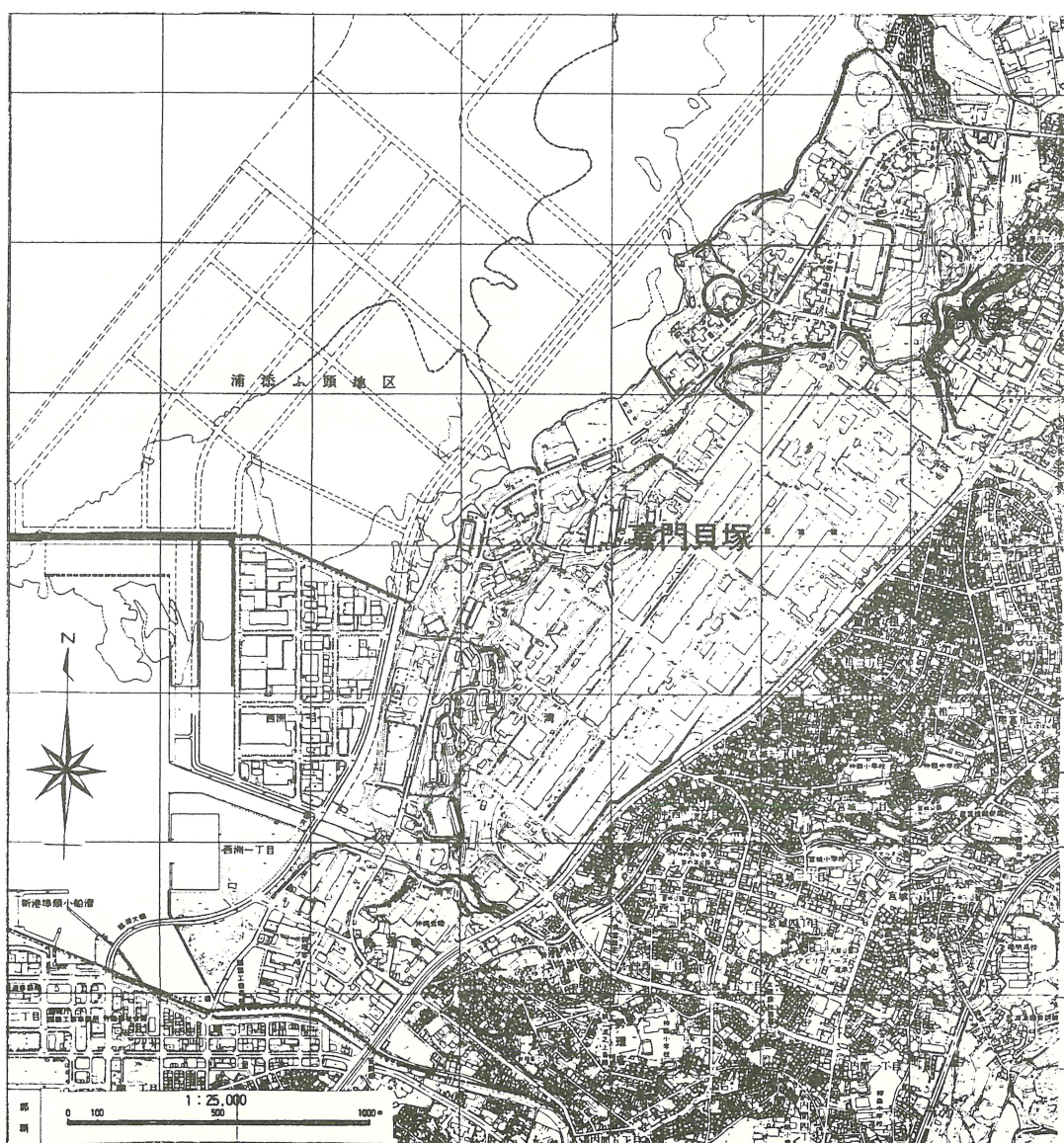
沈奉謹先生、村上恭通先生に厚く御礼申し上げます。

また、著者に当該土器をテーマに研究を続けるよう叱咤激励して下さった上原静氏と恩師の高宮廣衛先生に記して感謝申し上げます。

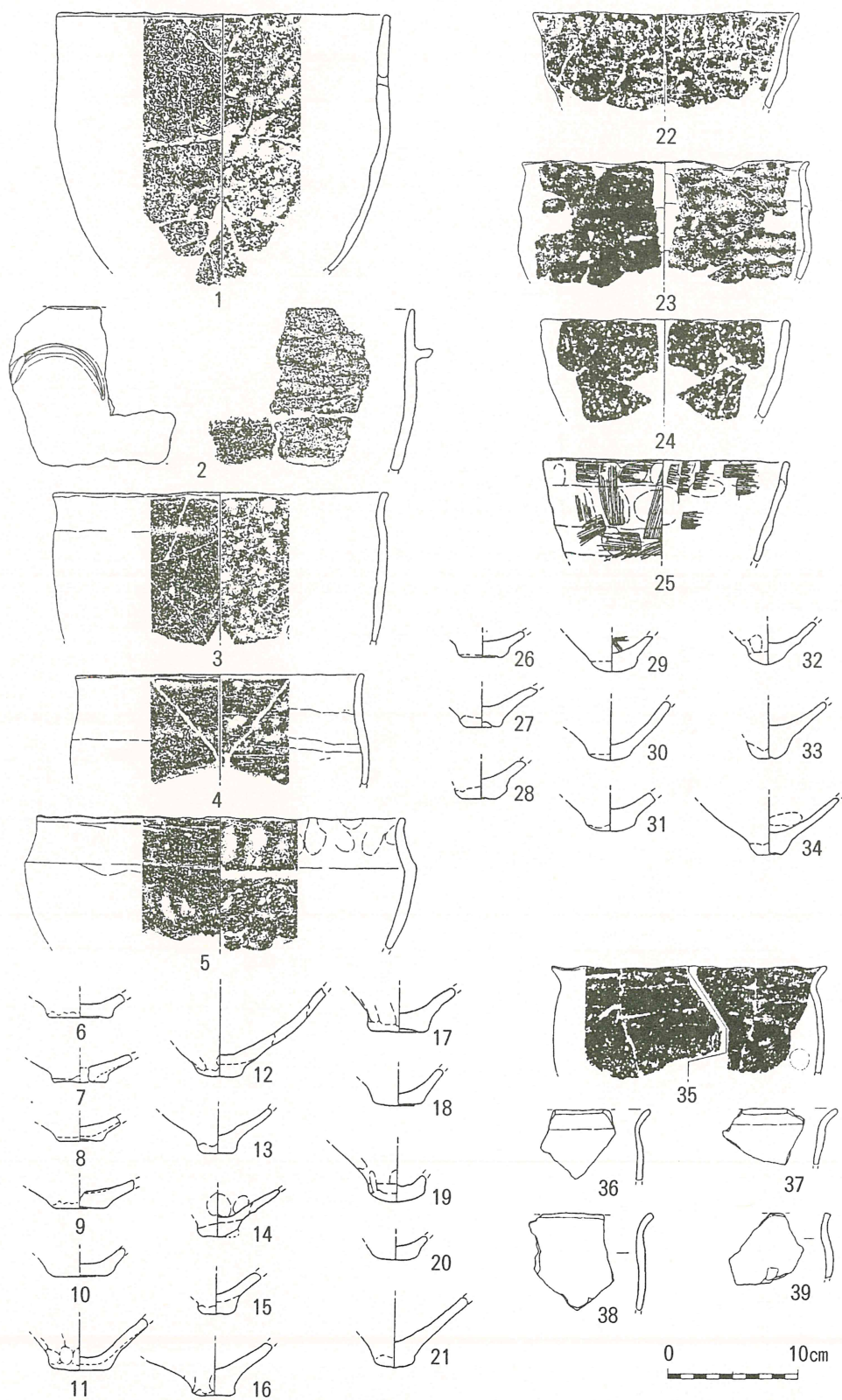
(執筆終了 1998.12.8)

〔凡例・参考文献〕

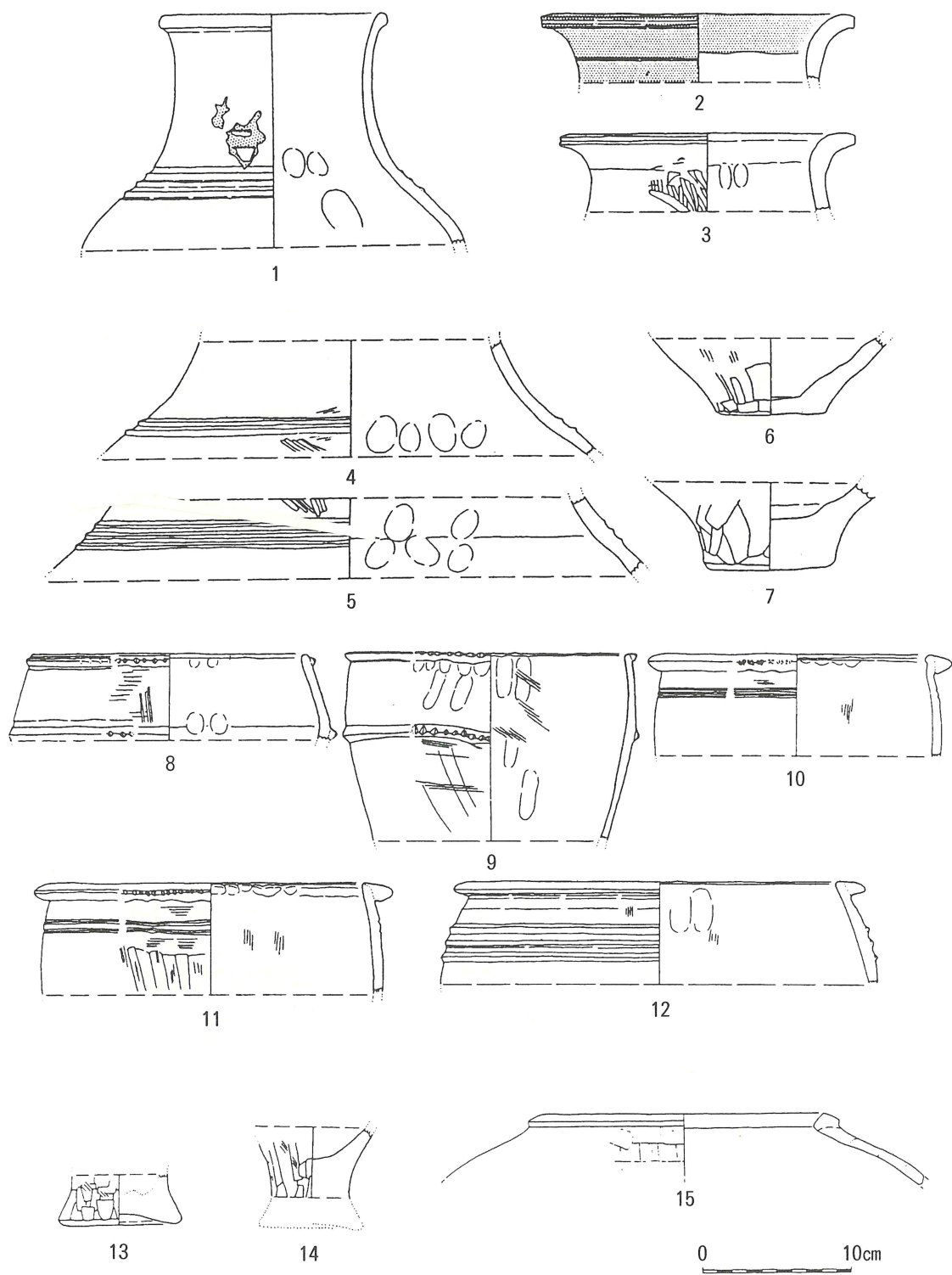
- (1) 下地安広、「嘉門貝塚出土の型式不明の土器—新たな交渉が想定される土器—」鹿児島県考古学会・沖縄考古学会第4回合同研究会資料集 合同研究会編集委員会 1996
- (2) 松川章・下地安広他「嘉門貝塚A—牧港補給地区開発工事に伴う緊急発掘調査報告書Ⅱ—浦添市文化財調査報告書8集 浦添市教育委員会 1991
- (3) 松川章・下地安広他「嘉門貝塚B—牧港補給地区開発工事に伴う緊急発掘調査報告書Ⅳ—浦添市文化財調査報告書第21集 浦添市教育委員会 1993.
- (4) 池田榮史他「嘉門貝塚B—牧港補給地区開発工事に伴う緊急発掘調査報告書Ⅳ—浦添市文化財調査報告書第21集 浦添市教育委員会 1993.
- (5) 高宮廣衛「沖縄のいわゆる後期遺跡について—弥生文化との関連において—八幡一郎先生頌寿記念考古学論集『日本史の黎明』六興出版 1985.
- (6) 中園聡・上村俊雄 浦添ようどれの発掘現場事務所にて嘉門貝塚出土の弥生土器をみていただき助言を頂いた。1997年11月
- (7) 中園聡・上村俊雄「沖縄出土弥生土器の検討」日本考古学協会第64回総会研究発表要旨 1998
- (8) 春成秀弥、設楽博巳、藤尾慎一郎、西谷大他 嘉門貝塚出土の弥生土器をみに浦添市に来た際に藤尾慎一郎氏から助言を頂いた。1998.5月13日。
- (9) 仲宗根求・古堅勝美、「読谷村大久原遺跡発掘調査概要」沖縄考古学会定例研究会発表資料 1989.
- (10) 仲宗根求氏から1998年7月に教示を得た。
- (11) 仲宗根求「沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次中川原貝塚」『日本考古学年報44』日本考古学協会 1992.
- (12) 呉屋義勝ほか「土に埋もれた宜野湾」宜野湾市文化財調査報告書第10集 宜野湾市教育委員会 1989.
- (13) 村上恭通先生より1996年8月に浦添市教育委員会で助言を頂いた。
- (14) 後藤直先生より1998年5月22日に東京大学考古学研究室で助言を頂いた。
- (15) 谷豊信先生から1998年5月22日に東京国立博物館東洋館北東アジア室内で助言を頂いた。
- (16) 熊本市で1998年7月26日に九州考古学会・龍南考古学会第3回合同学会の日韓古代文化交流シンポジウムが開催され、当該土器を持参して下地が参加した。
- (17) 谷 豊信「楽浪土城址出土の土器(下)—楽浪土城研究4—」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第5号 東京大学文学部考古学研究室1986
- (18) 谷 豊信「楽浪土城址出土の土器(中)—楽浪土城研究3—」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第4号 東京大学文学部考古学研究室1985
- (19) 谷 豊信「楽浪土城址出土の土器(上)—楽浪土城研究2—」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第3号 東京大学文学部考古学研究室1985



第1図 嘉門貝塚の位置



第2図 I類①：1～21，I類②：22～34，I類③：35～39



第3図 II類：1～14，III類：15

近世琉球の渡唐使節をめぐる証明書群について

－ 符文・執照・護照 －

深 澤 秋 人

はじめに

前近代の東アジア世界においては、中国皇帝が周辺諸国の王権を臣下として認定し、王権を認定された周辺諸国が中国に朝貢する国際秩序として冊封・朝貢体制が機能していた。

中国における朝貢使節の活動は、京師での朝賀礼を頂点とする皇帝謁見儀礼をクライマックスとしていた。しかし「辺境」⁽¹⁾に到着した使節が各省境を通過して京師との間を往還し、「送出辺境」されて帰国するという中国国内を通行する一連の行程は朝貢使節に対する規定に準拠したものであった⁽²⁾。したがって、朝貢国の使節が「辺境」に出入りする際には正規の使節であることを証明する必要があった。

清朝に派遣された渡唐使節に首里王府が発給した証明書として、符文・執照が存在する。また琉球国内の島嶼間を航行中に中国大陸沿岸部に漂着し、福州に回送されるなどした船舶に対しては、福州府海防同知が護照を発給していたことが史料上に見える。

これまで明代の符文・執照については、小葉田淳氏⁽³⁾による先駆的な研究があるものの、一般的には明清時代を通じて符文は朝貢使節の通行証明書であり、執照は船舶ごとの渡航証明書とされ、そこに批判的な検証が加えられることがなかったように思う⁽⁴⁾。執照が渡航証明書であるのに対して、符文は中国国内の通行証明書であるという質的な差異が果たして存在したのであるか。また両者はどのような内容であり、どこでどのように機能したのであるか。

本稿では、符文の性質とそれに関連する渡唐役人の異動などを中心に、近世琉球の渡唐使節が清朝とのあいだを往還する際に発給された証明書群を再検討してみたい。

1. 符文・執照の分類

『歴代宝案』には琉球と清朝との通交が開始された順治年間（1644～61）から収録文書の下限である同治6（1867）年までの間に発給された符文102件、執照341件の写しが収録されている。しかし『歴代宝案』第2集目録では存在するものの、実際には欠落しているものが符文では6件、執照では15件ある。したがって本来は符文108件、執照356件が収録されていたようである⁽⁵⁾。

それでは文面上では符文と執照にどのような共通点、相違点が見いだせるのであろうか。ここでは最も件数の多い進貢時の符文・執照を例に挙げ、実際に文書を比較した上で内容を列記してみたい。小葉田淳氏の著書『増補中世南島通交貿易史の研究』⁽⁶⁾には、嘉慶11（1806）年に発給された「進貢船執照写」（以下では「執照写」とする）の写真が掲載されている。そこで当年の符文、頭号船の執照を挙げることにする。

琉球国中山王世孫尚 為進

貢事／照得敝国世沐

天朝洪恩遵依会典式年壹貢（次）欽遵在案／茲當嘉慶拾壹年進貢之期（貢期）特遣耳目官楊克敦正議大夫梁邦鼎都通事蔡肇業等齎（捧）

捧

表章（咨）率領梢役（官伴水梢）共不過貳百員／名坐駕海船貳隻裝運常貢煎熟硫黃壹萬貳千陸百觔紅銅參千觔煉熟白剛錫壹千觔分載兩船壹船禮字第壹百捌拾肆號裝載煎熟硫黃陸千參百觔紅銅壹千伍百觔煉熟白剛錫伍百觔壹船禮字第壹百捌拾伍號裝載煎熟硫黃陸千參百觔紅銅壹千伍百觔煉熟白剛錫伍百觔前至福建等處承宣布政使司投納起送赴

京叩祝

聖禧／所有差去員役恐無文憑各官軍阻留不便為／此理合給發

王府禮字第壹百捌拾參（肆）號半印勘合符文（執照）壹道付都通事蔡肇業（存留通事鄭克新）等收執前去／如遇經過閩津及沿海巡哨官軍驗實即便放行毋得留難遲悞須至符文（執照）者。

計開

正使耳目官壹員楊克敦	人伴壹拾貳名（「執照写」では従人名を明記）
副使正議大夫壹員梁邦鼎	人伴壹拾貳名（同上）
朝京都通事壹員蔡肇業	人伴柒名（同上）
在船都通事貳員 梁淵	人伴捌名
梁躬	
（在船都通事壹員 梁淵	人伴肆名 * 同上）
在船使者肆員 向元麟 毛承順	人伴壹拾陸名
向邦揖 武廷棟	
（在船使者貳員 向元麟	人伴捌名 * 同上）
毛承順	
存留通事壹員鄭克新	人伴陸名（同上）
在船通事壹員金思明	人伴肆名（同上）
管船火長直庫肆名 蔡世豪 慶賜福	
林家樟 昂永泰	
（管船火長直庫貳名 蔡世豪 慶賜福）	
水梢共壹百貳拾（陸拾壹）名	（「執照写」では水梢名を明記）

（「執照写」には半印の影印あり）

右符文（執照）付都通事蔡肇業（存留通事鄭克新）等准此（之）

嘉慶拾壹年捌月初七日（「執照写」には日付の後に「給」とあり）

（「執照写」には執照とあり、符文にも本来は記載があると思われる）

凡例 符文・執照同文の場合は明朝体とした。両者に異同がある場合、符文はゴシック体、執照は（ ）内とした。「／」は本文の区分と対応する。

さて、通常の進貢時では頭号船にはこのような符文と執照が1通携帯され、2号船にも執照が1通存在した。

符文・執照ともに大きくは「琉球国中山王世孫」から「須至符文（執照）者」までの本文と「計開」以下の渡唐役人のリストに区分できる。

本文部分は大きくは前半の4要素、後半の3要素に分けることができる。前半は以下の通りに区分され、使節の概容が述べられる。

①文書のタイトル（琉球国王世孫が進貢する件）。

②今回の進貢が会典の規定に遵依したものである点。

③貢期とともに派遣される上級官員名。使節全体の人数。

④進貢品の名数。これらを福建布政司へ「投納」し、赴京する。

これを受けて後半では符文・執照を発給する目的が述べられる。

⑤当該使節に文憑がない場合に中国側とトラブルが発生するのを懸念する。

⑥⑤の理由により半印勘合符文（執照）を発給する。その番号、「付」す対象。

⑦「経過の関津」「沿海巡哨官軍」の「驗実」に遭遇した場合には、速やかに「留難遅悞」することがないようにせよ。

この後に渡唐役人のリストが位置する。リストには上級官員を中心とした渡唐役人名・従人名・水梢の人数（執照は名も明記）とともに符文・執照を「付」す渡唐役人が明記され、「准此（之）」の語で結ばれる。符文を「付」されるのは朝京都通事であり、執照の場合は頭号船は存留通事、2号船は在船通事である。発給年月日の手前には半印勘合の影印が見え、最終行には符文（執照）の文字が大書されている。

両者の本文の文面からはいくつかの語句、渡唐役人のリストでは水梢の部分の記載方法に差異が見出せるものの、通行証明書と渡航

証明書といった機能的な差異は見出せないように思う。また、符文の渡唐役人のリストにも朝貢使節には含まれない在船都通事、在船使者、存留通事、在船通事らの「福州役者」はもちろん、水梢の人数まで記載されている。さらには、本文の末尾に「留難遅悞」することがないようにせよと渡唐役人に対して記されていることに注目したい。

なお、勘合番号は康熙年間（1662～1722）は義字、雍正年間（1723～35）以降は札字が用いられ、符文・執照ともに共通の通し番号が使用されている。

しかし、特使などが派遣される際にはこのほかにも符文・執照が発給された。これをまとめたのが表1・2である。

表1 「符文」渡唐目的別分類表

渡唐目的	件数	全体比
進貢	76	74.5
謝恩	8	7.8
慶賀	2	1.8
進香	1	0.9
進貢・請封	3	2.9
進貢・接封	2	1.8
進貢・謝恩	5	4.9
進貢・慶賀	1	0.9
慶賀・進香	2	1.8
進貢・謝恩・慶賀	1	0.9
進貢・慶賀・進香	1	0.9
合計	102	100%

表1によると、符文には進貢使のほかにも謝恩使などの特使に対して発給されていることがわかる⁽⁷⁾。

特使が単独で派遣される場合はもちろん、時には特使が進貢使と同時に派遣されるケースでも符文が発給されている。これは進貢使が特使を兼任しているか否かとに關係するよ

うである。また特使のなかでも謝恩使・慶賀使・進香使に対しては単独で発給されるのに対して、報喪使・請封使・接封使などに対する符文が単独で発給されることはない。しかしながら、進貢使・接貢使とともに渡唐した請封使・接封使の場合は、タイトル部分に

「請封」「接封」が明記されているのに対して、報喪使は本文中に派遣する旨が記されている。

符文は、初期のわずかな例を除くと進貢使以外の特使であっても朝京都通事⁽⁸⁾に「付」されたのに対して、執照が発給されるケース、「付」される対象は多様である。

表2 「執照」渡唐目的別分類表

渡唐目的	件数	全体比	発給対象
進貢	148	43.4	進貢存留通事・在船通事、接貢存留通事
謝恩	5	1.4	存留通事
慶賀	1	0.3	存留在駅通事
進貢・請封	6	1.7	進貢存留通事・在船通事
進貢・接封	2	0.6	進貢存留通事・在船通事
進貢・謝恩	12	3.5	進貢存留通事・在船通事
進貢・慶賀	2	0.6	進貢存留通事・在船通事
慶賀・進香	3	0.9	存留通事
進貢・慶賀・進香	2	0.6	進貢存留通事・在船通事
進貢・謝恩・慶賀	2	0.6	進貢存留通事・在船通事
接貢	77	22.6	接貢存留通事
特使の接回	7	2.0	在船都通事
接封・接貢	2	0.6	接貢存留通事
官生の派遣	8	2.3	官生
冊封使の護送など	10	2.9	護送都通事、(謝恩)存留通事、随封人
護送船の派遣	27	7.9	護送都通事
渡唐船による漂着民の送還	5	1.4	接貢存留通事、(接回)在船都通事
漂着民の原船による帰国	11	3.2	漂着船の船戸、舵工
中国商船の返還	6	1.7	在船都通事
その他	5	1.2	王舅・紫金大夫、都通事、護送都通事
合計	341	100%	

表2によると、執照は進貢使と謝恩使・慶賀使の特使とともに接貢使・接回国使に発給されている。請封使などについては符文と同様である。これらが「付」される対象は存留通事・在船通事・在船都通事である。このほかに官生の派遣、冊封使の護送、護送船の派遣、中国商船の返還などに際しても執照は発給された。それぞれ官生、護送都通事、在船都通事に「付」されている。

また、琉球に漂着した中国・朝鮮人が原船で帰国する場合にも執照は発給され、船戸や舵工に「付」されている。この場合、発給主体が琉球国王名ではなく、琉球国山南（山北）府知府である点に注目したい。

一方、漂着民が護送船ではなく通常の渡唐船に附搭して送還されるケースでは、当該使節の存留通事などに通常のものとは別個に執照が発給されることもあった。咸豊5（1855）年の接貢船に朝鮮国の漂流民を附搭して送還する際には、接貢船に発給されたものとは別個に執照が存留通事へ発給されている。『歴代宝案』第2集目録の記載によると、接貢咨文の「印封」が完了した後の漂着であったことが別個に発給された理由であった。

このほかにも、康熙2（1663）年に挙行された清朝初の冊封に対する謝恩使が派遣された際には、備用のための白紙と冊封使への宴金をもたらす旨の執照が王舅・紫金大夫の兩名に発給されている。乾隆21（1756）年に冊封使が帰国する際には随封人24名に対して2通の執照が発給されている。

ここでこれまでに確認できる符文・執照の性格をまとめておきたい。

符文は上京する使節が含まれる当該使節全体の証明書に限定されるのに対して、執照は船舶ごとの渡航証明書を中心とした多様なものであったと思われる。例えば、進貢時に琉球に漂着した朝鮮国難民を北京経由で送還する場合には、符文には朝貢使節に同行して難民が上京するにも関わらず難民の件が記載さ

れていないのに対して、2号船執照には記載されていることなどが両者の差異を示唆するのではないだろうか。

2. 符文・執照の機能

それでは符文・執照は実際にはどのように機能していたのであろうか。

『旧記雑録追録』巻49、正徳4（1714）年10月28日付けの398号文書では、執照の使途、機能がうかがえる。

一右人数船二艘二乗組、大清福州之定海之泊江着船仕候。日和二より福州之内五虎と申所江乗入候節茂御座候。於比所者番人船二乗来、何国之船二而候哉と尋候付、琉球進貢船之由答、執照と申琉球より之手形を見せ候得者構無之候。

一右五虎之津江乗入閩安鎮と申閩所江参、琉球使者着船仕候段相断候得者改有之、閩安鎮江上り官人方江致参官、土産物相送、執照と申手形差出候得者、右閩番之官人より福州官人方江、琉球船着岸之注進仕、右手形茂遣候。其時布政司と申福州之大官人より海防官之者差遣、船可乗入由申来、右官人致案内、新港と申所江乗入申候。

一新港江参着仕候得者、海防官城守と申官人立合、船相改候後、福州の琉球館屋江着仕候。（以下略）

まず、閩江河口の五虎門に到着した進貢船は「番人」によって船隻の所属を確認される。その際、渡唐役人は口頭で返答すると同時に執照を提示している。執照の機能がうかがえよう。次に「閩安鎮と申閩所」で船改を受け、諸衙門へ参官した際に執照が「差出」されている。「閩番之官人」から「福州官人方」へ送付されたことがわかる。その後、渡唐船は閩安鎮に派遣された海防官の誘導によって、新港に乗り入れている。新港では海防官と

「城守」が立ち合うなかで船改が行われ、その後、福州琉球館に到着している。ここでは執照が2回にわたって中国側に提示されていることがわかる。

一方、『歴代宝案』にもこれと対応する会験の記事が頻出する。道光年間（1821～50）の例を要約してみることにする。

「那覇開船」した渡唐船が閩江河口付近に到着すると、五虎巡検によって渡唐船発見の第1報が福州府海防同知にもたらされる。同時に閩安協副将にも情報がもたらされ、閩安巡検に飭令して閩江を遡上し閩安鎮に到着した渡唐船の会験が実施される。ここで海防同知が閩安協副将と会同する場合もある。

会験は二回実施されるが、閩安鎮は「大海」と「内港」の境界であり⁽⁹⁾、ここでの会験は「内港」へと進むために必要なものであったのだろう。ここに琉球館に滞留している存留通事・土通事が派遣される場合もある⁽¹⁰⁾。閩安鎮での会験を通過すると、渡唐船は兵船に護送されて「内港」へ進み、羅星塔を通過して福建省城付近まで閩江を遡上する。

二回目の会験は南台の北岸に位置する官田墩・番船浦か、その対岸の水部門外に位置する新港⁽¹¹⁾などで海防同知・福協副将・海関委員立ち会いのもと実施された。これは閩海関⁽¹²⁾を通過するためのものでもあり、符文・執照・進貢品・渡唐人数・「防船軍器」「随帶銀両」「土産雜物」の照会・検査が行われた。同時に、存留通事によって照会のために作成された「官伴水梢花名人数及防船軍器随帶土産雜物清冊」⁽¹³⁾が提出されたようである。

これを受けて海防同知は「抄白符文・執照」を2通作成して布政司に送り、1通は福建巡撫、1通は福建巡撫から礼部へ送付されている。通常の符文・執照のみならず、前述した多様な執照も「抄白」され礼部へ送付されたものと思われる。また、福協副将・海関委員らは「清冊」をもとにして検査を行い、免税品のリストなどを作成したのであろう。

会験を終えた進貢使は福州琉球館に「安挿」するが、この時点で中国側は渡唐役人を「進京」「摘回」「存留」の3グループに分類したリストを作成している。続いて「進京」グループの20人は福州を出発し、福州に滞留する「摘回」「存留」グループはそれぞれの公務に取りかかるが、上京する際には数日前に福建巡撫によって出発予定日が上奏された。

これに対して上京の許可に相当するものは存在したのであろうか。嘉慶17（1812）年の段階で、朝貢使節は「入閩之年即便起程赴京」することが定められており⁽¹⁴⁾、福州到着後の数週間以内に上京することとなった。このことから、少なくとも嘉慶年間の後半以降には上京の許可を待つことなしに福州を出発することが慣例となっていたと思われる。

それでは「進京」グループはどのような構成であったのだろうか。符文・執照に官名が記されているのは正使耳目官・副使正議大夫・朝京都通事の3名であるが、その他にも官名が知られる存在として北京大筆者・勢頭与力・大夫儀者・北京宰領（2名）の5名が挙げられる。しかしこの5名は符文・執照では従人とされていた。つまり20名の「進京」グループのうち上記の3名を除けば17名が従人⁽¹⁵⁾として上京したことになる。しかし、北京大筆者以下の5名は文面上では従人であるとはいえ、琉球側では固定された役職であった⁽¹⁶⁾。ここでは中国側の官人が符文・執照を見ただけで5名を抽出するのは困難であろうことを注意しておきたい。

続いて残りの12名に注目してみたい。符文・執照によれば、正使・副使・朝京都通事の従人数はそれぞれ12名、12名、7名の合計31名とある。ここから上記の5名を除いた26名のうち12名はどのように選出されたのであろうか。

筆者は上京役人の従人として勤学人が上京していることを述べたことがあるが⁽¹⁷⁾、その形態には以下の3通りのものがある。

- ①渡唐時の「主」である渡唐役人の従人としてそのまま上京するケース。
- ②福州到着後に渡唐時の「主」から上京する渡唐役人の従人となり上京するケース。
- ③渡唐後の数年間福州に滞在し、「存留」グループの渡唐役人の従人から、その時点で福州に到着した渡唐使節の上京役人の従人として上京するケース。

勤学人は符文・執照上では従人や水梢のなかに編入されており、①②のケースではその名が渡唐役人のリストに記されるか、水梢の人数のなかに含まれていた。しかしながら③のケースではその存在を符文・執照に見いだすことはできない。さらに②のケースでも文面上の渡唐役人と従人の関係とは異なることになる。すなわち、②③のケースでは符文・執照の記載と実際に上京する従人にズレが生じているわけである。前記の正副使以下の8名が固定されていた存在であるのに対して、上京する12名の従人の枠は渡唐使節の内部でも流動性を有していたといえよう。

つまり「進京」グループの20名は進貢使の福州到着後に最終的に決定されていたわけである。しかもそのうちの数名は当該使節の一員として渡唐したわけではない可能性も存在した。ここにおいて、従来の符文像を再考すべき必要が生じよう。

これまで符文は中国国内の通行証明書としての性格を有するものとされてきた。しかし、進貢ルートでの労働力の供出を保証する証明書・宿泊許可書としての性格をも有するであろう「通行証明書」を朝貢国が独自に作成できるとは考えにくい。符文には福州到着後に最終決定される「進京」グループ以外にも、福州に滞在する「摘回」「存留」グループの官伴の名数、及び水梢の人数までもが明記されており、中国側の官人が符文の文面を見ただけでは「進京」グループの構成員を把握することはできない。符文を「付」された朝京都通事は朝貢使節の一員として上京する。し

かし、これは符文の管理責任を示すものであって、朝京都通事に「付」されることをもって通行証明書としての性格が生じるわけではないことはむろんである。

さらに仮に符文が通行証明書であるとするならば中国国内の公文書として機能することになる。しかし、符文は執照とともに福州での会験で検査、「抄白」されたのを最後に、進貢ルートで実際に通行証明書として機能していた事例を見いだすことができないことに留意すべきであろう。

そもそも北京との往還には伴送官・土通事が同行し、伴送官には福建巡撫によって駅ごとに供出すべき労働力・食糧などが明記された勘合火牌が発給された⁽¹⁸⁾。前述したように、符文には渡唐役人に対して中国側の「驗実」に遭遇した場合には速やかに通過すべき旨が記されている。この表現は勘合火牌が発給され、朝貢使節を期日までに北京に到着させる責務を負った伴送官が同行する進貢ルートで意味があるものとは考えにくい。おそらくは閩江を遡上する中途での会験はもちろん、渡唐船が閩江河口以外に着岸した際の「驗実」を想定してのものではないだろうか。

その点では、符文の機能は原則的に二回目の会験を通過するまでのものであって、執照の機能と何ら変わるところはなく、琉球・中国間を通航する使節であることを証明する以上の性質は見出せないと考える。符文は執照とともに福州に上陸する際の会験で、使節全体の証明書として機能していたのである。

ここにおいて、符文には中国国内の通行証明書としての性格を見出せず、これまで通行証明書とされてきたことに明確な根拠が存在しえないことを確認しておきたい。

3. 渡唐使節の帰国と護照の発給

それでは会験終了後に符文・執照はどのように扱われたのであろうか。管見の限りでは

直接それを示す史料は存在しないものの⁽¹⁹⁾、基本的には琉球館で格護されていたと思われる。筆者は福州琉球館における文書行政の実態を検証し、前例文書が集積されていたことを論じたことがある⁽²⁰⁾。符文・執照も写しが作成され琉球館に集積されていたと考えるのが順当であろう。

一方、『歴代宝案』第2集には琉球国内の島嶼間を航行中に中国大陆沿岸部に漂着し、福州に回送された船舶などに対して福州府海防同知が発給した護照が15件収録されている。

15件のうち14件は乾隆21(1756)年から同49(1784)年のもので、中国大陆に漂着した琉球人が「原船」、あるいは福州(漂着地)で調達した船舶によって帰国する際に発給されたものである。

もちろん漂着船はこの14件のほかにも福州へ回送されており、そのつど護照は発給されていたものと思われる。収録文書がこの時期に集中しているのは『歴代宝案』の編纂上の理由によるものであろう。残りの1件は咸豊3(1853)年のもので、福州から派遣された飛船に対して発給されている。

漂着船には福州に滞在していた渡唐使節から渡唐役人が「派撥」されるのが慣例であった。護照を「付」される対象と「派撥」された渡唐役人に注目してみたい。乾隆21(1756)年から同26(1761)年に発給された3件では、渡唐船の水梢とともに接貢船の総官である梁延輔、「摘回進貢京回副使正議大夫跟伴」である毛献図、「前進貢京回都通事跟伴」である張能勝が「派撥」され、3名に護照が「付」されていることがわかる。このうち乾隆21年5月12日に発給された護照⁽²¹⁾では、梁延輔・水梢2名のほかに跟伴6名の計9名が「派撥」されている。これら3件以外の11件では「派撥」されているのが渡唐船の「熟識海道」の水梢2名であり、護照が「給」されているのが漂着人自身であることからすると特徴的であるといえよう。

『久米系家譜』によると、「派撥」された3名のうち毛献図は勤学人であり、乾隆24(1759)年に進貢副使鄭士綽の従人として渡唐していることがわかる。乾隆25(1760)年8月26日に五虎門を「開洋」し、帰国したのは10月25日である⁽²²⁾。護照が発給されたのは五虎門を「開洋」する9日前の8月16日であった。一方、張能勝は乾隆24年に進貢都通事として渡唐し、翌年に帰国した魏献芝の従人であったことがわかる。上京役人である「主」の帰国後も福州に滞在していることから、同じく勤学人であった可能性がある。

勤学人は漂着船の通事に任命されることがしばしばあり、その期間は乾隆24年を初見とし、光緒元(1875)年に及ぶ⁽²³⁾。このことから、勤学人は「派撥」されて漂着船通事に任命されていたものの、乾隆26年以降は護照を「付」される対象ではなくなったとも考えられよう。しかしながら咸豊3年に派遣された飛船に発給された護照⁽²⁴⁾の本文では「琉球国水梢當真」に「給」されているものの、添書では飛船通事の池宮城里之子親雲上に対して「給」していると見えることなどから、護照を「給」される対象ではなくなったと断定するには慎重であるべきであろう。『歴代宝案』の編纂上の問題、漂着船に地方役人などが搭乗しているか否かなどの問題とも関連しよう。

では中国側は渡唐役人が「派撥」される際にどのような対応を行っていたのであろうか。福州に到着した渡唐使節は「進京」「摘回」「存留」の三項に分類されて中国側に把握されていたことを述べた。渡唐船が帰国する際には、到着時の三項に分類された「原報」を基礎にして、海防同知が帰国する渡唐役人の人数を布政使に報告していることが福建巡撫が作成した題本の記述から知られる。

たとえば進貢船が帰国する場合であれば、進貢使の「摘回」グループと前回の接貢使の「存留」グループということになる。接貢船

が帰国する場合であれば、接貢使の「摘回」グループ、北京から福州へ帰着していた進貢使の「進京」グループと進貢存留通事を中心とする「存留」グループということになる。そこでは渡唐役人が死亡した場合⁽²⁵⁾や「派撥」されるなどして、「原報」に異動が生じた場合はその旨が逐一明記されている。

渡唐船が帰国する際には、中国側は福州における渡唐役人の出入りを渡唐使節の到着時に作成した「原報」を基礎として把握していたのである。復路では中国側から渡航証明書は発給されなかったものの、漂着民が「原船」などで帰国する場合には、海防同知によって護照が発給された。

福州に進貢使が到着した翌年の4月頃に「進京」グループが福州へ帰着すると、「摘回」グループらは5月頃に進貢船2隻に分乗して帰国の途につく。つまり復路の進貢船の乗船者は往路で符文・執照に記載された陣容とは異なることになる。ここにおいて、符文・執照は第一義的には往路において朝貢国の正規の使節であることを中国側に証明する点に効力を発揮するものであることになろう。進貢船は兵船に護送されて閩江を下り再び、外洋へ出た。符文・執照は復路においても渡唐役人によって格護されていたものと思われる。進唐船が閩江の河口から「出洋」した後に中国大陸沿岸部に漂着した場合には、当地を管轄する巡検などに対して正規の渡唐使節であることを照明するために効力を発揮したのではないだろう。

それでは渡航証明書の原本は最終的にどのような扱われていたのだろうか。「卯秋走接貢船帰帆日記」⁽²⁶⁾によると、道光24(1844)年に帰国した接貢船が「空道」「御印御判数之書付」とともに執照を持ち帰っていることが見える。これらは久米村長史によって首里城にもたらされ、国王の許可を得た後に「御印御判」を切り取った上で評定所で「焼収」され、「毘紙」は久米村に差し返されたこと

が知られる。この執照が接貢船のものであるとすれば、進貢船の符文・執照は前年に帰国した進貢使の「摘回」グループらが搭乗した進貢船によって持ち帰られていたと推測される。

なお、前記の咸豊3年に福州から派遣された飛船に発給された護照は、同文書の添書によると、飛船通事の池宮城里之子親雲上によって写しが作成された後、同年秋に接貢大通事として渡唐した大嶺里之子親雲上によって海防同知に返却されていることが知られる。このことから、中国側が発給した護照は当該船舶が帰国した後に渡唐使節によって返却されていたものと考ええる。その際の管理責任は在船都通事にあったようである。

ここにおいて、近世琉球の渡唐使節をめぐって作成された証明書群はそれぞれ一往復していることがわかる。清朝に派遣された渡唐使節に対して発給された符文・執照は当該船舶によって琉球側へ持ち帰られ、中国大陸沿岸部に漂着し、福州に回送された漂着船などに対して発給された護照は渡唐使節によって海防同知へ返却されていたのである。

おわりに

最後に明清時代を通じた符文・執照の全体像に触れておきたい。

『歴代宝案』第1集には、明朝に派遣された渡唐使節に対して発給された符文・執照が収録されている。符文・執照は明清時代にまたがって存在していたわけである。

その初見は両者ともに宣徳元(1426)年である。執照は様式、本文の文言ともにほとんど変化が見られないのに対して、符文では変化が見られる。万暦19(1591)年を境とし、執照には見えるものの、符文には記載のなかった半印勘合の番号が見えるようになる。執照の本文中には宣徳元年から「義字□号半印勘合執照」と見えるものの、符文では万暦19年

に「洪字第四号半印勘合符文」と見えるのが初見である。この時点ではじめて半印勘合の符文が発給されたのであろう。さらに万暦38(1610)年になると進貢品の進収の件を「赴礼部告稟」云々とあったものが、「前赴福建等处承宣布政使司告投」云々と見え、清代の符文に近い表現が散見するようになる。このほかにもリストに記載される渡唐役人が段階的に増加し、それまで見えなかった「福州役者」らが含まれるようになる。

符文には万暦19年以前は半印勘合が捺印されていなかったわけである。符文の性質自体に関わる問題であろう。つまり執照は明清時代にわたって同様の性質を有していたものと思われるが、符文には性質に変化があった可能性が存在する。160年余にわたって両者には明確な差異が存在していたのである。

『万暦大明会典』巻108礼部66「朝貢通例」によると、明朝からは暹羅、日本などをはじめとする朝貢国に「勘合號簿」が発給されていたことがわかるが、そこに琉球国を見出すことはできない。『会典』の規定に琉球が含まれていないのは符文・執照の性質と関係があるのだろうか。ほかの朝貢国に発給された勘合と琉球の符文・執照は異質のものであったのだろうか。

このことについて小葉田淳氏⁽²⁷⁾は、琉球の符文・執照は明制の「勘合號簿」に相当する役割を持つとしながら、「勘合號簿」が明朝の改元のたびに設置されたものであるのに対して、琉球の半印勘合は尚真王以降、明代を通じて琉球の王代ごとに字号を改めていることから琉球側の設定であろうとしている。

残された問題として、明代における符文の変化を符文・執照の全体像のなかでどう位置づけるべきかという問題が存在する。また、本稿では18世紀以降を中心とする史料を軸に論を展開したが、清代における時期差の問題も留意されるべきであろう。

以上、論証の不十分な箇所、行論の過程で

推測を重ねた部分が多々あるが、残された課題はすべて他日を期することとしたい。諸賢の御批正を乞う次第である。

〔注〕

- (1) 琉球にとっての「辺境」は福州であり、同時に貢道の起点でもあった。『万暦大明会典』巻105礼部63朝貢1には「貢道由福建閩縣」と見える。ほかにも『歴代宝案』1-05-01号文書など。また『欽定光緒大清会典』巻39主客清吏司には「凡入貢各定期期(略)與貢道(略)琉球由福建閩安鎮」と見える。
- (2) 『欽定光緒大清会典事例』巻502~514に記載された「礼部 朝貢」の各項目からは、清朝の朝貢使節に対する規定を知ることができる。
- (3) 小葉田淳『増補中世南島通交貿易史の研究』(臨川書店 1993年)。
- (4) そのなかで、秦国経氏は清代の符文・執照は関係官庁が出張者に発給した証明書で、今日の紹介状に相当するとしている。「清代の中琉関係文書の研究」(『第二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』1995年)。
- (5) 前掲註(3)の小葉田淳氏著書には、台北帝国大学史学研究室に所蔵されていた3件の符文・執照の写しの写真が収録されている。道光4(1824)年の進貢使に発給された「符文写」、嘉慶11(1806)年に発給された「進貢船執照写」、同12(1807)年に発給された「迎接接貢船執照写」である。現在見ることでできる原本に最も近い体裁を保つものであり、文書様式をうかがうことができる。そこには『歴代宝案』では省略されているものの、渡唐役人の従人名も記載されていることがわかる。小葉田氏は日付の上に「琉球国王之印」が押されていたとしている。法量は何れも縦70cm、横135cmと

ある。

また、沖縄県立図書館東恩納文庫には「道光伍年接貢咨并咨覆正朔咨馬艦謝咨執照」が所蔵されている。このなかには道光5年の接貢使に発給された執照が収録されているが、『歴代宝案』と同様に従人名は省略されている。

(6) 前掲註(3)の小葉田淳氏著書。

(7) 小葉田淳氏は、符文は使船のほかに進香使などにも与えられるが、赴京者たるを要する点を原則とするのであると述べている。前掲註(3)の小葉田淳氏著書。

(8) 康熙3(1664)年に派遣された慶賀使の場合は正議大夫に「付」され、同年に派遣された進香使の場合は使者と都通事に「付」されている。符文・執照における名称は乾隆31(1766)年に都通事から朝京都通事に変化する。

(9) 『歴代宝案』1-05-02号文書。閩安鎮には海関分関が存在した。梅木哲人「福州柔遠駅と琉球・中国関係」(『中国福建省・琉球列島交渉史の研究』第一書房 1995年)。

(10) 清代の中琉関係档案(『清代中琉関係档案選編』中華書局 1993年など)によって確認できる。

(11) 沖縄県立博物館が所蔵する「渡閩航路図」によって位置を確認することができる。東恩納寛惇「泰ビルマ印度」(『東恩納寛惇全集』3 1979年)には新港の写真が掲載されている。

(12) 『福州府志』巻18「公署1」には「督理閩海関署在府城外南台中洲」と見える。南台とは福建省城の南側を流れる閩江に形成された巨大な中洲である。福建省城側とは万寿橋で結ばれている。福州の海関については、前掲註(9)の梅木氏論文。清代の海関を通過する際に必要な通航証については、松浦章「清代海関と中国海関」(『阡陵』関西大学博物館学課程

創設三十周年記念特集 1992年)がある。

(13) 京都大学文学部博物館が所蔵する『琉球資料』巻57には、咸豊7(1857)年・同治3(1864)年に接貢存留通事、返船大通事として渡唐した孫得才が作成した「琉球国奉返華船官伴水梢花名人数及防船軍器随帶土産雜物清冊 全」が収録されている。「琉球資料漢文編」(『那覇市史』資料篇第1巻9 1998年)。以下では「清冊」とする。

(14) 『歴代宝案』2-163-12号文書。

(15) 「進京」グループは順治年間には15名であったが、その後20名に増員された。康熙28(1689)年に渡唐役人が増加されたことと関係があらう。『歴代宝案』に散見する例賞品の頒賞記事では康熙60(1721)年以降に「従人十七名」の記述が見える。

(16) 『中山世譜』には朝貢使節に対する頒賞記事が見えるが、従人の筆頭として北京大筆者が散見する。

(17) 拙稿「清代における渡唐使節の再検討—渡唐役人としての勤学人を中心に—」(『第六屆中琉歴史関係学術会議論文集』1999年刊行予定)。

(18) 徐恭生「清代の琉球朝京使節の研究」(『中国福建省・琉球列島交渉史の研究』第一書房 1995年)。

(19) 前掲註(3)の小葉田淳氏著書に収録された「執照写」などの左端には「限事完廻繳」と見える。海防同知らによる2回目の会験が終了し、「抄白符文・執照」が作成された後に渡唐役人(朝京都通事、存留通事、在船通事)に返却されたことを意味するものであろうか。

(20) 拙稿「福州における琉球使節の構造—清代の存留通事像を中心に—」(『歴代宝案研究』第9号 1998年)。

(21) 『歴代宝案』2-38-12号文書。

(22) 『那覇市史』(資料篇第1巻6 家譜資

料（下） 1980年）。

- (23) 拙稿「琉球使節における勤学人」
（『栃木史学』第12号 1998年）。前掲註
（17）の拙稿。
- (24) 『歴代宝案』 2-193-12号文書。
- (25) 死亡した当人はもちろん、正副使が死
亡した場合には、従人が「守喪跟伴」と
して福州に「派留」されることがあった。
- (26) 『琉球王国評定所文書』第1巻（浦添
市教育委員会 1988年）。
- (27) 前掲註（3）の小葉田淳氏著書。ほか
にも明朝の勘合の制度については、同氏
『中世日支貿易史の研究』（刀江書院
1969年）、田中健夫「勘合・勘合印・勘

合貿易」『対外関係と文化交流』（思文閣
出版 1982年）などがある。

最近では、1998年11月に開催された史
学会第96回大会日本史部会で、橋本雄氏
が「日明勘合再考」と題する報告を行っ
ている。

付記 本稿執筆後、『歴代宝案』訳注本第2
冊（沖縄県教育委員会 1997年）に接し
た。「語注・用語解説」の符文・執照の
項目では、明代における符文の変化の背
景など、本稿の論点に関わる指摘が見ら
れる。この成果については、稿を改めて
論じることにした。

三平等の大あむしらの役割とその変遷

ー 近世琉球における祭祀政策を中心に ー

大 城 涼 子

はじめに

沖縄には琉球王国時代から伝わる祭祀・儀礼があり、民俗学、人類学の分野において主に研究が進められている。しかし、これらの分野の研究では、現行の地方祭祀や習俗の歴史的背景への興味が薄く、また、王府祭祀への研究関心が弱い印象を受ける。王府祭祀とは、それ以前の地方祭祀を吸収して、王府が国家レベルの祭祀としたものだが、この王府祭祀を頂点とする制度化された公的祭祀の地域への浸透（公的司祭者による地域祭祀管轄、王府の祭祀統制政策）が進んだ結果、逆に地方祭祀もその制約・規定を強く受け、変容していったと言える〔高良、1996〕。王府の政策・制度の問題といった政治行政の歴史的背景の考察抜きに、祭祀の問題は検討できないのではないだろうか。筆者は文献資料や先学による王府の行政・制度の研究をもとに、近世琉球の祭祀像を再構成したいと考えている。

本稿では、「三平等の大あむしられ」を素材として、神女組織や王府の祭祀政策について検討する。18世紀に首里王府によって編集された、『女官御双紙』（以下『御双紙』）、『琉球国由来記』（以下『由来記』）より、三平等の大あむしらの祭祀を概括的に捉え、彼女らが首里王府の行政組織の中でどのように位置付けられているか考察していく。

1. 三平等の大あむしらの概括

神女組織が確立したのは尚真王時代であったとされている。神女には「君々」と通称される中央神女（三十三君）と、大阿母、ノロなどの地方神女がいる。その頂点に聞得大君、

そして地方神女の統制役として三平等の大あむしられが置かれ、組織のヒエラルキーが確立された。これら神女たちは、辞令書により任命されて就任し、ノロクモイ地を持つなど、男性役人と同様の論理で制度化されたものであった〔高良、1987〕。

三平等の大あむしらの三平等とは、首里を三つに区分した行政区画の総称であり、南風の平等（桃原・大中・当蔵・鳥小堀・赤田・崎山）、真和志の平等（真和志・町端・山川・大鈍川・与那覇堂・立岸・金城・内金城・寒水川）、西の平等（汀志良次・赤平・上儀保・下儀保・久場川）に分かれていた。大あむしられはその各平等にいる「首里の大あむしられ（以下首里殿内）」、「真壁の大あむしられ（以下真壁殿内）」、「儀保の大あむしられ（以下儀保殿内）」の神女のこと、三平等の大あむしられとは総称である。三平等の大あむしられは、各平等に殿内を持ち、火神を祭り首里の祭祀を担当すると同時に、神女組織の中では聞得大君の下で地方の神職を掌握する役割を担っていた。『御双紙』によると、「王府の名門の女子から任命され、祭儀の時最高位、日常でも座敷衆の内儀より上」とランクされており、それぞれ掟のあむ、作事のあむが一人ずつ付き、御扶持米一石五斗、雑穀一石を王府から賜っていた。また、首里殿内だけは別に「首里根神あむしられ」という伴神的な神女がついていた。『おもろさうし』には、首里ノロ、真壁ノロ、儀保ノロなどという神女が登場し、これらは後の三平等の大あむしられと関係する神女と見られる。

三平等の大あむしらの共通の御嶽は、首

里城内の十御嶽と園比屋武御嶽である。それ以外に各平等での御嶽があり、それぞれの管轄間切、代相を行う大阿母について『御双紙』、『由来記』巻5の「城中御嶽並首里中御嶽年中祭祀」、巻12、13、14の「各処祭祀」に記載されている⁽¹⁾（表1、図1）。『由来記』記載の三人の祭場を比較してみると、三人共通の御嶽「園比屋武御嶽」は真和志の平等の真和志村にある。三人の管轄の御嶽は、内金城大嶽・小嶽、大嶽・前原の嶽が巻12の真和志間切に記載されている以外は、すべて首里の各平等内にある。殿は「各処祭祀」の南風原・真和志・西原の三間切の項に記載される⁽²⁾。

間切管轄は図1でわかるように三分制の入れ子構造になっている。それが19世紀に編集された、「聞得大君御殿御規式次第」（以下「御規式」）では首里殿内が「中頭方並国頭間切、伊江嶋、伊平屋嶋者、首里殿内構二而候事」、儀保殿内が「国頭方者、儀保殿内構二而候事」、真壁殿内は「島尻方、久米嶋さんはい者、真壁殿内構二而候事」とあり、管轄の移動がみられる。

年中祭祀に関しては、御物参や弁の御嶽行幸など、同じ儀礼を何度も繰り返している（表2）。三人の中でも、特別な役割を果たしているのが首里殿内である。三人が各平等で別々に行う祭祀も、首里殿内管轄の地域からの水取りが聞得大君御殿に献上される等、特殊性が際立っている。重要視される理由は、王府祭祀の聖地である知念・玉城を管轄地域にしていることと関係しているようである。首里殿内は王府祭祀の代表格にあたる。王府は三平等の大あむしられ制を、祭祀面からの地方を統制する一手段としたのではないか。

では、具体的にいくつかの祭祀を見ていきながら、三平等の大あむしられの王府組織における位置付けを考察する。

2. 就任儀礼からみた三者の関わり

三平等の大あむしられの就任儀礼の記述は、『御双紙』『由来記』にある。いずれも一番初めにこの儀礼が記載されている。『御双紙』に記載があるのは、首里殿内が、1691（康熙30）年12月、真壁殿内が1704（康熙43）年9月、儀保殿内が、1695（康熙34）年11月である。

この就任儀礼を見ていくと、二つの儀礼に分けられる。一つは、国王による任官の儀礼、もう一つは、就任する大あむしられの神名つけの儀礼である。

まず、辞令書拝受の三日前に、日撰が行われる。首里殿内は大勢頭の取次で伝えられるが、真壁殿内、儀保殿内の両名は首里殿内の取次となっている⁽³⁾。やはりここでも、首里殿内が上位に位置している。

任官儀礼の移動過程を追っていくと、就任者の殿内→首里城（按司下庫理→大庫理→おすえんみこちゃ→大庫理）→聞得大君御殿となる。ここで注目したいのは、大あむしられの就任に際して、国王より地位を安堵される点である。大あむしられは辞令書を直接国王から受け取っている⁽⁴⁾。辞令書を王から受け取ることは国王が神女の任命権を掌握しているということを意味し、また聞得大君御殿より先に王城に赴いていることも、聞得大君直属の神女とされながらも実際の権力はすべて国王にあったことを示している〔高良、1987〕。

神名付けの儀礼は、御嶽に行って神名をつける。以下、『御双紙』首里殿内の記述をそのまま抜粋する。

日撰次第、三平等の大あむしられ寄合、あかす森へ参り、首里殿内より御花一、御五水一対、御燗、御いへの（御）前へ 居上、真壁殿内にて、御たかへ被成、神名なよかさのおやのろと相附祝なり

就任儀礼を通して、三人の関わり合いをみていきたい（表3）。注目したいのは神名をつける場所である。首里殿内は「あかす森」で行っているのに対して、真壁・儀保の両殿内は「園比屋武御嶽」で儀礼を行っている。あかす森が首里殿内の御嶽であり、園比屋武御嶽は三人共同の御嶽である。なぜ首里殿内のみ神名つけをあかす森で行うのかは謎だが、渡名喜氏は神女の神名と『由来記』記載の御嶽の神名とが一致していることを指摘している〔渡名喜、1985〕。首里殿内だけが自分の御嶽で儀礼を行ったことに特別な意味があるのか。神名付けの儀礼は本来自分たちのそれぞれ基盤になる御嶽で行っていたのではないか。その根拠となるのは『由来記』真和志間切茶湯崎村の項記載の「内金城大嶽」の神名が「カネノ御イベ。又名モジリキヨノ大神」であることである。この神名の一致は本来真壁殿内の神名つけの儀礼が、「内金城大嶽」で行われていたことを想定させる事象である。実際にこの「内金城大嶽」と真壁殿内がどのように関わっていくかは次章に譲るが、儀保殿内も同様に、西原間切の地域の御嶽と関わりがあるのではないか。

また、真壁殿内の他の二者の儀礼への参加が多い。首里殿内が最も重要であるのならば、彼女が全てにおいて管掌しておればいいのだが、実際はそうではない。池宮氏は真壁殿内の地位の向上を示唆している〔池宮、1995〕。実際に真和志の平等を重視する傾向が『御双紙』『由来記』の時期に始まりつつあるようである。

三平等の大あむしらの就任儀礼は、三平等内の各村との関わりは一切述べられていない。御新下りの儀礼でも、国家的な儀礼の中で、各間切の神女、役人との関係が現れてくる。他の神女らの就任儀礼での問題は後で述べるが、大あむしられと首里三平等各村との関係の希薄さは無視できないだろう。

3. 稲穂祭での地域的関わり

次に、大あむしられと地域の関わりを、王府の国家儀礼として画一的に整備された稲穂祭から考察してみたい。

稲穂祭にはかつて、国王と聞得大君との知念・玉城への行幸があった。しかし、1673年に行幸は廃止され、知念・玉城間切は稲穂を首里に献上することにとどまる。『由来記』によると、国頭間切の辺土大川から御水取りがあり⁽⁵⁾、また真和志・南風原・西原の三間切から稲穂が献上されている。『御双紙』冒頭の記述によると、知念間切のさやは御嶽からも御水取りが行われており、御水取りはいずれも首里殿内管轄間切である。この祭祀でも首里殿内が中心的な役割を果たしている。祭祀の流れを追いつつ、三人の地域との関わりを見てみたい。

水撫での儀式は、首里殿内が崎山樋川、儀保殿内が儀保川ののろ井で行う。真壁殿内だけが、異なる方法で水撫でを行う。

同日、真壁殿内より亀田村へ、みはな、御五水もたせハ、同村のろ川、頭々にて御たかへ仕、水取。其次日に、かしら女房一人、真壁殿内へ持参するなり。（中略）真壁の大あむしられハ、亀田村より持来置水、早朝なで、あまえ御門よりのほり、君ほこり真正面の御門に儀保の大あむしられつれて、ひかえ居。（『御双紙』）

真壁殿内だけが亀田村より持ってこさせている。照屋氏はこの規式より、真壁殿内の移動を示唆しているが〔照屋、1991〕、いずれにせよ、亀田村との密接な関係が分かる。

水撫での後、各々地頭が差し出した馬に乗って登城する。首里殿内は赤田御門（継正門）真壁・儀保殿内はあまえ御門（歓会門）より城内へ入り、城内では西の御殿（北殿）で三平等同時に規式を行う。城内での規式の後、同様の門を通して各平等に戻り、その村の地

頭、根神、根人らをつれて殿内、村単位の祭祀を行うことになる。

では稲穂祭において、大あむしられがどこの村と密接に関わっていくのか（表4）。表1と比較してみると分かりやすいが、首里殿内の関連村（人員の出所）は南風の平等崎山村、南風原間切の新川村、真壁殿内は真和志間切真壁村・茶湯崎村、儀保殿内は西原間切儀保村である。真壁殿内の祭場となる内金城・上のとのの両殿の所在は『由来記』の茶湯崎村の項に記載がある。しかし、同名の「内金城御嶽」に「首里之内金城中有之也」と注記があるため実際の所在は真和志の平等の内金城村にあるのだろう。松川地頭は茶湯崎村の地頭名である。さらに『由来記』の内金城小嶽には「松川根神」が登場している。祭場を真和志の平等内金城村で行い、人員は茶湯崎村の者が参加したのだろうか。同様の事例が、儀保殿内でみられる。祭場である殿は西の平等内にあるのに、石嶺地頭は西原間切の儀保村に比定される。『由来記』の記載では首里に存在する殿が間切の巻にあった。殿が年中祭祀の項目に記載されていることから、殿そのものの所在よりも、関わる人員の出身を重用視したことがわかる。そのことから真壁殿内は真和志間切真壁村、儀保殿内は西原間切儀保村と関係がある。だが、三平等での祭祀で、間切の地頭や百姓に関わりがあるのには疑問が残る。稲穂祭は首里三平等と三間切の関係を示す重要な祭祀である。首里三平等と三間切は祭祀上では区分がなかったのだろうか。

三平等内の村で稲穂祭はどう行われていたのか。『御双紙』真壁殿内の項に「稲の穂祭の時、三日御たかへとして真和志の平等村中より、みはな、御五水、村渠さじ貫調持来る。」とある。また儀保殿内は「稲の穂祭の時、三日御たかへとして、西の平等五ヶ村より、みはな、御五水、村渠作事、貫調持参にて、火神の御前へ居、みはい仕」とある。両方とも

三日御たかへの供え物を村渠作事が持参してくるのだが、記載はそれだけである。三平等の大あむしられが行う稲穂祭は、三平等全体で行うのではなく、村単位で行われている。これは本来、彼女らの位置が首里のある一地域のみに関わりを持った地縁的な神女であることを示しているのではないか。

そのことを推測させる史料として、首里殿内の伴神的存在である根神あむしられの稲穂祭の記述がある。首里殿内に従って祭祀を行っているのに関わらず、首里殿内の項の記述よりも詳細にあり興味深い。根神あむしられは、首里殿内とは別に、稲穂祭の当日早朝、自分のおえか地から稲を取り「御しろまし」を御内原に献上している。また、「右同時、彼おゑか地より、神酒一樽相調、崎山の御嶽へ居候事」とあり、特別に崎山御嶽だけには、神酒を供えているのである。このことから、根神あむしられと崎山御嶽とは密接な関係であることが伺える。

根神あむしられはまた、大あむしられ三人と同等に稲穂祭を行っている。特に首里城内の規式では、大あむしられ三人の祭祀というよりも、根神あむしられも含めた四人で祭祀が行われている。

即刻登城、美福門の内、西表へ被扣居候。則御時成候由、引の筑登之御使ニ被参候 間、根神あむしられ先立て、首里の大あむしられ列て、前の御前被備通、西（面）の殿御たもと四座の内、東の御たもとに、根神あむしられ着座、西表へ三平等の大あむしられ着座にて、御祭の御規式相勤後ニ御内原へ被召召候刻も、如最前、前の御前被備通候。（『御双紙』）

右同時、西の御たもと四座、銘々へ御祝物として、扇子一本、中紙一帖、唐芋一斤宛、被居置、面々へ被下候。且又、御はな二ツ、御五水二対、御神酒二荷、塩四俵ハ二飾ニ被居置。一飾ハ首里の大あむしられ、根神あむし

られにて、半分ツ、被致拝領候。一飾ハ、真壁の大あむしられ、儀保の大あむしられにて、半分ツ、被致拝領候事。

以上より、根神あむしられは、三平等の大あむしられと同格に扱われている。

先の就任儀礼との関係で言うならば、首里殿内または根神あむしられは、崎山村、南風原間切の新川村、真壁殿内は内金城村或いは真和志間切の茶湯崎村や真壁村と、儀保殿内は下儀保村、汀志良次村、或いは西原間切の儀保村との関係が深かったことが指摘できる。特に、真壁・儀保殿内はその名に関係する村とのつながりがあることから、その地域に根ざした神女であったことを推測させる。

三平等の大あむしられの役割は次の二つにまとめられよう。一つは管轄の村の稲穂祭の主宰者であること、もう一つは城内での国家儀礼での主宰者であることである。また、城外での立場は、人々の最上位であるのに対して、城内では取次や案内といった王府の要請に沿った行動をしている。城内祭祀の最上位は当然国王であり、王を頂点とした王府組織の中に大あむしられが取り込まれていたことがわかる。更に、他の祭祀でも共通していることだが、御たかべの内容には国王礼賛が盛り込まれている。稲穂祭を始めとした作物儀礼は、作物豊穰祈願という目的他に、中央集権的イデオロギーを担ったものである〔安達、1988〕。

三平等の大あむしられは本来、首里の一地域を地盤にした神女だったと推測する。しかし先に述べた論理のもと、地位の浮上がおき、王府祭祀の担い手として、組織機構の中に組み込まれていったのである。稲穂祭に見られる二面性は、このことも示唆している。

4. 「代相」からみた統治システム

大あむしられが地方の神女達とどのように関わっていたか示してみたい。それぞれの管

轄の神女等との関わりが読みとれるのは、主に代相の儀礼に関する事例だけである。その他に臨時的関係がもたれたことしか触れられていない。その代相からみた、王府の神女統制の論理について考えてみたい。

まず、ノロの代相で、『御双紙』儀保殿内の項に、

代相の時、地頭衆よりおかす被仕なり。言上相済ハ、其間切のさはくり、儀保殿内へ参、何かしのろくもい成為申段、言上相済候間、何日にみはいさせへくと、兼て案内有之。御拝の日ハ、のろくもい、さはくり列て、儀保殿内へ来り、仙香一 結、みはな一ツ、御五水一対参、銭、火 紙の御前へ御飾仕、立御拝四ツ勤之。又、大庫理にて、御城へ向て、みはな一ツ、御五水一対、御飾仕、立ミはい四ツ、勤 之。畢、振廻（舞）会尺仕なり。

とあり、おかず書が存在がここに見える。各間切のノロは地方役人の手によって推薦され、前もって儀保殿内におかず書が届けられている。さらに就任の手続きとして実際にノロとさばくりが殿内に参上している。1667年からのノロの辞令書発給停止後でも、就任に際して儀保殿内（王府）の認可を必要としたという点で、ノロを官人として扱い、大あむしられの各殿内が窓口の役割を果たしている。

ノロの就任については国王への拝謁はない。大阿母クラスになると登城し国王へ拝謁する。三平等の大あむしられはそれぞれの担当する大阿母が現れたときは、首里城と一緒に登城する。ここで注目したいのは、周辺離島の大阿母の代相及び上国である。伊平屋、久米島、宮古、八重山の大阿母は1726年に上国が禁止され、名代さばくりが代わりを勤めることになった。

『御双紙』が編纂された当時は、まだ各大阿母も首里に上っていたため、三平等の大あむしられとも関わりがある。宮古・八重山の

大阿母が渡来してきたとき、同じ大阿母職の那覇の大阿母が取り次ぎをして、真壁殿内に引き合わせる。これは、伊平屋のあむがなし、君南風には見られないことである。この両大阿母は自分の代相の時は、首里に上らなかったようである。八重山の大阿母の項には、「大阿母役代相之時、言上相済旨、奉承知、在番並頭より蔵元筆者を以当人申入れハ、大あむ蔵元へ出、御朱印頂戴、みはい為て、則在番の所へ為礼参らる」とあり、在番頭らを通して、大阿母に辞令書が拝受されていることがみてとれる。しかし、「御規式」では両大阿母からの聞得大君御殿への胡麻袋進上を代理として頭と与人が出殿しているが、取次は大親が行っている⁽⁶⁾。同史料の君南風の進上の場合、真壁殿内が取次を行っている。「御規式」では、真壁殿内の管轄には、宮古・八重山の大阿母は含まれていない。宮古・八重山両大阿母の上国が禁止された時点で、真壁殿内と両大阿母の関係は切れてしまったのかもしれない。

以上、ノロ、大阿母の代相、或いは首里上りについて、大まかにまとめてみたが、いずれも各殿内で行う日撰は各あむしられが行っていることも指摘できる。更に大阿母クラスでも組織の中で序列があることもわかる。具体的にはそれぞれの祭祀を細かく分析する必要があるが、今回はシステムとして三平等の大あむしられ制が機能していることを指摘するのみに留めておきたい。

5. 組織成立の背景

三平等の大あむしられが王府組織の一員であり、王府祭祀の担い手であること、また、本来は首里の一地域に根ざした神女であったことを前節で指摘した。では、三平等の大あむしられが制度として確立し、王府祭祀を主宰するまでにどのような背景があったのか。三十三君とよばれた、中央神女との関わり、さらに近世期の宗教政策の面から述べてみた

い。

三十三君をめぐる具体的状況については知られていない。第二尚氏からは王族関係女性の経済的待遇をはかるために設置され、しかも聞得大君の他二、三職を除いて臨時的なものであった〔宮城、1979〕。『おもろさうし』や金石文には、それらの名が登場していた。

近世になると状況が変化する。『球陽』には、「康熙之初議其数而今有数職存焉」とあり、君々の削減が行われている⁽⁷⁾。『御双紙』に経済的待遇が示されているのは、聞得大君のほか数名でしかなく、また待遇のある記述でも、神女としての役割としてよりも、個人としての待遇であった⁽⁸⁾。待遇の変化が分かるのは『球陽』1721（尚敬王9）年・1726（同14）年の記事である⁽⁹⁾。前者が聞得大君の伴神である司雲上の俸米の裁去で、後者は俸米の復活である。この事象は他の君々には職も無く俸米がたたれていたのに対し、司雲上は常置の神女で、聞得大君の伴神であるという組織での役割が認知されたことを意味する。

三十三君が削減されたのは、ちょうど向象賢の改革期に一致する。祭祀の簡略、合理化が進められるなか、王府祭祀を担い、且つ地方の神女を統括する官人としての三平等の大あむしられが重要となってくる。高級神女に代わり、三平等の大あむしられの地位が確立していくのは、向象賢の改革と関わりが深いと考えられる。

向象賢は古琉球時代の政治と祭祀が癒着した神がかり的な祭祀形態を、合理的な祭祀や組織形態に変えていった⁽¹⁰⁾。近世の神女組織は弱体化しているものと解釈されているが、神女の祭祀における権威や地位は弱体化しても、組織そのものは王府の管理下で秩序づけられていたはずである。三平等の大あむしられ制は三十三君の削減と祭祀再編の影響を受けているのだろう。三平等の大あむしられの神女としての設置が尚真王時代であったとし

ても、組織機能としての三平等の大あむしられ制が確立されていくのはこの時期だと推測できる。

6. 三平等の大あむしられ制の変動

三平等の大あむしられ制と行政側の概念とを追っていきながら、『御双紙』から「御規式」に至る、三平等の大あむしられの管轄の移動について考察する。

三平等を中心にした王国内を三分割させる概念は、行政の区分において次第に変動していく。ここでは、池宮氏と豊見山氏の二氏の描いた概念像を提示し、三平等の大あむしられの管轄の移動について考えていきたい〔池宮、1987、豊見山、1997〕。

まず、池宮氏はおもろ所出の地名と間切名とを整理し、各巻との関係間切を示し、『御双紙』の各殿内管轄との一致を指摘している⁽¹¹⁾。おもろの分類は古琉球における地域区分を反映しているはずだが、『御双紙』編纂段階でも各殿内の管轄は古琉球の影響を受けているのである。例外として北部地域は三人で更に三分していた。北部地域は本島でありながら周辺離島と同様に間接的な支配を受けている。

豊見山氏は古琉球の概念から、近世の代官制、取納奉行制まで政治構造からみた三分制を明示している（図2、表5）。その中で薩摩征服以前の沖縄島の地域構造というのは、三分制の入れ子構造になっており、1728年の取納奉行ができるころにはシンプルな三分制となっているという⁽¹²⁾。

豊見山氏の地域区分で分かることは、七代官制では島尻を2つにわけた首里殿内、真壁殿内の管轄、及び池宮氏のおもろ地域区分の島尻地域の区分にほぼ一致しているということである。ここではまず、行政組織においても宗教組織の地域区分と共通する古くからの地域区分があったことを指摘しておきたい。更に、四代官、取納奉行の制度を経て、島尻、

中頭、国頭という三分割の概念が行政組織の概念として確立されていく。

では三平等の大あむしられが19世紀の「御規式」段階で管轄の移動が行われているのは何を示すのか。池宮氏も指摘しているが、近世末期になって行政の認識に同化していくからであると考えられる。三平等の大あむしられ制が王府の認識で設置されたものであり、実際は別として表面的に行政の論理に引きずられていることを示している。

よって当然矛盾も生じる。「御規式」での各殿内の管轄は、首里殿内即ち南風の平等が中頭地域、真壁殿内即ち真和志の平等が島尻地域、儀保殿内即ち西の平等が国頭地域に対応している。これは行政と祭祀の面でどちらを上位におくかという問題と関わる。行政では真和志の平等、中頭地域が上位、祭祀では首里の平等、島尻地域の東半分が上位となる。三平等の大あむしられの移動は行政論理と祭祀の実態との責めぎあいといえる。また、国頭間切のみ首里殿内の管轄となったのは、国頭方における国頭間切の拠点性も指摘できないか。またその他、周辺離島や宮古八重山についてはどう三分制と関わってくるのか、今後の課題である。

おわりに

以上、三平等の大あむしられの王府神女組織における位置付けを分析した。三平等の大あむしられの祭祀や管轄は、首里王府の行政的な論理を反映したものであり、王府組織機構の中に位置付けられている。

では、行政的な位置付けとはなにか。まず国家的祭祀であり、地方祭祀へ模範となる王城祭祀を率先して行うと同時に、地方神女と王府とをつなぐパイプ役であった点である。近世に至って、祭祀が持つ本来の宗教的役割の他に、王国を統治する為のシステムの一環として祭祀儀礼が利用されるようになった。三平等の大あむしられは王府組織の一員であ

り、近世においては、宗教的意味合いを持つ神女の役割の他に、行政組織の一官人である位置も持つようになったのである。

最後に、近代における三平等の大あむしられ制の解体の過程について述べたい。1882(明治15)年の段階では、儀保殿内の存在は確認できる⁽¹³⁾。三平等の大あむしられの廃止は、聞得大君御殿の尚家財産への編入の問題が絡んでくる。明治16年10月2日の岩村県令上申では、尚家の財産区分の必要性を述べ聞得大君御殿は私有化しても社祿は継続して付与することを訴えている。それに対して10月21日の「沖庶甲第19号」で内務省は、私有は認めているが、社祿は当然打ちきるという見解を出し、明治17年1月18日の太政官回答で社祿打ち切りが決定する⁽¹⁴⁾。以上の経過を追っていくと、三平等の大あむしられの殿内は聞得大君の末社として存在しており⁽¹⁵⁾、聞得大君御殿と同様の処分をうけたことが推測できる。しかし、聞得大君御殿の処遇が決定するまでに県と内務省とで見解のくい違いがあり、単に「廃止」としてかたづけられない問題である。神女組織の解体を論じるときに、明治政府に強制的に追い込まれたという印象が強いが、直接的な原因は、首里王府という強力な後ろ盾が消えてしまったからである。三平等の大あむしられの消滅は、このような状況を顕著に表している。

神女は現在もなお存続して残っている。一般に国頭や離島に組織の保持が見られるが、これは地域の祭祀との密着度に関係すると推測できる。近世の祭祀再編は首里を中心に行われている。政策の影響が希薄な遠隔地は地域独自の祭祀と神女が深く結びつき、王国組織崩壊の影響を受けにくかったのだろう。現在の祭祀組織を考える時、時代背景からの視点がやはり希薄である。近代になっても県令や知事からノロ達へ辞令書が発給されている。この状況にはどのような論理が働いているのか。近現代の神女組織の変遷も検討する必要

がある。

三平等の大あむしられ制は、祭祀統制ともなう琉球王国の一制度である。地方祭祀をモデルにして整備された王府祭祀は、三平等の大あむしられの地域祭祀の掌握によって、逆に公的祭祀として地域に浸透していく。今後、王都首里の拠点制を考える材料としても、王府祭祀の影響力の分析は不可欠である。

〔引用、参考文献〕

- ・『女官御双紙』1706年(『神道大系』神社編 52「沖縄」 神道大系編纂会 1981年)
- ・『琉球国由来記』1713年(『定本琉球国由来記』 角川書店 1997年)
- ・『球陽』1743年(球陽研究会編 角川書店 1974年)
- ・『聞得大君御殿並御城御規式御次第』1875年(『神道大系』前掲書)
- ・『沖縄県史』11巻・13巻(琉球政府編 1966年)
- ・安達義弘「国家儀礼と地方儀礼—琉球王府の王城作物儀礼をめぐって—」(『哲学年報』第47輯 九州大学文学部 1988年)
- ・池宮正治「地方おもろの地域区分」(福田晃・湧上元雄編 『琉球文化と祭祀』 ひるぎ社 1987年)
- ・池宮正治「『おもろさうし』の世紀—歌謡が語る琉球の中世」(網野善彦・石井進編 『東シナ海を囲む中世世界』 新人物往来社 1995年)
- ・小島環禮 『日本の神々神社と聖地13南西諸島』 白水社 1987年
- ・高良倉吉 『琉球王国の構造』 吉川弘文館 1987年
- ・高良倉吉 「琉球史研究からみた沖縄・琉球民俗研究の課題」(『民族学研究』61号 日本民族学会 1996年)
- ・照屋正賢 「真壁殿内の移動について」(『神・村・人—琉球孤論』 第一書房 1991年)

- ・渡名喜明 「首里三平等の大あむしられの神名と就任儀礼」(『沖縄民俗研究』第7号 沖縄民俗学会 1985年)
- ・豊見山和行 「琉球国の地域的構造について」(網野善彦・石井進・鈴木稔編 『中世日本列島の地域性—考古学と中世史研究6』 名著出版 1997年)
- ・宮城栄昌 『沖縄のノロの研究』 吉川弘文館 1979年

〔注〕

- (1) 『御双紙』記載の三平等の大あむしられ管轄の御嶽及び間切、大阿母は以下の通り。
 - ・首里殿内(御嶽) 弁の御嶽・あかす森・国中城御嶽・崎山御嶽・阿灘川御嶽・仲里二御嶽(間切) 南風原・大里・佐敷・知念・玉城・具志頭・金武・大宜味・国頭・恩納・伊江島・伊平屋島(大阿母) 伊平屋のあむがなし・ニカヤ田のあむ・今帰仁あふりやい。
 - ・真壁殿内(御嶽) めずら嶽おがみ・後原拝・見上森・内金城(間切) 真和志・豊見城・小禄・東風平・兼城・高嶺・喜屋武・摩文仁・真壁・北谷・読谷・名護・久志・久米島・宮古島・八重山(大阿母) 楚辺の大あむ・泉崎の大あむ・那覇の大あむ・宮古の大あむ・八重山の大あむ・久米島君南風。
 - ・儀保殿内(御嶽) 西森・金森・白かね御嶽・くもて森・あすい森・あむと嶽(間切) 西原・浦添・宜野湾・中城・越来・美里・具志川・勝連・与那城・羽地・本部・今帰仁・慶良間二間切・粟国島・渡名喜島(大阿母) 泊の大あむ。
- (2) 内金城大嶽・小嶽は「首里之内金城村中有之」という注記があるため、本来は真和志の平等のほうにあるのだろう。また、大嶽・前原之嶽は真壁村にある。真壁村は、1680年に真和志の平等から真和志間切は移管されており、村ごと管轄が変わったにす

ぎない。しかし『御双紙』と対応する御嶽がないのは不自然である。同様に『御双紙』『由来記』で対応しない御嶽は雨乞ノ嶽と後原拝、金森である。後原拝は小島氏が真和志森のことであると指摘している(小島、1987)。

- (3) 『御双紙』の首里殿内の項に「首里の大あむしられ任職日撰次第、御拝可相勤由、御内證御使さほの掟のあむ、表の御使平等所筆者、言上寫持来、みはいの日撰、三日前二大勢頭部御取次ミおみのけ」とある。一方、真壁殿内は「三日前二、しよりの大あむしられ御取次、奉言上」とある。儀保殿内も同様である。
- (4) 首里殿内を例にあげると「大勢頭部御使にて、おすゑんみきふちゃへ御呼あれハ参上、美御待拝、天嘉那志美御前御出座、御印判、御玉拝領し奉り、御印判ハ頭へさし、立みはい四勤之畢」と、直接国王から辞令書を受けている。
- (5) 『由来記』巻一。「御規式」には「前日、辺土之美御水首里殿内より被差上候」とある。
- (6) 「御規式」に「両先嶋大あんより胡麻袋進上之時、頭、与人、色衣冠二而出殿、大親御取次、大親よりあむしたれ御取次、三日前御案内。」とあり、同時に「毎年八月、久米嶋きんはいより、真壁之大主部御取次(後略)」とある。
- (7) 『御双紙』で三十三君の記事はほとんどなく、実態について忘れられている。『御双紙』巻末に「以上、三十三君の御事、或ハ中山世鑑、中山世譜を証し、或ハ諸臣の家譜方所の書記に拠て、書戴侍るものなり。名耳ありて人体知れざる御君は、註脚を斉ることあたはず。略焉」とある。
- (8) 経済的待遇について特に記載があるのは、聞得大君以外に阿応理屋恵、佐司笠、首里佐司笠按司加那志、首里大君、大西大君按司、司雲上がいる。(今帰仁阿応理屋恵、

伊平屋のあむがなし、久米島の君南風も三十三君だが、ここでは含めない) 例えば「島尻さすかさ按司加那志」の尚豊王二女は真壁惣地頭職、「首里大君」尚豊王一女も玉城惣地頭職を賜っている。これは王女という特定個人に与えたものとして判断できる。

- (9) 司雲上按司倅米並馬氏恵祖按司切米自往昔時從聞得大君加那志多有女官俗称君君而無有其事職由是前有題奏以裁其倅米時司雲上倅米未有裁去至于是年始裁其倅米(後略)』(『球陽』尚敬王9年)「仍賜倅米于司雲上自往古時賜倅米三石米一石雜穀一石于司雲上至康熙庚子因儉約裁去其倅米然而司雲上恒從聞得大君每幸知念玉城等或以祈雨或祈福時必為扈從而行焉由是朝議仍賜其倅米三石」(『球陽』尚敬王14年)
- (10) 「向象賢路線」で顕著なのが、1667年に聞得大君の位階を王妃の次位にし、社会的地位を下げたり、また、同年にノロ職が辞令書の受給資格外におかれたということである。彼以後蔡温に至るまで、伝統的祭祀の廃止、改変が行われ、祭祀組織の近世化が進んでいく。
- (11) 池宮氏の指摘は主に以下のことにまとめられる。1 南風原・真和志・西原の各間切は各殿内の所属の初めに書き出され、王府祭祀の重要な間切であることがわかり、かつての王府直轄の地域であった。2 おもろでいう「中城・越來」(巻2)・「勝連・具志川」(巻16)・「米須 おもろ」(巻20)・「久米島」(巻11)、は『御双紙』も同じく完全にひとまとまりになっている。3 巻15の浦添・北谷・読谷山は浦添と宜野湾、北谷と読谷山と南北に二分されている。4 巻18の玉城間切と巻19の知念・佐敷・花城(具志頭)は大里をふまえてひとまとまりであったらしい。5 巻17「恩納より上」つまり国頭地方は三分されて入っている。
- (12) 1660年代頃までの七代官統治のときは、

首里の三平等と南風原間切、真和志間切、西原間切の地域が「首里之平等代官」という第Ⅰの地域区分が存在することを、豊見山氏は指摘する。さらに第Ⅱの地域区分として「東代官」「島尻代官」「浦添代官」、さらにその外側にはⅢの地域区分として残り三代官がある。この七代官で指摘できるのは、島尻を東と島尻と二区分していることである。四代官制になるとそれが一つにまとめられて島尻代官となる。

- (13) 「沖縄県日誌」(『沖縄県史』11)「二月一日旧十二月十三日(天気気温略)儀保神社大アムシラレ田場ツル出願ス(中略)安村ウト右儀保神社西ノ掟アム渡久川ウシ死去ニ付後役被仰付度旨ヲ請フ因テ首里役所長三等属滝脇信敏該願書ヲ添へ進達ス」
- (14) 「旧琉球藩王尚泰私有財産区分之儀伺」(『沖縄県史』13)で「旧琉球藩王尚泰私有財産区分ノ儀廃藩以来未タ確定セス然ルニ其未定物件中県用ニ供スルモノアル等ニテ尚氏一家疑飼懼ヲ懷クノミナラス往々物議ヲ来シ人心ニモ関係致シ候ニ付速ニ其官私ヲ区分シ以其所有ヲ明ラカニセサルヘカラス」という理由で「二仲聞得大君御殿及円覚寺外四ヶ寺ハ本伺ノ如ク後許可相成候トモ其倅禄等ハ一般社寺同様給与可相成積モリニ有之候」とある。
- (15) 「華士族金禄外五件処分ノ件」(『沖縄県史』13)の第二附属書2神社取調表に「右ノ外司雲上神社首里神社真壁神社儀保神社(以上四社ハ聞得大君神社ノ末社)とある。

付記 本稿は、1997年度琉球大学法文学部人文学科提出卒業論文「近世琉球の祭祀像—首里三平等の大あむしられの王府神女組織における役割—」を加筆、修正したものである。発表の機会を与えて下さった方々に心より感謝の意を申し上げる。

表1 『御双紙』『由来記』記載の御嶽、殿

『御双紙』		『由来記』巻5	『由来記』巻12、13、14
首里殿内	辨の御嶽 あかす森 国中城御嶽 崎山御嶽 阿灘川御嶽 仲里二御嶽	冕大嶽・小嶽（鳥小堀村） アカス森ノ御イベ（党蔵村） 国中城ノアマフレダケノ 御イベ（党蔵村） 崎山ノ嶽（崎山村） 安谷川ノ嶽（党蔵村） 中里大嶽・小嶽（大中村） 雨乞ノ嶽（崎山村）	 新川之殿（新川村）
真壁殿内	めずら嶽おがみ 後原拝 見上森 内金城	ソノヒヤブノ御イベ（真和志村） メズラダケノ御イベ（真和志村） 見上森ノ御イベ（金城村）	 内金城大嶽・小嶽（首里内金城村） 大嶽（真壁村） 前原之嶽（真壁村） 内金城之殿・同上之殿（茶湯崎村） 真壁之殿・同所殿（真壁村）
儀保殿内	西森 金森 白かね御嶽 くもて森 あすい森 あむと嶽	西森ノ御イベ（下儀保村） 白金ダケノ御イベ（汀志良次村） クムデ森ノ御イベ（汀志良次村） アスイ森ノ御イベ（汀志良次村） アモトダケノ御イベ（汀志良次村）	 儀保之殿 里中之殿

表2 三平等の大あむしられの祭祀

正月	元日・十五日朝の御拝 弁の御嶽行幸	正月初御願 庫裡の御願	百人御物参
二月	長月の御たかへ	麦の穂祭	
三月	百人御物参	四度御物参	麦大祭
四月	百人御物参		
五月	弁の御嶽行幸	稲の穂祭	
六月	稲の大祭		
七月	十三日御施餓鬼	十五日円覚寺先王かなし御霊前へ焼香	
八月	百人御物参	四度御物参	
九月	弁の御嶽行幸	麦初種子	百人御物参 四度御物参
十月	竈廻		
十一月	冬至朝の御拝		
十二月	御願ほとき	君々御玉改 掃煤	
その他	法事 婚禮	雨乞 代相	風風御願 御新下り 三平等御願 臨時

表3 就任儀礼関係一覧

就任者	登城の付添	神名つけの場所	神 名	御たかべ
首里殿内	真壁殿内	あかす森	なよかさのおやのろ	真壁殿内
真壁殿内	首里殿内	園比屋武御嶽	みちりきよふ大神	首里殿内 儀保殿内
儀保殿内	真壁殿内	園比屋武御嶽	にぢれきう大主こてろま大神	首里殿内 真壁殿内

表4 稲穂祭関連事項

殿内名	地頭名	関 係 村	祭 場 名	祭 場 所 在 村 落
首里殿内	崎山地頭	首里崎山村	崎山御嶽	首里崎山村
	新川地頭	南風原新川村	新川のとの	南風原新川村
真壁殿内	亀田地頭	真和志真壁村	亀田の東の殿・西の殿	真和志亀田（真壁）村
	松川地頭	真和志茶湯崎村	内金城 上のとの	首里内金城村
儀保殿内	石嶺地頭	西原儀保村	儀保里中の殿 汀志良次の殿	首里下儀保村 首里汀志良次村
首里根神			安嘉須森御いべ	首里当蔵村
	所の地頭	首里崎山村	崎山御嶽	首里崎山村
	新川地頭	南風原新川村	新川のとの	南風原新川村

表5 代官制について（豊見山氏の論文と『由来記』よりまとめた）

七代官制 （成立不明～1660年）		
I	首里之平等代官	真和志・南風原・西原
II	東代官 島尻代官 浦添代官	大里・佐敷・知念・玉城 具志頭・東風平・摩文仁・喜屋武・真壁・高嶺・豊見城 浦添・中城・北谷
III	越来代官 今帰仁代官 久米代官	越来・読谷山・具志川・勝連 金武・名護・羽地・今帰仁・国頭 久米・慶良間・粟国・渡名喜
四代官制 （1660年～1728年）		
I	無し	真和志之平等・南風之平等・西之平等
II	島尻方代官 中頭方代官 国頭方代官	真和志・南風原・大里・佐敷・知念・玉城・具志頭・東風平・摩文 仁・喜屋武・真壁・高嶺・小禄・豊見城 西原・浦添・宜野湾・中城・北谷・越来・読谷山・美里・具志川・ 勝連・与那城 恩納・金武・名護・本部・羽地・今帰仁・大宜味・大宜味・国頭・ 久志・伊江・伊平屋
III	久米方代官	久米・慶良間・粟国・渡名喜
取納奉行制 （1728年～）		
	取納奉行	島尻方 中頭方 国頭方
	御物奉行	宮古・八重山

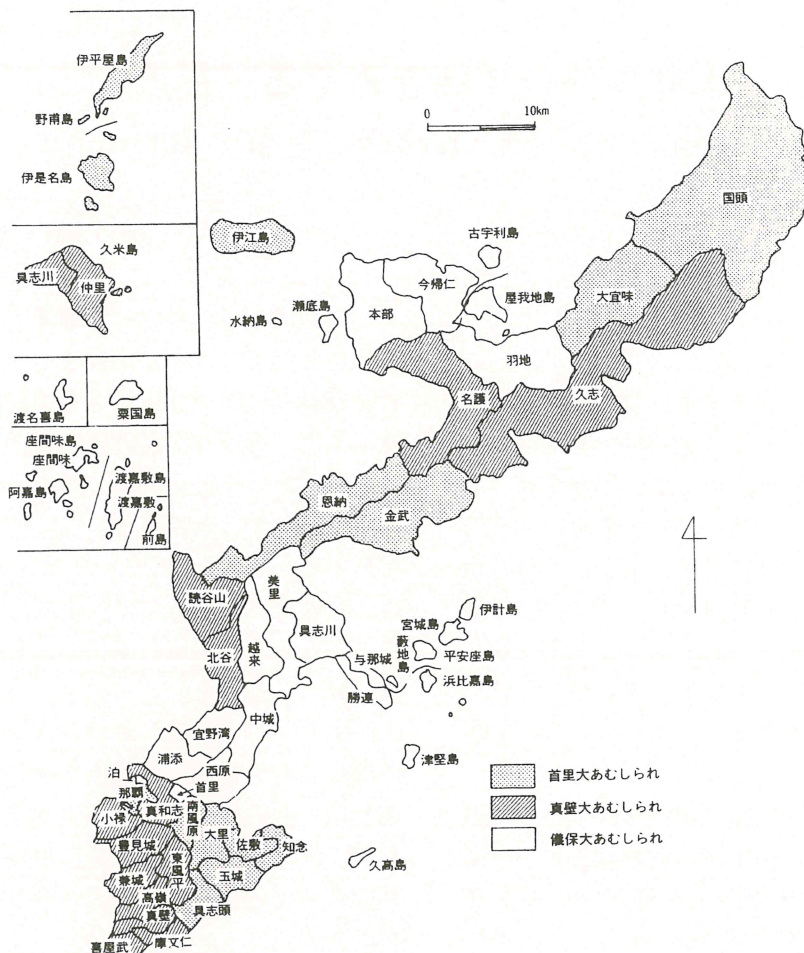
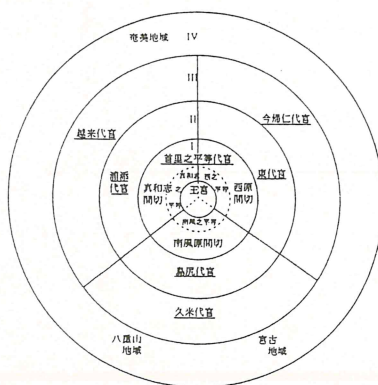
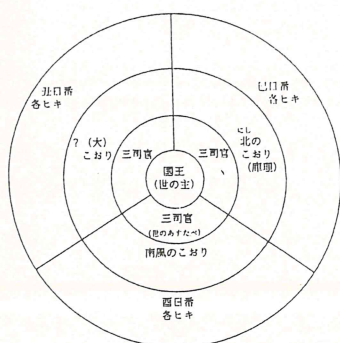


図1 三平等の大あむしられの管轄区域
(田名真之「(首里城の歴史) 政治」『甦る首里城 歴史と復元』1993年より)

七代官統治概念図

古琉球の王府区分概念図



四代官統治概念図

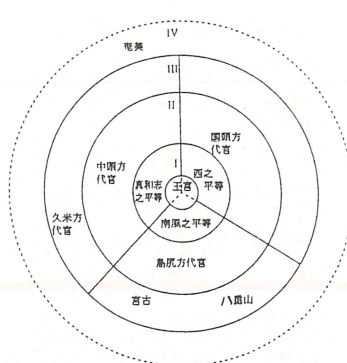


図2 王府統治概念図 (豊見山論文より引用)

本部事件の評価をめぐる一視点 — 沖縄県庁の徴兵忌避認識と対策を中心に —

福岡 且 洋

はじめに

明治43年5月、沖縄県国頭郡本部村に設置された徴兵署に於いて暴動事件（本部騒動）が発生した。徴兵検査の方法に不満を持った一部村民が徴兵官を襲うという暴挙を起こしたのである。同事件は沖縄近代史上では「徴兵忌避事件」として評価されてきたが、その内容については利用できる資料が新聞史料に限定されていたこともあり、事件についての全貌はおろか、その顛末自体確認できない状況にあった。⁽¹⁾

しかし、防衛庁防衛図書館所蔵『貳大日記』明治43年10月中に、本部事件関連史料が多数収録されているとの情報を得たため、⁽²⁾ 筆者は「本部徴兵署暴動事件の再検証」において、同史料群を利用しつつ本部事件の顛末及び内容を具体的に復元提示する作業を行い、従来の評価認識と対照させながら、事件の事実関係の確認と事件の問題点についてを明らかにした。

本論は、「本部徴兵署暴動事件の再検証」の第五章に当たる部分を若干修正、個別論文化したものである。同部分は、本部事件の事件前、事件後それぞれに於ける沖縄県庁・沖縄警備隊区の徴兵忌避に対する認識と対策の性格及びその展開を検討し、事件を通してどのような影響、変化があらわれたのかを述べるものである。特に本部事件以降の忌避防止対策の継続とその実態についてを明らかにしたものである。

分析の方法は、県庁の布達した忌避防遏県令関係及び警備隊区作成の徴兵事務報告書を

中心に利用して、県庁・警備隊区の忌避対策の変遷と内実について把握する。この他に、新聞資料及び防衛庁史料等を適宜利用して、陸軍本省・警備隊区が沖縄県の忌避問題と、その対策をどう捉え評価していたのかという、県庁忌避対策の運用実態についてもある程度言及することにした。⁽³⁾ なお、引用及び利用した県令等に関しては長文であるため、編集の都合上全文掲載せずに割愛したことを初めに断わっておく。

つまり、この本論における作業は沖縄県庁の徴兵忌避対策という視点を通して、本部事件とは一体沖縄社会にどのような意味を持つものであったのかを解明し、事件の歴史的意義に若干の考察を加えることを目的とするものである。

1. 徴兵忌避問題に対する県庁と警備隊区の認識と対策

(1) 沖縄警備隊区徴兵検査概況の提出

明治42年9月沖縄警備隊区から陸軍本省に提出された「沖縄警備隊区徴兵検査概況」に記載された内容は陸軍本省を驚愕させるものであった。⁽⁴⁾

それは一言でいうなれば、沖縄警備隊区においては「未タ一般人民ニ兵役ハ国民ノ最要ナル義務ノ觀念普及セサルト衛生思想ノ発達セサル」状態であるため、「壮丁ハ一般ニ徴兵忌避ノ念旺ナルト共ニ其ノ体格甚不良」の結果を招いているという徴兵成績不振と徴兵忌避問題についての指摘であった。

陸軍では、同報告書を内務・文部大臣に通

牒するとともに、現場である沖縄警備隊区を管轄する第六師団長に対して、「成績甚不良ニシテ寒心ニ堪ヘス師団ニ於テハ適当ニ警備隊区司令官ヲ指導スルハ勿論沖縄県知事ニモ交渉シテ鋭意改善ノ途ヲ講」ずるようにとの訓示が、また沖縄県知事に対しては「成績甚タ不良ニシテ寒心ニ堪ヘサルモノアルコトハ貴官ニ於テモ既ニ知悉セラルル所ナルヘシ宜シク厳ニ当事者ヲ戒飭督励シ且關係軍衙トモ協力シ諸種ノ方法手段ヲ講シテ徴兵忌避ヲ防遏シ壮丁ノ衛生状態ヲ良好ナラシムルニ一層努力セラレンコトヲ望ム」との訓示が、それぞれ発されることになった。⁽⁵⁾

このことは陸軍本省から、警備隊区・県庁に対して、現場において関係機関の協力による徴兵忌避対策を早急に講ずる努力が要求されたことを意味している。では、これ以前の県庁・警備隊区の徴兵忌避対策はいったいどのような行なわれ、どれだけの効果を持つものであったのであろうか、また、この訓示や陸軍からの要求に対して現場ではどのような対応を図っていくのか、これらの諸点について検証してみよう。

(2) 県庁の対策（地方末端行政・警察）

県庁が行った徴兵忌避対策としては、地方末端行政の各郡区長・島司宛に発せられた訓令・内訓があげられる。現段階で確認できるのは、徴兵制施行当初に布達された、①「県内訓第二号 郡区長 島司 宛 徴兵忌避者ニ関スル注意」（明治32年4月8日）②「県訓令第百一号 郡区長 島司 宛 壮丁失踪、逃亡者ニ関スル注意」（明治32年10月6日）③「県内訓第二号 郡区長 島司 宛 徴兵忌避者及忌避ヲ勤ムルモノ防遏」（明治33年6月8日）⁽⁶⁾の三事例である。これらの内容は郡区長及び島司に対して、忌避者が発生しないように「精々留意ノ上予メ人民へ警告」すること、「兵役義務ノ如何ト実地服役ノ状態等ヲ懇示シ且兵役ノ忌避ヲ勤ムルカ如キ浮

説ヲ防遏」することを求めていた。しかし、具体的方策については、あくまで兵事「主任者ヲ各村々ニ派遣スル等便宜ノ措置」とされるに留まるものであった。

明治37年には沖縄県壮丁の近衛師団への徴集が開始されたが、県庁はこれを「国民ノ名譽ヲ被ムルニ至リタル」となし、同時に忌避防遏を各郡区長島司に求めた。この忌避防遏については、八重山郡達により波照間村頭へ通達されている事例が確認できるが、内容は郡へ、県「内務部長ヨリ通牒ノ次第有之候ニ付右御承知ノ為此段及通達」したというに留まるものである。⁽⁷⁾ また、前述の明治42年の陸軍大臣訓示に対しても、県知事は忌避対策を講じたわけだが、それは「師団長ノ照会ニ基キ郡区長島司ニ対シ訓示ヲ與ヘル」という性格のものであった。

以上のように、県庁の忌避防遏対策の実態とは、概して地方末端行政機関への令達等の布達という性格が強く、具体的対策性には乏しいものであったといえる。

次に、徴兵体制上における沖縄県の警察機能について検討してみよう。警察制度は徴兵体制上様々な機能を担っていた。別表1は、明治31年から明治35年までの間に布達された沖縄県警察訓令の中で徴兵体制に関連する警察訓令及び指示を抽出し、一覧化したものである。⁽⁸⁾

徴兵制施行初期の徴兵体制に関する警察訓令を整理すると、大きく二つの内容に分類することが可能である。その①徴兵検査時の監視・取り締まりに係るもの（番号3・4・5・8・9）、その②壮丁の監視・徴兵忌避の取り締まりに係るもの（番号1・2・6・7）である。

その①徴兵検査時の監視関係について、このような徴兵検査時の監視・取り締まりは以下の理由により沖縄警備隊区司令部から県警察部へ依頼され各所轄の警察署へ指示された。第一点は徴兵忌避嫌疑者の取り締まりである。

例えば、明治43年10月21日『琉球新報』には「警察官の拷問事件」という記事が記載されている。具志川徴兵署の徴兵検査時、故意に眼病を偽った一名の壮丁がこれを白状しないため「同検査場取締りに出張せる嘉手納警察署」の警察官三名が、過酷な拷問をして免職されたという事件報道であるが、徴兵忌避嫌疑者の取締りについては警察が検査会場で行っていたのである。第二点は、徴兵検査会場内外における群衆の取り締まりである。徴兵制施行当初の徴兵検査時の徴兵署は、壮丁の家族その他関係者が大挙して出かけその様子、成り行きを見守るなどの状況で混雑していた。このため事と次第によっては統制がとれなくなり騒乱騒ぎに発展する恐れがあり、警察による取り締まりがおこなわれていた。

その②壮丁の監視・徴兵忌避の取締り関係についてであるが、具体的な内容を確認することはできない。しかし訓令名から推するに、警察には壮丁及び家族の監視から徴兵検査時の取締り、そして徴兵忌避者の取締りという、「徴兵体制下へ民衆を追い込む」役割が担わされていたことを看取できる。⁽⁹⁾

その後、警察の役割は、以下のような法規の制定を経て具体化されていくことになった。明治36年1月28日、沖縄県訓令乙第一号により「徴兵失踪者搜索ニ関スル注意」⁽¹⁰⁾が郡区役所、島庁、間切島役場、警察署、警察分署に布達された。同訓令は、徴兵制施行以来、百余名発生している徴兵失踪者に対する「厳密ノ搜索」及び報告の提出を各役所・警察に要求するものであった。徴兵失踪者の取扱手続については、同年3月11日「沖縄県訓令乙第八号 徴兵失踪者取扱手続」⁽¹¹⁾として詳細に制定された。同訓令では、警察の果たすべき主な役割として、地方行政機関の補助を受け常時管内外全ての人民に注意し、半年毎に搜索・状況の成績を知事に報告することを要求している。

その後、沖縄県訓令乙第八号は、明治40年

5月10日「沖縄県訓令甲第八号 徴兵処分ヲ受クヘキ所在不明者調査細則」⁽¹²⁾によって改正・強化される形で、郡区役所、島庁、間切島役場、警察署、警察分署に布達された。同県令は明治40年4月5日、陸軍省より警視庁、道庁、府県に対して達せられた「陸軍省訓令甲第一号 徴兵処分ヲ受クヘキ所在不明者調査規程」⁽¹³⁾に伴って制定された訓令である。同訓令で改正された点は以下の点である。

第一点は詳細な徴兵終決処分未済者に対する調査方法が、かなり具体的に規定されていることである。その方法は従来の警察に依存した捜査だけでなく、地方行政機関の関与も規定されるとともに、「本人ノ隣佑親戚其他心当リノ者」を通じて「平素ノ行動行先キヲ等ヲ捜査」し、また壮丁の「親戚ヲシテ捜査」するということに壮丁の身内・親類等を媒介にして「監視」を行い、その他に所謂無資産者・住所不定者に対しても捜査・探索が規定された。

第二点は、それまで徴兵失踪者探索の実務担当は警察に一任され、地方行政機関はその補助的な任務であったのが、警察に留まらず地方行政も警察と同様に、徴兵失踪者等の「調査ニ関シ絶ヘス相互ニ連絡ヲ保持シ」と定められ、警察と密に関係を取り協力連携することによって徴兵失踪者の搜索・摘発を同時に図っていくことが規定された点である。

以上の諸点から、当初沖縄県庁以下地方末端行政機関の行っていた忌避対策とはあくまで訓示令達的な要素が濃厚であることがわかる。その一方で実際に忌避防遏の任務をおっていたセクションが警察機関である。この意味では警察が忌避対策の実務担当であったといえるであろう。しかし、このように地方行政全体が忌避対策に取り組むのではなく、警察というセクションに依拠した形での忌避対策とは、実際は極めて不十分なものであり問題があったといえる。こうした状態から、警

察を包括した形の地方行政機関全体の連携協力による忌避防止体制へと改善がなされているのは、明治後半期以降からのことであったのである。

(3) 警備隊区の対策

一方、警備隊区が講じていた徴兵忌避対策手段については、それを具体的に知る史料は数すくない。しかし、明治42年に警備隊区司令官として野島貫一司令官が着任した以降は、忌避対策に対して「てこ入れ」がなされた始めたことがわかる。

明治42年度からは、徴兵検査についての談話が「沖縄警備隊区徴兵検査成績について」⁽¹⁴⁾として新聞上で連載されることになった。同談話は「検査の成績を述べ、一つは読者諸君の御参考に供し、一つは県民諸君の注意を喚起し、将に益々本県徴兵成績の佳良ならんこと」を図ったものであり、壮丁の学力・体格・衛生状態、具体的徴兵忌避、兵役に対する意識改革と県民への要望などが掲載された。また、同年からは、「徴兵忌避予防手段」として以下の対策が実行されていた。⁽¹⁵⁾

戊種トナリシ壮丁中本年ニ於テ徴兵忌避ノ疑アリシ者ハ地方警察官町村長ニ於テ明年度徴兵検査迄ノ間常ニ其ノ動作症状等ニ注意スルコトヲ依頼シ置キタリ

徴兵適齢前若ハ其ノ検査未済者ニシテ身体ヲ毀傷シタルトキハ直チニ町村長若ハ警察官ニ届出テシメ現状ヲ実視臨検セラレ度希望ヲ述ヘ置キタリ

徴兵検査終了後ヨリ入営期ニ至ル間ニ於テ身体ノ毀傷悪疾故意感染其ノ他皮膚病作為等ナキヤ否ヤニ留意シ事実アルトキハ其ノ査覈ニ努メラレ度件ヲ町村長及警察官吏ニ依頼シ置キタリ

徴兵検査見物人ノ群集ハ検査ノ妨碍トナルコトアルノミナラス忌避的觀念ヲ誘起増進スルノ弊害アルヲ信シ県兵事課長ト協議ノ結果

禁示的県達ヲ発シ県下一部ニ実施スルヲ得テ良結果ヲ得タリ爾後益之レヲ励行セントス

本県人ハ一般ニ旧慣ヲ墨守スルノ風アリテ今尚結髪スル者多シ而シテ徴兵忌避ノ念最モ旺盛ニシテ頑冥度シ難キカ如キ者概シテ結髪士族ナルカ如シ故ニ速ニ断髪ヲ励行シ旧習ヲ打破シ以テ有形的ニ精神ヲ新ニスルコトモ亦改善ノ一手段ナルヘシ

警備隊区による忌避予防方法とは、警備隊区が主体的に予防に関与しているのではなく、地方警察官及び町村長に対する依頼・希望という方法に留まるものであり、県庁の対策方法に依拠せざるえないという限界を有した対策方法であった。つまり、県庁の対策が訓示的な要素が強く、警察に任務を一任した形式である以上、警備隊区の忌避対策とは地方行政間との連携関係の希薄性と、警備隊区自身の忌避対策が講じられていないことを示すものであり、その有効性、実行性については極めて乏しいものであったといえる。

2. 忌避対策の内実とその効果

(1) 地方末端兵事行政の状況

地方における実際の徴兵事務には、地方末端行政の関与と影響が大きかったことは、既に先行研究の示す通りである。このため、県庁、警備隊区の徴兵忌避対策の前提として、この時期の地方末端行政における兵事行政への意識と執行能力についても触れておくことにする。

沖縄県の地方末端兵事行政を詳細を知る資料は残念ながら断片的で少ない。このため、限定された資料からではあるが、例えば町村長の徴兵事務執行態度及び能力について野島司令官は、次のように言及している。「斯くて徴兵上法規に関する不都合は職務上、詰問尋札の余地ありて、其筋へも報告通報等に依り、相当の措置を要請する事が出来るが、斯かる精神を有し、而かも廉恥を顧みざる人格

では、治民処ではなく、民風を破毀する結果を来すであろう。果して斯かる町村に在りては又動員業務の整理も殆んど零であって、本気の沙汰とは思えない。若し一朝事変に出会せば、乍ち大なる失態を来すのである。実に寒心に堪へぬ次第で、将来は斯かる職務不熱心の度を通り越して、職務不実行の者に対しては、何とか考へを要することと思う。誠に呆るの外はない。」⁽¹⁶⁾つまり、地方末端行政の兵事事務能力と執行態度をそのものを問題視しているのである。

実際、かかる徴兵事務の状態は、簡閲点呼時における演習においても、「一般ニ景況ヲ陳フレハ円演習動員令達又ハ同令状ヲ受ルヤ主任者多少狼狽シテ直ニ事務ニ着手シ難ク否ラサルモ着手順序誤リ為メニ時間ヲ徒費スル等少数間切役場ノ外ハ着実ノ執行ヲ欠ケリ」、という、事務手続の不備と不手際を招くのであった。⁽¹⁷⁾

以上の事例から推測するに、現場である地方末端行政では、兵事行政の執行状況は陸軍が求める水準には達していなかった。また、兵事行政に対する意識自体が形成されていなかった。このため、地方末端行政には、兵事行政に対する意識形成の確立という課題が存在していたといえる。つまり、実際に徴兵制度を運用する側のノウハウの構築・意識改革についても改善が求められていたのである。

(2) 陸軍本省の忌避対策評価

徴兵制施行後における県庁・警備隊区の忌避認識とその対策は、以上のようなものであった。しかし、陸軍本省ではこうした県当局、警備隊区が講じていた徴兵忌避対策については全く評価していなかったし、実行性・有効性も薄いとの判断・見解を示していたことが以下の史料からわかる。

警備隊区報告が提出された翌年5月、陸軍本省は軍務課課員堀吉彦大尉を沖縄県徴兵事務視察に派遣した。(本部事件に偶然遭遇す

る)堀は県庁の忌避予防対策について次のように述べている。すなわち、県の忌避防止対策＝県令達等による「注意ハ概ネ適切ニシテ多少其ノ面目ヲ改メントスル端緒ヲ開ク」効果はあるものの、「未タ表面上ノ形式ニ過キサルモノ」であり、「忌避予防上ニ関シテハ従来施設甚ク幼稚ニシテ注意粗雑殆ンド見ルニ足ルヘキモノナカリシ」状態であると報告している。⁽¹⁸⁾

一方、警備隊区の対策については、従来の司令官と異なり野島「司令官ハ一昨年着任以来忌避撲滅上ニ力ヲ盡シ熱心服務サレツツアルカ如ク認メラルルカ故ニ今後ハ漸次良果ヲ収ムルニ至ルヘク中央トシテハ今日ノ場合大体ニ於テ師団以下地方当局者ニ信頼シ其ノ成果ヲ待ツノ外ナ」いと一定の評価を与えつつも、「監督ニ就テハ至大ノ注意ヲ要スルモノト認メラル」と、あくまで懐疑的に見ていた。更に第六師団による沖縄の徴兵忌避状況・原因調査についても「未タ充分ナラサルモノナキニアラサルカ如キ状態」で早急の改善が必要であるとの見解を示していた。

例えば、沖縄警備隊区の講じていた徴兵忌避告発方法は、「徴兵医官ニ於テ認定書ヲ認メ司令官之ヲ警察官ニ移シ警察官ニ於テ告発」という警察に依頼した方法が取られていた。しかし、陸軍本省の見解では、この方法・措置は「徴兵官ニ於テ告発セサリシハ単ニ旧例ニ依リタルモノノ如ク甚タ緩慢ナリシ」と評価される、「極めて緩い」告発方法であったのである。

また、徴兵忌避者に対する量刑についても、「明治三十八年頃迄ハ概ネ平均四ヶ月以上ノ刑ニ処セラレタルモノ其ノ以後ニ於テハ何レモ三ヶ月以内ノ処刑ニ過キサル」状態であった。この「量刑の軽さ」が「兵役上ノ服役関係ト相比較シ遂ニ忌避手段ヲ実行スルニ至ルモノ」を助長させていると指摘するのであった。

このような現場における忌避対策の不徹底の原因については、「上級官衙ヨリノ注意ハ

下方ニ至ルニ從ヒ漸次希薄ト為」るという、行政命令系統の不徹底と、「地方関係軍衙ト地方当局者トノ意思疎通ヲ欠」くという地方行政と警備隊区との連携関係の不十分さを指摘し、沖縄警備隊区の徴兵忌避対策は、忌避「予防上ノ施設ニ就テ遺憾ノ点尠カラサリシヤノ感ナキ能ハス」と評価したのである。

この問題点に関しては実際、42年の報告中において野島司令官が忌避対策は「地方長官以下当局者ト協力シ各方面ヨリ諸種ノ手段方法ヲ尽シ尚武心ヲ発展セシムルニアラサレハ効果期シ難キモノト信ス」との見解を示しているように、警備隊区・県庁の連携による対策でなければ、効果は期待できない状態であった。この意味においても、県庁側の真摯な徴兵忌避対策への関与と対策の立案が要求されたのであった。

いままで検証してきたように、県当局・警備隊区の徴兵忌避に対する認識と対策とは、陸軍本省の見解では徹底したものではなく、極めて不十分なものであったのである。

3. 本部事件以後の徴兵忌避対策

(1) 郡区長島司会議と県令の布達

それでは、本部事件の発生は県庁の徴兵忌避対策という視点からみた場合にどのような影響をもたらすことになったのであろうか、前章で検討した事件以前の状況をふまえて検討してみよう。

本部事件直後の、5月31日に沖縄県の郡区長島司会議が召集・開催された。会議開催にあたって日比知事は徴兵忌避対策に言及し、「此際一言付加したきは徴兵忌避防遏の件である此件に関しては諸君と共に甚大の留意を払ひ啓発に勉めつつあるも今尚跡を絶つに至らざるは本官の最遺憾とするところであるが故に案を具して諮問することにせり其の詳細は会議の場合による」と演説し、諮問事項として「兵役義務励行ニ関スル件」を郡区長島

司に対して諮っている。⁽¹⁹⁾

同事項は、6月5日、徴兵事務視察中の堀大尉、本部事件調査のため視察中の第六師団佐藤参謀長等臨席の下で検討され、「下官(堀)等ニ就テモ今回視察上ノ所見ヲ聴取シ又師団参謀長トモ熟議セラレ尚目下召集中ニ在ル郡区長島司等ニモ詳細諮問シツツアリテ忌避撲滅上ニ関シテ大ニ奮励セラレツツアルカ如シ」ものとして一応の成果をあげたのである。

このように日比知事は「地方官会議ヨリ帰県後ハ非常ノ意氣ヲ以テ県当事者ヲ督励シ徴兵忌避撲滅ノ策」を立てるという行動を起こしている。この要因としては地方官会議に於ける沖縄県忌避問題の指摘及び宮中での詰問、さらには陸軍本省から視察員の派遣といった要因があげられるが、最も直接的な動機となったのは本部事件の発生であるといえよう。

それは、日比知事が徴兵事務視察を終えて帰任する堀大尉に対して述べた以下の言からも明らかである。すなわち「県下ニ徴兵忌避者続出シ慚愧ニ堪ヘス今後ハ心カヲ尽シテ之カ予防ニ努メ盟テ之カ撲滅ヲ期スルモノニシテ少ナクモ明年迄ニハ大ニ其ノ面目ヲ改メンコトヲ期ス」と、徴兵忌避撲滅に対する確固たる抱負を述べ、同言を陸軍大臣へ伝言するように依頼したのである。

日比知事の徴兵忌避に対する汚名返上と忌避対策の決意表明は、その後、県令公布という形で具体化することになった。明治43年7月25日に、県訓令乙第六十五号「就学兵役納税衛生風俗ニ関スル件」、県訓令乙第六十六号「兵役義務励行規定」の二訓令が県内に対して布達された。⁽²⁰⁾

同二訓令が従来と異なる特徴点について調べてみると、まず、乙第六十五号は、就学、兵役、納税、衛生、風俗等、国民の義務の重要性和励行についてを県民に喚起することを目的としており、地方末端各行政機関に対する訓示という一般的な内容となっている。

この中で重要な点は、こうした諸義務の励行に対して「関係一部一局ノ行政ニ局限セラ
ルモノニアラス（中略）之レカ改善ノ好果
ヲ収メントスルニハ各方面官公吏ノ協力蓋瘁
ニ俟タサル可カラス」と認識され、「直接其
ノ行政ノ衝ニ当ル者ト否トヲ問ハス相共同シ
テ以テ懇篤周到克ク其ノ主意ノ存スルトコロ
ヲ理解セシメ以テ速ニ改善ノ域ニ進メシムル
コトニ努メラル可シ」と訓示されていること
である。つまり、単に就学兵役等、国民義務
の徹底を図る必要性を訓示するにとどまらず、
このためには、行政各方面機関の組織・連携
化による対策が必要であるということを地方
末端行政に認識させる為の規定がなされてた
ことである。

この乙第六十五号を踏まえ兵役義務の徹底
に関して、更に具体的に規定されたのが乙第
六十六号である。同訓令の内容の特徴は、そ
の①、単に郡区長島司に対するだけの布達で
はなく、町村役場という地方末端行政、警察
部以下各警察署（分署）、公立・私立にわた
る学校関係という、県庁以下の地方行政組織
全体を総括・体系的に捉え布達されている点。
その②、県庁→郡区→町村→字という縦関係
及び、各町村、各警察署、各小学校の横関係
の連携により、地域末端行政全般を包括した
方策であること。その③、行政機関だけでなく
その元で、各村字毎の青年会（在郷軍人等
により構成）による組が組織され、同単位を
最小とする兵役励行と忌避監視が図られてい
る点。その④、従来型の上から下への訓示的
性格に留まらず、忌避防止の方法については
各郡区で具体的に立案し提示することを要求
している点。その⑤、従来の形式的な忌避防
止を述べるものではなく、忌避防止のための
具体的方法を提示している点。である。

したがって、これらの特徴点からは、徴兵
「忌避予防上ニ関シテハ従来施設甚ク幼稚ニ
シテ注意粗雑殆ント見ルニ足ルヘキモノナカ
リシ」という、それまでの県庁の徴兵忌避対

策評価＝形式的で具体性を欠如、行政命令系
統の不徹底、地方庁連携関係の希薄性という
マイナス評価を意識し、その改善と克服をね
らった訓令であるといえる。

日比知事は、同訓令において堀大尉に述べ
た「今後ハ心カヲ尽シテ之カ予防ニ努メ盟テ
之カ撲滅ヲ期スル」事を、地方末端行政の組
織化という具体的方策として提示し、「大ニ
其ノ面目ヲ改メンコトヲ期ス」という忌避者
多数という沖縄県の「汚名」返上の撤回に早
くも着手したのである。

(2) 各郡区の様況（在郷軍人会の活動）

県が布達した県令乙第六十六号では、兵役
義務励行規定について各郡区で具体的に設定
し報告することを要求していた。（第一条
島司郡区長ハ其ノ管内ノ壮丁ヲシテ完全ニ兵
役義務ヲ履行セシムル為兵役義務ノ励行ニ関
スル規定ヲ設ケ知事ニ報告スヘシ）その後、
同訓令が各郡区においてどのように実行化さ
れたのかについて検証してみよう。

現段階で、県内二区五郡のうち同訓令に基
づいた規定が確認できるのは、1911年1月、
国頭郡「徴兵忌避予防方法」、1911年3月、
島尻郡「兵役義務励行規定」である。（他の
郡区は存在を確認できなかったが、同様の布
達がなされたと推測できる）⁽²¹⁾

布達の形式については、島尻郡の場合が郡
達形式で郡内の各町村役場・小学校に対して
布達されていることから、国頭郡及び他の郡
区についても同様の形式がとられたと考えら
れる。

各郡区で立案された忌避予防規定について
は、既に近藤健一郎氏が教育と徴兵制の關係
から詳細に分析されているためにここでは深
く立ち入らないが、⁽²²⁾ その特徴として、小
学校教員・官吏・在郷軍人などを中心とした
協力体系を用いて忌避を撲滅しようとする制
度であったこと、徴兵適齢期以前の小学校の
段階から青年期にかけても教員・地域ぐるみ

の忌避の監視・防遏がなされる体制が構築されたことを指摘している。

しかしながら、ここで留意しておきたいことは、沖縄県において、こうした地域末端をまで包括する忌避対策制度が提示され防遏が可能になったにせよ、実質的にこの制度がいかに機能していたのかという疑問点である。例えば、本部事件の一原因ともなった徴兵検査への親近者の随伴については、「徴兵忌避予防方法」、「兵役義務励行規定」において禁止事項として規定された。しかし、大正時代に至っても、沖縄連隊区司令官が「徴兵検査に際し父母兄弟親族隣保等付添人として検査場に来集し来るもの今尚其跡を絶たす」と指摘するように、未だこの状況は改善されていなかった。⁽²³⁾ 実際、沖縄警備隊区管内年度毎の徴兵忌避者告訴数に関しても、極端に減少したのではなくその後もアベレージで20人は超過する状態が継続したのである。

また、同制度以前の段階においても、県内で兵事思想を励行する組織等が存在していなかったわけではない。各郡区においては青年会、兵事会、在郷軍人会、軍人優待会など各団体組織が存在していたことが確認できる。以下では、こうした組織における担い手として、また指導者的位置づけをなされた在郷軍人会を例示してその内容と状態を概観してみることしよう。

沖縄県に於ける在郷軍人会は明治38年以降、沖縄警備隊区の指導の下沖縄県内各地で組織されはじめ、⁽²⁴⁾ 各郡区毎の設立については明治42年までに一応完了していた。在郷軍人には「概シテ規律厳正ニシテ軍人タルノ品性ヲ保チ且各自ノ家業ニ勤勉ニシテ克ク地方人民ヲ誘導」することが求められており、兵役意識の浸透、忌避の防遏という面のみならず、在郷軍人の「美風漸次地方人民ヲ感化シツツアリテ県下農業發展上ニ與テカアルカ如シ」という点に関しても期待されていたのである。

しかしながら、その活動の目的については、「在郷軍人ノ品位ヲ高メ親睦ヲ醇フシ軍人精神ヲ振作シ軍事知識ヲ増進セントスル」ことであり、実際の活動についても「年概ネ二回ニシテ一回ハ簡閲点呼ノ終ニ引続キ施行シ他ノ一回ハ適宜ノ時期ニ於テ」会合を開くという「概ネ同一ナル」形式的な性格のものであった。このため、警備隊区側もこの機会を利用して講話を為し「種々ノ注意訓戒ヲ與ヘ」る程度のことをするに留まっていた。

つまり初期の在郷軍人会は恒常的に地方人民に対する兵役、兵事思想の励行を期待されつつも、その実際は、年数回開催される兵役終了者の「イベント的」な性格が強かったといえる。たとえば、堀の徴兵事務視察中、島尻郡、那覇区では郡区の在郷軍人会が召集されている。その活動内容を見てみると、野島司令官・堀大尉等の講話が行なわれ、その後在郷軍人による銃剣、器械体操、唐手術、等の披露という余興で閉会していることが分かる。⁽²⁵⁾

県内の在郷軍人会の組織化の過程についても、例えば島尻郡で組織された在郷軍人会の場合、島尻郡在郷軍人会が設立されたのは、明治38年のことである。しかし、郡内の各町村という末端を包括する村別分会及び連合会組織が設立されるのが、明治43年11月の帝国在郷軍人会発足後の明治44年3月から大正元年の時期にかけてである。（中でも、喜屋武村・摩文仁村に関しては昭和11年の段階で組織に至っていない。）その後島尻郡内の各分会を統括する島尻郡連合分会が成立するのが大正5年のことである。⁽²⁶⁾

すなわち、沖縄県において在郷軍人会の活動が全県網羅的に組織化しはじめるのは、帝国在郷軍人会沖縄支部が発足した後の大正期以降のことである。それ以前、在郷軍人会は存在こそしていたが、その活動の実態は軍人の親睦を計る程度のものであり、「一般ニ目下創立ノ際ナルカ故ニ其ノ実質ニ至リテハ遺

憾ノ点尠カラス」と評価されるものであった。つまり、当時の各郡区における青年会、兵事会、在郷軍人会、軍人優待会等の各団体組織は、郡区、町村によって存在の有無の相違、活動状況の差異等があったことから推測できるように、兵役意識の励行、徴兵忌避の防遏等期待される役目を、組織統一的、また恒常的な活動として展開する状態には依然至っていなかったものであり、あくまで形式的に存在するに留まっていたのである。⁽²⁷⁾

おわりに

本部事件以前における沖縄県庁の兵事行政・徴兵忌避対策は、ある一定の方策が行なわれていたものの、それは陸軍本省の期待に答える状態ではなく、同様の認識にも至っていないものであった。

しかし、本部事件の発生は、堀が「沖縄管下徴兵忌避撲滅上ヨリ之ヲ見ルトキハ（中略）関係当局者ヲ覚醒セシムルニ与テ力アリシカ如ク却テ改善ノ与ヘタルカ如シ」と述べたように、県庁・警備隊区側に県民の兵役意識の育成、徴兵忌避対策の必要性を喚起する結果となり、その取締りおよび防遏の為の体系的制度を整えさせることになったのである。このことを逆説的にとらえれば、それまで県庁は陸軍本省が評価する有効な忌避対策を、提示していなかったことを意味している。また、陸軍本省は沖縄県・沖縄警備隊区に対して、忌避問題の重大性と従来型の形式的忌避防止対策ではない、具体性実行性を持った忌避防止対策を、指導要求、実行させる大きな契機を得たといえる。

つまり、県庁の兵事行政・徴兵忌避対策という視点から本部事件の意義を考えた場合、同事件の発生は明らかに、それまでの認識・態度を変化せざるえないきっかけを与えるものであった。同事件を契機としてようやく県庁（行政）側では訓示的ではなく、地域末端

行政、学校、警察を包括的に動員し地域全体を巻き込み、それを管理する形での本格的な忌避対策方策＝兵役観念意識形成の体系的システムが提示されることになるのである。

なお、この制度が沖縄社会に浸透し実質的に機能すること、すなわち、陸軍の要求に答える状態を即形成できたわけではない点には留意しておきたい。

大正5年1月、沖縄連隊区司令官梅田岩樹は「軍事思想の普及」と題し、新聞上で沖縄県の兵事情の現況について報告している。この中では、県内で依然、徴兵忌避者が発生していることについて「寒心に堪へず」と述べ、その原因は「従来軍隊なるものを誤解し或いは其真相不知の結果に基くか如し」と分析し、県民に対してなお一層の兵事思想の励行と徴兵忌避の防遏を求めている。

またその一方で、地方末端行政の兵事事務の執行状態についても言及し、徴兵・召集事務を例示して、主任者の「戸籍の錯誤より年齢の調査不十分のもの」があること、また「往々形式の整備のみに汲々として実施に適應せざる計画」や、「主任者実施的に業務を修得しあらざる為め実施上技悟渋滞するもの」があると述べ、依然沖縄県の兵事行政は「大体に於て概ね適当に処理せられあるも周到の点に於て未だ遺憾尠なしとせず」状態であると、その不十分性を指摘するのであった。

兵事励行の中核と位置づけられた在郷軍人会についても、県民の「兵役思想を向上し青年の意気を発揚し併せて往年徴兵忌避者多き地方と目せられたる我沖縄県の汚名を一洗せんこと」を期待しつつも、その評価は「漸次穩健の発達を見るに至りたるも未だ本会の目的を達する上に於て前途未だ遠し」とものと評価するのであった。そして「在郷軍人会と雖も平時に在りては事実上自治団体の公的補助機関なり従て行政の監督下に在らざるべからず即ち地方官公吏と連係を密接せしめざるべからず」という態度の養成が、依然要求され

ている。⁽²⁸⁾

このように本部事件後も、沖縄県における徴兵忌避対策とは、単に取り締まられる県民側だけの問題ではなく、取り締まる県庁行政側にも投げかけられた陸軍からの重要な徴兵体制上の課題として継続的に存在していくのであった。

〔注〕

- (1) 本部事件についての研究はきわめて乏しい状態である。モノグラフ的研究は、新聞史料という限定された史料に依拠した形の新川明「本部事件—反徴兵暴動」(『琉球処分以後』上 朝日新聞社 1981年)のみである。その他は、僅かに『沖縄近代史辞典』・『沖縄大百科辞典』等の項目に於いて概略的に触れられているに過ぎない。
- (2) 同史料に関する情報は、遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖縄県への徴兵制施行」(『北海道教育大学紀要』第33巻第2号 1983年)・近藤健一郎「沖縄における徴兵令施行と教育」(『北海道大学教育学部紀要』第64号 1993年)より得た。
- (3) 県庁の徴兵忌避撲滅については、前掲近藤論文が防衛庁史料を利用して軍、県、学校教員、壮丁の相互関係に注目し分析を行っている。しかし、その時期は明治40年代に限定されており、通時的にはあつかわれていない。本論では徴兵制施行以後に於ける一連の忌避対策を通時的に取り上げる。その上で特に、本部事件の事前事後それぞれにおける対策の内容に着目し、陸軍本省の要求と、現場＝県庁・地方行政及び警備隊区の対策と認識の間における内実と問題点を解明することを目的にしている。
- (4) 「沖縄警備隊区徴兵検査概況」(『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1909年11月軍第4号 防衛庁防衛研究所蔵)。

- (5) 「沖縄県ニ於ケル兵役義務尊重心養成ノ件」(『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1909年11月軍第4号 防衛庁防衛研究所蔵)。
- (6) 『沖縄県令達類纂』明治44年(ハワイ大学ハミルトン図書館蔵)。
- (7) 「壮丁忌避者ナキ様通達ノ件」(『島庁通達綴』波照間村事務所 沖縄県史料編集室蔵)。
- (8) 『沖縄県警察統計書』明治31—35年(国立公文書館蔵)。
- (9) 大日方純夫の一連の研究『日本近代国家の成立と警察』(校倉書房 1992年)・「軍隊と警察 近代日本における公的暴力の確立」(『講座世界史』第4巻 東京大学出版会 1995年)等を参考。
- (10) 註6に同じ。
- (11) 註6に同じ。
- (12) 註6に同じ。
- (13) 「陸軍省訓令甲第一号 徴兵処分ヲ受クヘキ所在不明者調査規定」(『官報』第七一二六号 明治40年4月5日)。
- (14) 野島司令官は、在任中の明治42(計7回8月29日—9月4日)・43(計3回10月27日—10月29日)・44(計4回10月1日—10月10日)年の3ヶ年沖縄毎日新聞、琉球新報上において連載している。
- (15) 註4に同じ。
- (16) 「明治四十二年度沖縄警備隊区徴兵成績に就いて」第5雑話(『琉球新報』明治42年9月1日)。
- (17) 「沖縄警備隊区管内充員召集実施ニ関スル報告」(『陸軍省大日記』中『密大日記』1903年7—9月教育演習第8号 防衛庁防衛研究所蔵)。
沖縄警備隊区における簡閲点呼は管内を適宜2区(明治42年からは2部)に分け、凡そ1ヶ月間をかけ行なわれた。明治36年の場合、第1区の点呼は4月1日に開始、国頭郡内の各点呼区を巡り終了

は4月14日。第2区の点呼は4月15日開始、那覇区、島尻郡、首里区、中頭郡の各点呼区を巡り終了は4月29日。

点呼場は点呼区域の各役場で、第1区が計7ヶ所、第2区が11ヶ所、点呼区域は第1区が郡内の9間切1島、第2区が30間切2区である。（『琉球新報』明治36年3月6日・7日）なお、島尻郡内各離島、宮古、八重山郡に関しては、交通の都合から、遅れたり、別日に執行されることもあった。

- (18) 以下、特に引用のないものは全て、堀吉彦「沖縄警備隊区徴兵事務視察報告」（『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1909年11月軍第5号 防衛庁防衛研究所蔵）に依る。
- (19) 「知事演示大意」（『琉球新報』明治43年5月31日）。
- (20) 『沖縄県令達類纂』及び『加除自在現行沖縄県令規全集』（前出）、なお、県乙第六十六号の内容については未確認（前掲近藤論文）であったが、「兵役義務ニ関スル訓令」（『琉球新報』明治43年7月31日）より内容を確認することができた。
- (21) 沖縄県国頭郡教育部会編 『沖縄県国頭郡志』 1919年・沖縄県島尻郡教育部会 『島尻郡誌』 1937年。
- (22) 前掲近藤論文、3章「徴兵忌避撲滅策

と教育機関」部分を参考。

- (23) 沖縄連隊区司令官梅田岩樹「軍事思想の普及」2（『琉球新報』大正5年1月28日）。
- (24) 「在郷軍人会の組織」（『琉球新報』明治38年12月5日）ここでいう在郷軍人会とは、帝国在郷軍人会組織以前に県内各郡区単位で組織されていた会を指す。
- (25) 「那覇在郷軍人会」（『琉球新報』明治43年5月29日・6月5日）「島尻郡在郷軍人会」（『琉球新報』明治43年6月1日）。
- (26) 註21に同じ。
- (27) 「存在する」と「実質的な機能」を果し影響力を有すということは別問題であるが、本論ではこれについて証明する資料を提示することができなかった。この課題に関しては、組織形成過程、担い手、具体的な活動内容とその役割の詳細についてを解明していく作業とともに、この議論の前提となる、沖縄社会に、兵役及び「軍人・在郷軍人」の価値を認めるという社会的環境が整備されていたのかという問題、また在郷軍人会的な価値や秩序が存在していたのかという問題を今後解く必要があると思われる。
- (28) 沖縄連隊区司令官梅田岩樹「軍事思想の普及」1—4（『琉球新報』大正5年1月27日—30日）。

表1 沖縄県警察統計書（明治31年—35年）より作成の徴兵体制に関係する警察訓令

番号	布達年月日	訓令・指示名
1	明治31年5月6日	警指示第十四号 徴兵適齢者厳密視察ノ件
2	明治31年5月26日	警指示第十六号 徴兵適齢者及其父兄へ犯罪者ナキ様説諭ノ件
3	明治31年5月31日	警指示第十九号 徴兵検査ニ要スル金員運搬中保護方件
4	明治32年4月17日	警指示第四号 徴兵検査及抽籤当日ハ特ニ巡查ヲ派遣取締方ノ件
5	明治33年4月23日	警指示第五号 徴兵検査及抽籤当日ハ特ニ巡查ヲ派遣取締方ノ件
6	明治33年6月2日	警指示第八号 徴兵忌避者取締方ノ件
7	明治34年3月14日	警指示第十号 観閲点呼執行ニ付違令者ナキ様注意ノ件
8	明治34年4月19日	警指示第十三号 徴兵検査中巡查派遣取締ノ件
9	明治35年3月12日	警指示第三号 徴兵検査中巡查派遣取締ノ件

〔短信〕

資料係の課題 解決に向けて

—二つの県外研修をヒントに—

当館の資料係に配属され3年を数える。資料係は市組織図上では係長1名、係員1名の小さな係に見えるが、嘱託職員2名、臨時職員4名を含めると計8名となる。静かだが力を秘めた、チームワークの良い集まりである。

係の仕事は専ら資料の購入と除籍に関することと、コンピュータによる図書館業務のための資料登録並びに資料データの管理であり、一昔前には必死に日本十進分類法を繰り、目録カードを書いていたのが最もイメージしやすい資料係の姿である。

ひとことで言うところ「図書館資料の収集、整理及び保存」で、なんだそれだけなのかと言われてしまうと身も蓋もないが、もとより当館は「市民の図書その他の図書館資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ため設置（設置及び管理に関する条例）されたのであり、提供する資料がなくては図書館は成り立たない。市民に手渡す資料そのものと、それにまつわるデータについてをよろず請け負っているのが当係なのである。

日々奉仕係と同様にカウンター業務や排架作業をしながらの資料受入（資料データ入力）ということになるが、開館年が増す毎に資料利用の増大に伴う汚損・破損への対処（資料更新）にも手をさかななければならない、そのほかにも後述する課題を前に各担当とも青息吐息の状態ではある。

ここでは、業務改善のために各種研修に参加させてもらっている中で、特に印象に残った二つの県外研修を記（しる）しながら、資料係の行く手を探りたい。研修は報告とするには少々遅きに失した感がするので、あくまで参考にとということにする。

全国整理部門研修大会千葉大会

この大会は1996（平成8）年9月、千葉県鴨川市で開催された。

研究主題は「資料選択と蔵書構成」で、3つの研究報告と立教大学教授河合弘志氏による「公共図書館における資料選択と蔵書構成」の基調講演が行われた。

ちょうど当館では10周年を迎えた頃から分類規定や収集方針改訂の話が浮上しているところで、実にタイムリーなものであった。

講演は、古今の図書館学者の様々な論説と、きめ細かなりサーチに基づく具体的事例により、図書館の原点（目的・役割・基本）と、資料選択・蔵書構成の今日的課題が語られた。

講演の中で幾つかの図書館資料論、一利用されようがされまいが資料そのものに価値があるという絶対的価値論と、利用されるものにこそ価値があるという相対的価値論（要求論、ニーズ論）、そして現在の主流である資料と利用者は背中合わせという相互作用論—が紹介された。

氏はまたリクエスト論争の渦中におられ、「知る権利を図書館員が阻んではならず、どんな本であれリクエストには100%応えなくてはいけない」という考え方に対し、「例えばサリンの作り方のような本を図書館が購入・提供することが良いことなのか。図書館には社会的責任があり、資料の提供がどういう結果をもたらしたかまでを考えるべきだ。」という自論をお持ちの方でもある。

私たち資料選択に関わる者も、1冊1冊を前にこの2つの説の間を行きつ戻りつしており、理想こそあれ、どちらとも決めがたい現実と直面している。限られた予算の範囲で行う選書とは、“大変難しいもの”と実感しているが、「その理論化は誰かがするものではなく自らの課題として捉え解決するものなのだ。現場の図書館員の果たす役割はそこにもある。」と氏はおっしゃり、私たちは背中を

そっと押された様な気がする。

“知る権利の保障”と“図書館員の社会的責任（資料提供における倫理観）”のはざまで何を選び、何を未来に遺して行くか、この問いかけをしながらよりよい図書館づくりに努めたいと思うものである。

研究報告では長田薫氏による「浦安市立図書館における資料管理と蔵書構成グループ」が有用であった。

普通の図書館の「開架→閉架→除籍」に対し、「三群構成の資料管理」は開架と閉架の間に書庫棟を持つ、浦安独自の資料管理体制である。新しく、よく利用され、貸出を中心とした資料が本館や分館・移動図書館などの開架部分にある第1群で、利用頻度が落ちたものや各分野の基本として利用が見込める資料が、利用者も接架できる書庫棟開架部分へ移される（第2群）。内容的に古くなり利用頻度が落ちた複本や実用書などは第3群として扱われ、書庫棟の閉架部分や本館の集密書庫に収められ、場合によっては除籍が検討される。

この作業は全職員による「蔵書構成グループ」で定期的に実施される。これは一般書の各分類や児童書全般を8つに分け、どの職員もどちらかのジャンルに関わるように考えられており、各グループで季節やニーズに応じた各群間の移管は勿論、資料購入からそのジャンルに関する学習までを、適宜行うようである。当館でも毎朝の排架時を利用して随時開架部分の棚揃えをしているが、開架からの抜き取り基準こそあれ、資料の選択や管理体制にはまだまだ悩みが多い。

常に国内図書館界をリードしている感のある、浦安市立図書館の資料選択から保存・廃棄までの流れが細かく伝えられた。また業務全般に関して十分な検討・吟味の上にシステム化され、機能している様子が大変参考になった。当館に書庫棟はないけれども、棚揃えの発想はしっかりいただけたと思う。

図書館司書専門講座

1997（平成9）年12月1日から約20日間東京都において、文部省・国立教育会館社会教育研究所主催の「平成9年度図書館司書専門講座」が行われた。同講座は公共図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上の者を対象としており、図書館職員の資質向上を図る目的で年一回実施されているものである。その年は各都道府県・市町村・政令指定都市から86人が受講の好機を得た。

研修事項は「生涯学習と図書館」「図書館の経営」「図書館資料」「図書館サービス」の4つの大きなジャンルに分けられ、それぞれのテーマに沿った数々の講義や現地研修が設定されており、それ以外に教育・文化行政にたずさわる者として視野を広くし教養を深めるため「特別講義（特別文化講座）」が複数組まれている。

「図書館資料」に関する講義は、「各種メディアの活用の意義と課題」「各種メディアと図書館資料：公共図書館における資料の将来」「図書館資料の選択と組織化」「図書館資料と著作権」の4本が用意された。

従来の冊子体の本がなくなることはないと言われる一方で、デジタルライブラリーの研究はさかんになり、各家庭におけるメディアの多様化も進んでいる。そこで図書館はより先進的に、各種メディアの活用やインターネットによる情報発信と情報収集をし、市民に最新の情報提供ができる条件整備をしなければならないと言う。図書やCDを購入するのが精一杯の我が館には耳の痛い話ばかりだ。

資料選択に関しては、「公共図書館選書論の必要条件」や「公共図書館選書方針の基本原則」をご教示いただいた時、その場で沖縄にとんでかえり、資料係でミーティングを開きたいほどすぐに役立つような内容だった。

これに限らず、講座の全日程が中身の詰まった、宝の如き20日間なのであった。

資料系の課題

年度末には毎年係で、その一年の反省と次年度の準備をしている。この話し合いの中から、見計らい選書の実施、二段ラベルから一段ラベルへの変更、開館以来満10年続いた目録カード作成の廃止、Y. A. のラベル及びバーコードの変更、データ入力作業の資料係による一括管理などを改善してきたが、それは課題解決の序章に過ぎず、現在課題は次の通り山積している。

※分類基準の改訂

1988（昭和63）年に規定されたものを利用しているが、時代の趨勢とともに現状にそぐわない部分がでてきており、早急な改訂が望まれる。分類については、運用上わかりづらいので分類自体をなくしたいところ（049雑著）や、細分化を要する点（493内科学）、当館独自であり変更を要する点（594.7 パッチワーク）、著者記号に工夫が必要なところ（910.2日本文学作家論）など利用者からの声や職員からの指摘も多く挙がっている。

※資料選択基準・保存規定の改訂

開館以来の選択基準であり、保存規定や除籍基準・除籍方法が形骸化しつつあり、特に新聞や雑誌、逐次刊行物の保存年限の再確認と見直しが必要とされる。研修の要項をテキストにして、まずは係内学習から始めたい。

※選書体制の確立

1994（平成6）年まで行われていた週刊の選書ツールの回覧による選択方法は、回覧期間が1冊あたり約2ヶ月かかってしまったことと、市民のための選書であるはずなのに、職員が興味をもっているジャンルが多く選ばれていることが指摘され、翌年から打ち切りとなった。以後本館分は資料係各担当での資料選択が主となり、移動図書館分・沖縄研究室分はほぼ関係職員の手による。浦安市のような選書システムが理想だが、現職員体制で、全資料の選書を日常業務化するのは困難のよ

うに思える。

他に、各担当ともリクエスト資料と通常資料の購入のバランスや個別の選定の仕方で行っているのも事実であり、選書システムの確立は、すぐに取りかかりたいものである。

※件名標目の整理・著者名データ・出版社データ・その他データの修正・併合

当館では郷土資料を除く図書と、A. V. 資料には全国統一型の市販MARC（TRC MARCとダイソメディアMARC）を利用している。どちらの書誌も安定し信用度は高いのだが、件名データに関しては必要最小限であり、そのままではカウンター業務に差し障るため、館独自で資料毎に件名を付与している。特に児童においては「クリスマス」や「節分」などの行事関係や、一般書では「トールペイント」「インターネット」等の、最近よく使われる言葉を件名標目化するなど、自館での件名作成はかかせない。だが過去には、ルールに沿わない奇妙な件名が作られており、あまりの多さに呆然とするばかりである。

このほか、前出のMARC以外にも市販他社分、地元パンチ入力分・地元作成MARC分・自館入力分が混在する当館では、著者名・出版社のデータの相当数がバラけていて、業務用各端末をはじめ、利用者端末や学校ネットワーク検索上でも支障をきたしている。件名と同様、地元MARC分や一時期の自館入力分にはこれまたおかしなデータが多く存在しており、インターネット上で蔵書データを公開する前に、これらを修正・併合・相関登録などして一気に解決できないものかと現在思案しているところである。

※装備仕様の見直し

開館以来「資料は買った状態できれいなままで提供すること」が心掛けられており、図書の場合だと、フィルムコートの下にはラベルとバーコードのみの貼付を施して提供してきた。この軽装備化は資料の美しさを保ちつつ業務軽減を図るためや、何より市民の図書

館として市民を信用するという意味で推し進められてきたものでもあったが、不明資料対策のため、これまでと逆行するように、小口（こぐち）や見返し、奥付等への図書館名の押印などを始めている。後に残るのはBDS（ブックデテクションシステム）しかないのだろうか。

※資料更新システムの確立

汚れたり破れたりして修理棚に置かれている資料が、いよいよ手の施しようがなく除籍されようとするとき、資料係では資料に対し「ごくろうさま」「たくさんの方々を利用してもらってよかったね」の言葉をかけるようにしている。汚損・破損による除籍のものには、まだニーズの高いものもあるので買い換えが必要なのだが、品切れ・絶版・廃盤だったりすることもあれば、当館の財布の事情で涙をのむことも多く、「またいつか会おう」の言葉もむなしく響く。

利用者に少々の変遷はこらえていただくとしても、開架では棚の印象を悪くするし、もったいないからと言ってとっておくと閉架書庫が使えない実用書で溢れてくる。資料の更新については、他県の先進例に倣い、除籍資料の市民への提供（リサイクル）をも視野に入れ、その解決を急ぎたい。

※浦添市役所ほか市内において発行された資料入手方法の確立

需要は多いにもかかわらず、浦添市関係資料の収集は困難を極め、市役所発行であつてさえも、担当がかけずり回ってやっと入手できるという状況である。実際に市民からは「出版されたものを図書館に納本するシステムはないのか」との質問もあるので、網羅的収集に向けての制度を確立させたい。

※分担保存・分担収集について

短期的には、閉架書庫に保管された雑誌について、中・長期的には図書の分類別重点収集についても、県内各図書館とも話し合いを持つ必要があるだろう。

※公文書について

平成9年度の新庁舎移転に伴い、総務課保管分及び各部・各課から大量の文書が廃棄されることとなった。当図書館においては浦添の歴史の断片が見て取れるとあつて大変貴重なものと考えられ、保存の重要性が叫ばれている。現在約200箱の公文書等が市役所地下書庫に眠っており今年2月には全箱図書館に移される予定である。その折りには沖縄学のメンバーを交え、公文書の収集方針や分類規定を策定し、整備に着手しなければならない。

その他 ※逐次刊行物のデータ化

※寄贈資料の整理と積極的活用

※マルチメディアへの対応

※総合目録への対応

※資料購入費用の増額と有効利用

歴史を遡ったとき、数千年の昔にも図書館において資料に関わった人々の姿が見える。汗をかきかき、資料と格闘した姿がそこにある。そんな彼らの多くが、時の権力者や研究者、時代変わって市民、または未来の利用のためつまり他者のために資料管理をしていたのではなかっただろうか。資料を選別し、資料を集め、維持をしてきたのは、決して自分のコレクション形成のためではなかったはずであり、私たちはそこから続く道の途中にいるのだと思う。

図書館員は本能的に資料のもつ「力」を知っている。が「資料を見極める眼力」は努力し訓練しなければ育たないと言う。資料係にも「とっておくべき資料がわかる」「資料の動きを読む」プロフェッションが望まれているのにちがいない。

当館を訪れ、資料を携え帰って行かれる市民の後ろ姿を謙虚に見送り、奉仕分野を司る朋友とも手を取り合って、数ある課題を爽やかにクリアしたい。いい仕事がしたい。

「ころよく 我にはたらく 仕事あれ
それを仕遂げて 死なむと思ふ」 啄木

〈森田牧子〉

〔 短信 〕

評定所文書を読む会：巡見報告

沖縄学講座の一つ「琉球王国評定所文書を読む会」が本年度（平成10年度）も第14巻を対象に、以下の日程で開催されました。

6月24日 講師＝田名真之氏

7月1日 講師＝島尻克美氏

7月5日 講師＝島尻克美氏

7月8日 講師＝恩河 尚氏

7月15日 講師＝仲地哲夫氏

このうち、三回目の7月5日は日曜日に当たり、那覇市内を中心に、評定所文書関連の史跡をめぐる巡見が行われました。以下で、ごく簡単に、その報告をします。

朝9時に図書館前に集合した参加者一同は浦添市教育委員会のマイクロ・バスともう一台の車に分乗して、牧港経由で国道58号線を那覇に向かいました。牧港（浦添間切牧湊村）は『評定所文書』中に、泊村が諸般の事情により（フランス人宣教師が滞在したことなど）使えなかった時に唐人や朝鮮人などを逗留させた場所として登場してきます。たとえば、安政三年九月二十三日に硫黄島に漂着した朝鮮人六名が同年十一月二十七日頃から翌年十月八日頃まで牧湊村に滞在しています。その詳細な報告書が『評定所文書』第13巻所収「鳥島より送来候漂着朝鮮人介抱日記」であり、これに関連する記事が咸豊6年（第12巻所収、「帳当座」日記）と翌7年（第14巻所収）の「年中各月日記」、および「異国御用掛日記」（咸豊6年、第12巻所収）にあります。（これらの朝鮮人は『介抱日記』中に、具体的に「朝鮮国全羅道之内康津府之釣人」と出てきます。）また、この朝鮮人漂着の前年（咸豊5年）に唐人が、前々年（咸豊4年）には朝鮮人が、それぞれ同様の理由から牧湊村に「召し置かれ」たことが『介抱日記』中に見えます。しかし、これらの漂着唐人・朝

鮮人については詳しい記録が残されていません。唐人については「大島并伊平屋島より送来候唐人滞在中介抱日記」と題された文書（目録番号1537号）が存在したことがはっきりしていますが、残念なことにこの文書は表題しか残っていません（「表題」は第11巻に収録）。咸豊5年の「各月日記」（第9巻所収）に断片的な記事が見えるばかりです。咸豊4年の漂着朝鮮人については、同年「各月日記」（第8巻所収）に数カ所、同「案書」（同巻所収）にやや詳しく、朝鮮人たちが「浦添間切まひみなど」で「介抱」された様子が記述されています。しかし、同「案書」の行間の注に出てくる「漂着日記」については、その存在すら確認されていません。（小野まさ子氏、同「案書」「解題」参照。漂着に限らず『評定所文書』中の浦添関連の記事については『浦添市立図書館紀要』8号、金城功氏「評定所文書覚書7 評定所文書にみる浦添」を参照。）

牧港と漂着人にだいたい寄り道してしまいました。先を急ぎます。さて、参加者一行が最初に立ち寄ったのは天久寺（聖元寺）です。ここは、ペリー一行やフォルカード、アドネ、メリメといったフランス人宣教師たちが滞在した場所として知られています。『評定所文書』第13巻・14巻に近接する事項としては、咸豊五年一月十四日から翌年二月十一日まで、フランス人宣教師ジラル、メリメらがこの寺に滞在しています。彼らフランス人宣教師たちの存在と、これをめぐる王府の対応こそが『評定所文書』第13巻・14巻の世界をつらぬく（第11巻以降の世界と言った方がより正確ですが）隠れた真の主題であり、今回の巡見の目的のすくなくとも一つは彼ら宣教師たちの足跡を追うことにあった訳です。その後、彼らは天久寺の住居を引き払い、強く要求して王府に建てさせた松尾山の新居に遷っています（前記、二月十一日付）。彼らはまた、咸豊七年夏頃には、潟原道や長虹堤の道をと

おって頻繁に天久寺まで通っており、その様子が第14巻所収の「仏人逗留日記」に記述されています。（これは多良間島に漂着した和蘭陀人27名が当時、天久寺に留め置かれていたためです。島尻克美氏、同文書「解題」参照。）さて、現在の聖元寺は天久宮（天久権現）の北側に隣接していますが、かつての天久寺の敷地は現在の泊高校グラウンドあたりに位置していたとのこと。天久宮の裏手にある竜宮神、一番下のヨアゲモイ（寄上）の拝所などにも立ち寄り、坂を下って泊の「外人墓地」へ。ここにはアドネ神父の墓のほか、ペリー艦隊乗組員五人の墓もあります。

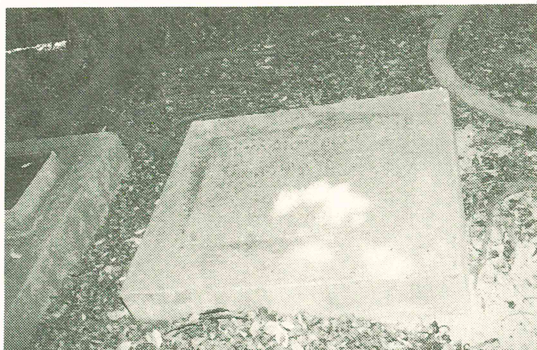
ここから再び一行は車上の人となり、かつての塩田だった潟原一帯を眺めたのち、泊村学校所跡へ。（現在の泊小学校敷地内に碑があるはずでしたが、入れず、残念。）崇元寺跡を車から見学。長虹堤のあった道（長虹堤は尚金福王が築いた当時の海中道路ですが、現在の十貫瀬のバー街の中の一本道がそれです。）を抜けて、ダイナハ横に建つ美栄橋改修碑をこれも車上から一瞥。車はいよいよ仏人住居のあった松尾山へと向かいます。琉球王国時代の、というより戦前までの松尾山は現在的那覇商業高校近辺にあたり（当然のことながら国際通りの「松尾」バス停近くではなく）、仏人住居跡は現在の福州園の中に存在します。（仏人住居近隣図および住家間取図は第14巻のグラビアにあります。なお、福州園は戦前の県知事公舎があった場所に建てられていますが、園建設に際して十分な調査・発掘も行われず、園内に仏人住居跡の碑も県知事公舎跡の碑も建てられていないとは講師の島尻氏が慨嘆するところでした。）福州園内には入らず、道路を隔てた公園側で島尻氏の説明を聞き、松山公園奥の桂林寺跡に残る袋中上人行化碑を見学。そのまま徒歩で若狭町学校所跡へ。ここはペリー（アメリカ）やゲラン（フランス）、カペレン（オランダ）といった外国使節との条約交渉の舞台であり、

「那覇公館」とも呼ばれていたこの場所で、琉米条約・琉仏条約・琉蘭条約が結ばれています。（琉米条約については第7巻、琉仏条約については第11巻、琉蘭条約については第14巻の該当文書を参照。）現在は保育園になっている、この場所には那覇市教育委員会の手で新しい看板が建てられており、島尻氏の説明を聞きながら「時」の働きに思いをいたし、暑さを忘れるひとときでした。ここからさらに車にて護国寺「ベッテルハイム」碑前へ。（ここは希望者のみ降りて見学。）『評定所文書』第14巻には、ベッテルハイムらが残していた書物（琉約聖書ほか）の閲覧についての記述があります。

ここから車は三重城で休憩後、那覇港近くの在番奉行所跡へ。このあたりは硫黄城、渡地遊郭などがあった一角で、独特の落ち着いた雰囲気醸し出しています。親見世跡、天使館跡とおおいそぎでまわり（それぞれビルの建ちならぶ一角にあり、那覇市教育委員会によるきれいな案内板が建てられていました。）、炎天下を歩くことにいささかくたびれた昼過ぎ頃、日程のすべてを終えて車は浦添へと向かいました。

今回の巡見は、私にとって初めての取り組みでした。狭い「土地」の中に蓄積された濃厚な「時間」にたいする興味・関心がわき起こり、個人としてはそれなりに意義深かった訳ですが、準備を担当する側としては、日頃の勉強不足・知識の足りなさを痛感しました。特に巡見のコース設定でテーマを絞りきれず（例えば「フランス人宣教師の足跡」だけに絞る等）、通常の史跡巡りと変わりばえのしない、散漫な「巡見」に終始したことをお詫びいたします。講師の島尻氏はじめ、参加していただいた方々に感謝するとともに、準備方のいたらなさを反省する次第です。

〈栗野慎一郎〉



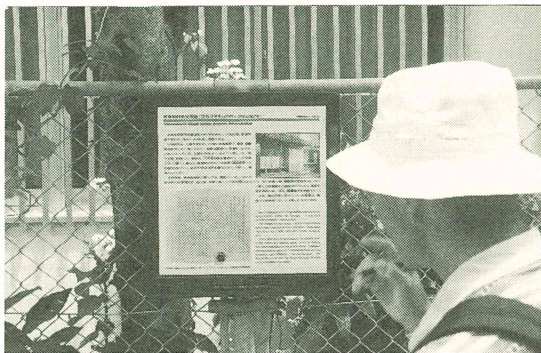
泊「外人墓地」にて。ペリー艦隊水兵ウィリアム・ボードの墓。「ボード事件」については『ペリーと大琉球』（琉球放送、1997年刊。高良倉吉・玉城朋彦編）、および小野まさ子氏「評定所文書覚書 3 ボード事件にみる女性たち」（『浦添市立図書館紀要』3号）等参照。



フランス人宣教師アドネの墓。アドネは1846年（道光六）9月に来琉。翌々年7月に死亡している。写真中央右は解説する島尻克美氏。



若狭町学校所跡にて。
現在は、那覇市立松山保育所。



那覇市教育委員会による同所案内板。
「若狭町村学校所」が正式名称。



三重城にて。



在番奉行所跡にて。

『琉球王国評定所文書』第13巻 1997年3月発行

※口絵グラビア6P、本文502P、総546P。 ※市販価格 本体4,300円＋税

☐ 発刊のあいさつ ☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕歴史と説話の間―語られる歴史 池宮正治

- 1 仏船来着并仏人逗留ニ付泊ニ而之日記（咸豊5～6年）

※1550号 ※解題：仲地哲夫

- 2 仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊6年）

※1551号 ※解題：田名真之

- 3 仏蘭西船来着那覇ニ而之日記（咸豊6年）

※1552号 ※解題：田里修

- 4 仏船来着ニ付守衛方江御届申上候控（咸豊6年）

※1553号 ※解題：豊見山和行

- 5 鳥島より送来候漂着朝鮮人介抱日記（咸豊6年）

※1554号 ※解題：高良倉吉

- 6 従大和下状（咸豊6～7年）

※1557号 ※解題：里井洋一

- 7 標題のみ（4件）

☐ 編集委員会及び第13巻執筆担当紹介

『琉球王国評定所文書』第14巻 1998年3月発行

※口絵グラビア6P、本文534P、総587P。 ※市販価格 本体4,700円＋税

☐ 発刊のあいさつ ☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕王府の異国船迎接体制―総理官を中心に― 田名真之

- 1 年中各月日記（咸豊6年）

※1558号 ※解題：池宮正治

- 2 仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊7年）

※1564号 ※解題：島尻克美

- 3 仏蘭西船来着之時成行守衛方江御届申上候写（咸豊8年）

※1572号 ※解題：西里喜行

- 4 和蘭国船運天津江来着之筈ニ付諸手組向日記（咸豊8年）

※1573号 ※解題：恩河 尚

- 5 従大和下状（咸豊6～9年）

※1578号 ※解題：徳元 剛

- 6 例拔（咸豊9年）

※1582号 ※解題：仲地哲夫

- 7 標題のみ（1件）

☐ 編集委員会及び第14巻執筆担当紹介

沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧

【1996年度後半～97年度前半】

※但し、雑誌・市勢要覧・宣伝小冊子などは除外した。

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
ひめゆり平和祈念資料館資料館だより 第16号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1996・9
徳島県立博物館年報 第5号(平成7年度)	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1996・6
城辺町の文化財(平成7年度城辺町文化財要覧)	城辺町教育委員会	城辺町教育委員会	1996・3
下地町の文化財(平成5年度文化財要覧)	下地町育委員会	下地町教育委員会	1993・3
第四回企画展 古宇利島一人々、神人の祈り―	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1996・9
大木・牧原・長田の民話(読谷村民話資料集13)	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村教育委員会	1996・7
読谷村立歴史民俗資料館紀要 第20号	〃	〃	1996・3
読谷村立歴史民俗資料館年報 第21号	〃	〃	1996・8
読谷村立歴史民俗資料館資料館だより 第29号	〃	読谷村立歴史民俗資料館	1996・3
尚古集成館〈図録〉	尚古集成館	尚古集成館	1992・3
島津家伝来人形とひな道具	〃	〃	1988・3
磯の植物散歩	寺尾 美保	株式会社島津興業	1996・3
磯庭園 名勝仙巖園	尚古集成館	島津観光株式会社	1992・3
尚古集成館紀要 第1号	〃	尚古集成館	1987・3
尚古集成館紀要 第2号	〃	〃	1988・3
尚古集成館紀要 第3号	〃	〃	1989・3
尚古集成館紀要 第4号	〃	〃	1990・3
尚古集成館紀要 第5号	〃	〃	1991・3
尚古集成館紀要 第6号	〃	〃	1993・3
尚古集成館紀要 第7号	〃	〃	1994・3
尚古集成館紀要 第8号	〃	〃	1996・3
薩陽武鑑	〃	〃	1996・7
尚古集成館 講座・講演集№1 昇平丸とその時代	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№2 太平記の時代と九州地方	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№3 郷土の美術	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№4 薩摩隼人の源流	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№5 サムライ精神について	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№6 鹿児島市のアクセント・イントネーションについて	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№7 鹿児島島の経済について	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№8 島津斉彬の集成館事業と薩摩切子	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№9 鹿児島県民にみる原風景	〃	〃	1996・1
尚古集成館 講座・講演集№10 木村探元と薩摩画壇の流れ	〃	〃	1996・1
歴代宝案 訳注本 第1冊(第1集巻1～22)	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1994・3
歴代寶案 校訂本 第11冊(第2集巻146～160)	〃	〃	1995・3

書名	編著者	発行者	発行年月
歴代宝案研究 第6・7合併号	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県立図書館	1996・3
「唐旅」紀行—琉球進貢使節の路程と遺跡、文書の調査(沖縄研究資料15)	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	1996・9
法政大学沖縄文化研究所所報 第44号	〃	〃	1996・10
北谷町の自然・歴史・文化	北谷町教育委員会	北谷町教育委員会	1996・3
自治おきなわ No.354	長嶺 利男	沖縄県町村会	1996・9
広島県立文書館だより 第8号	広島県立文書館	広島県立文書館	1996・3
広島県立文書館事業年報 第7号	〃	〃	1996・9
常設ミニ企画 技をつたえる	浦添市美術館	浦添市美術館	1995・10
敬天愛人 第14号	西郷南洲顕彰会専門委員会	(財)西郷南洲顕彰会	1996・9
新生美術 第11号 特集=安次嶺金正の画業を偲ぶ	新生美術編集委員会	星 雅彦	1996・3
うらそえ文芸 創刊号	浦添市文化協会文芸部会編集委員会	〃	1996・5
新しい琉球史像 安良城盛昭先生追悼論集(琉球孤叢書3)	高良倉吉・豊見山和行・真栄平房昭	榕樹社	1996・10
史海 第8号	史海同人	緑林堂書店	1996・9
琉球に魅せられた人々—外からの琉球研究とその背景— (平成8年度沖縄地区大学放送公開講座)	琉球大学公開講座委員会	琉球大学公開講座委員会	1996・8
アジアのダイナミズムと沖縄 (平成8年度沖縄地区大学放送公開講座)	沖縄国際大学公開講座委員会	沖縄国際大学公開講座委員会	1996・8
アール・ブルー文庫貴重資料展	琉球大学附属図書館展示委員会	琉球大学附属図書館	1996・10
戦跡と基地—沖縄市の戦跡ウォッチング	沖縄市企画部平和文化振興課	沖縄市役所	1996・8
琉球大学経済研究 第52号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1996・9
沖縄戦後選挙史 第4巻	沖縄戦後選挙史編集委員会	沖縄戦後選挙史発行委員会	1996・7
沖縄戦後選挙史 第4巻(別巻・選挙結果調)	〃	〃	1996・7
アルゼンチン・ウルグアイ移民資料 前堂盛松日記 (具志川市史編集資料9)	具志川市史編さん室	具志川市教育委員会	1996・3
埼玉県関係行政文書件名目録 戦中戦後期編Ⅲ	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	1995・3
鈴木(庸)家文書目録 収蔵文書目録第35集	〃	〃	1996・3
要覧 第14号	〃	〃	1996・9
文書館紀要 第9号	〃	〃	1996・3
比企地方の文書—景観とひとの暮らし (平成8年度第1回収蔵文書展)	〃	〃	1996・9
那覇大綱挽二十周年記念誌	記念誌・発行編集委員会	那覇大綱挽保存会	1991・3
琉球大学附属図書館報 びぶりお Vol.29 No.4	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1996・10
日本文学 特集・交感する古代 Vol.45 5	日本文学協会	日本文学協会	1996・5
名桜大学紀要 第2号 (平成8年度)	名桜大学	名桜大学	1996・7
西原町史 第5巻 資料編4 西原の考古	西原町史編集委員会	西原町役場	1996・3
戦後民主主義の解剖(国民会館叢書16)	勝田吉太郎	社会法人国民会館	1996・5
張鼓峰事件(国民会館叢書17)	中村 繁	〃	1996・8
国際社会における日本の位置(国民会館叢書18)	小堀桂一郎	〃	1996・11

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
竹富町史だより 第10号	竹富町史編集室	竹富町史編集室	1996・9
歴代宝案研究 第5号	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県立図書館	1994・3
第三回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集 沖縄歴史関係主要論文総目録—暫定— (沖縄県史研究叢書2)	沖縄県公文書館史料編集室 沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県教育委員会 沖縄県立図書館	1996・9 1996・9
沖縄県史研究紀要 第2号	〃	〃	1996・3
沖縄県史 資料編2 THE OKINAWAS OF THE LOO CHOO ISLANDS, etc. 沖縄戦2 (原文編)	〃	〃	1996・3
沖縄県史 資料編2 琉球列島の沖縄人・他 沖縄戦2 (和訳編)	〃	〃	1996・3
企画展 フラザン展	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1996・10
平成7年度新収蔵品展	〃	〃	1996・10
豊見城村史だより 第2号	豊見城村史編さん室	豊見城村教育委員会	1996・11
漆工史 第19号	漆工史学会	漆工史学会	1996・12
治谷文夫の世界	治谷文夫	治谷文夫アトリエ	1996・11
なぜなぜ? 首里城 (首里城普及書)	海洋博覧会記念公園管理財団	海洋博覧会記念公園管理財団	1995・3
沖縄文学のフォーラム 沖縄・土着から普遍へ — 多文化主義時代の表現の可能性	沖縄文学フォーラム実行委員会	沖縄文学フォーラム実行委員会	1996・11
せんだい! ガラッパ伝説 展示解説書	川内市歴史資料館	川内市歴史資料館	1996・8
川内市歴史資料館資料目録10《歴史資料Ⅲ》	〃	〃	1996・3
徳島県立博物館研究報告 第6号	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1996・9
沖縄県立博物館50年史	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1996・12
我が青春の思い出	岸 秋正	岸 朝子	1996・12
大島喜界両島史料雑纂(改訂名瀬市誌編纂委員会資料3)	改訂名瀬市誌編纂委員会	改訂名瀬市誌編纂委員会	1996・3
沖大法学 第18号	沖縄大学法学会	沖縄大学法学会	1996・9
沖大経済論叢 第19巻・第1号 (通巻46号)	沖縄大学経済学会	沖縄大学経済学会	1996・9
沖縄大学図書館館報 南十字星 第23号	沖縄大学図書館	沖縄大学図書館	1996・11
オモロの美称語 <『沖縄文化研究』22号抜刷>	島村 幸一	法政大学沖縄文化研究所	1996・2
人頭税に関する文献目録(人頭税廃止誓願100年)	城辺町教育委員会	城辺町教育委員会	1993・12
砂川村のナーバイ祭祀調査報告(城辺町史資料1)	〃	〃	1996・3
日本史攷究 第22号	日本史攷究会	早稲田大学教育学部日本史攷究会	1996・11
特別展 ワラビ細工—魅せられる作品・色・人	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1996・11
琉球王国における海産物貿易 <『歴史学研究』第691号抜刷>	真栄平房昭	青木書店	1996・11
躍進西辺 (結成30周年記念誌)	記念誌事業期成会・編集委員会	在沖西辺郷友会	1996・12
護佐丸毛氏宝鑑便覧	護佐丸毛氏門中会	護佐丸毛氏門中会	
石垣市史のひろば 第23号	石垣市総務部市史編集室	石垣市総務部市史編集室	1997・3
八重山民俗関係文献目録	石垣市史編集委員会	石垣市役所	1995・3
参遣状抜書・上巻 (石垣市史叢書8)	石垣市総務部市史編集室	石垣市総務部市史編集室	1995・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
参遣状拔書・下巻（石垣市史叢書 9）	石垣市総務部市史編集室	石垣市総務部市史編集室	1995・3
むかしばなし（沖縄市文化財啓発資料集第2集）	沖縄市立郷土博物館	沖縄市教育委員会	1994・3
人間国宝認定記念 玉那覇有功「紅型」― 珠玉の技・創作の世界	玉那覇有功	沖縄タイムス社	1996・11
屋部の八月踊り			
屋部の八月踊り130周年記念誌（屋部字誌別巻）	屋部字誌編纂委員会	130周年記念祭実行委員会	1996・9
写真で見る旧泊（崇元寺町・高橋町・前島町）の変遷	とまり会	とまり会	1996・9
ミュージアム知覧図版目録Ⅱ― 民俗編―	ミュージアム知覧	ミュージアム知覧	1996・3
ミュージアム知覧紀要 第2号	〃	〃	1996・3
ミュージアム知覧特別企画展 お茶の王国へ	〃	〃	1996・7
女性文化研究所紀要 第4号	東横学園女子短期大学女性文化研究所	東横学園女子短期大学女性文化研究所	1995・3
史跡浦添城跡整備基本計画書	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	1996・2
名桜大学附属図書館報 ひろば 第5号	名桜大学附属図書館	名桜大学附属図書館	1996・12
銭 田 誌	銭田誌編纂委員会	仲里村銭田郷友会	1996・11
神奈川大学評論 25 特集＝沖縄・アジアからの戦後半世紀	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1996・11
写真で見る和泊の歩み（町制50周年記念）	和泊町教育委員会	和 泊 町	1991・12
なは女性史証言集 第3号 女のあしあと	那覇市総務部女性室	なは女性センター	1997・1
土地分類基本調査 名護・国頭平良〈付図4〉	国土調査・沖縄県	国土調査・沖縄県	1991・3
土地分類基本調査 金武・沖縄市北部〈付図4〉	〃	〃	1992・3
平成7年度沖縄本島北部地域生物環境調査データ	沖縄総合事務局北部ダム事務所	社団法人沖縄建設弘済会	1997・1
近代埼玉地誌遊覧― 彩りのマップ&ガイド	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	1997・1
奄美史談・徳之島事情	名瀬市史編纂委員会	名瀬市史編纂委員会	1964・3
徳之島民俗誌	徳之島民俗研究会	奄 美 社	1962・10
沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館年報（平成5～6年度）	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	1996・3
沖縄県立芸術大学紀要 第4号	沖縄県立芸術大学	沖縄県立芸術大学	1996・3
外交史料館報 第10号	外務省外交史料館	外務省外交史料館	1996・12
校誌の世界― 徳島県下の学校誌―	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1997・1
南涛文学 創刊十周年記念号	前田よし子	南涛文学会	1997・1
創立20周年記念誌 浦添市立牧港小学校	20周年記念誌部	牧港小学校	1994・12
沖縄キリスト教短期大学紀要 第25号	沖縄キリスト教短期大学	沖縄キリスト教短期大学	1996・12
沖縄県図書館協会誌 第2号	沖縄県図書館協会	沖縄県図書館協会	1996・12
日本文化の深層と沖縄（日文研叢書12）	山折 哲雄	国際日本文化研究センター	1996・12
首里城公園企画展 国子監と琉球人留学生			
― 中国最高学府に学んだ琉球の若人―	海洋博覧会記念公園管理財団	海洋博覧会記念公園管理財団	1997・3
歴史民俗資料科学研究 第2号	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	1997・2
遺跡にみる昔ぐすくま（むかし城間シリーズ1）	城間字誌編集委員会	城間字誌編集委員会	1997・3
江洲区戦後五十年誌	江洲誌編集委員会	江洲区戦後五十年誌編集委員会	1995・11
江洲区戦後五十年誌 付録写真集	〃	〃	1995・11
日本の歴史と文化（国立歴史民俗博物館展示案内）	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館	1995・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
平成7年度 水道事業統計年報	浦添市水道局	浦添市水道局	1996・3
喜如嘉の写真集—写真で見る喜如嘉のあゆみ—	喜如嘉誌編集委員会	喜如嘉誌刊行会	1995・12
喜如嘉誌	〃	〃	1996・12
北谷関係新聞記事目録 第1集 戦前編	北谷町史編集事務局	北谷町教育委員会	1996・3
那覇市制75周年記念 かがやく琉球王家の至宝 尚家継承文化遺産	那覇市文化局歴史資料室	那 覇 市	1997・3
那覇市戦後50周年記念展報告書	〃	〃	1996・3
ARCHIVES 沖縄県公文書館だより第4号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1997・2
琉球大学八重山芸能研究会創立30周年記念誌 八重芸	山里 純一	琉球大学八重山芸能研究会	1997・3
城辺町史 第2巻 戦争体験編	城辺町史編纂委員会	城辺町役場	1996・3
言語文化研究紀要 第5号	琉球大学教養部言語文化研究会	琉球大学教養部	1996・8
宮良村誌	宮良村誌編集委員会	宮良公民館	1986・5
大琉球写真帖	大琉球写真帖編集委員会	大琉球写真帖刊行委員会	1990・7
鹿児島県史料 玉里島津家・史料六	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県	1997・1
鹿児島県史料 旧記雑録拾遺・伊知地季安著作史料集—	〃	〃	1997・1
浦添市立図書館紀要 第8号	浦添市立図書館	浦添市教育委員会	1997・3
琉球史研究からみた沖縄・琉球民俗研究の課題《民族学研究》61・3抜刷	高良 倉吉	日本民族学会	1996・12
平和祈念ガイドブック ひびけ平和の鐘	石垣市総務部市史編集室	石 垣 市	1996・3
神奈川大学評論 26 特集—戦後知識人の肖像	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1997・3
大草原の騎馬民族 — 中国地方の青銅器 —	東京国立博物館	東京国立博物館	1997・3
馬の博物館研究紀要 第9号	(財)馬事文化財団	(財)馬事文化財団	1996・12
近代アジアの日本人経済団体	波形 昭一	同 文 館	1997・3
沖縄文化研究 23 法政大学沖縄文化研究所紀要	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	1997・3
琉球の方言 21号 1996年度	〃	〃	1997・3
法政大学沖縄文化研究所所報 第45号	〃	〃	1997・3
川内市歴史資料館年報 平成7年度	川内市歴史資料館	川内市歴史資料館	1997・3
ドラゴンブックレット No.3	ドラゴンブックレット刊行会	ドラゴンブックレット刊行会	1997・2
地域文化研究 12 地域文化研究所紀要	梅光女学院大学地域文化研究所	梅光女学院大学地域文化研究所	1997・3
漂流・漂着からみた環東シナ海の国際交流	小林 茂・他	九州大学大学院比較社会文化研究科	1997・3
沖縄市史 第7巻 近代統計書にみる歴史・下	沖縄市企画部平和文化振興課	沖縄市役所	1997・3
広島県立文書館紀要 第4号	広島県立文書館	広島県立文書館	1997・3
沖縄学 第1号 沖縄学研究所紀要	沖縄学研究所	沖縄学研究所	1997・4
徳之島調査報告書1 地域研究シリーズNo.6	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1984・3
清代中琉関係檔案三編	中華書局	中国第一歴史檔案館	1996・1
伊祖の入れ御拝領墓			
— マンション建設に伴う近世墓の発掘調査 — 浦添市文化財調査報告書第24集	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	1996・3
うらそえ文芸 第2号	浦添市文化協会文芸部会	浦添市文化協会文芸部会	1997・4
柳河藩享保八年藩士系図・下(柳川歴史資料集成第2集)	柳川市史編集委員会	柳 川 市	1997・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
琉球大学経済研究 第53号 棚原正治教授追悼号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1997・3
鹿児島県養豚史	鹿児島県養豚振興協議会	鹿児島県養豚振興協議会	1996・3
薩摩の水からくり(民俗文化財調査事業報告書)	知覧町教育委員会文化財課	知覧町教育委員会文化財課	1997・3
沖縄県祖国復帰運動史	沖縄県祖国復帰協議会・他	沖縄時事出版社	1964・8
民俗文化 第399号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1996・12
民俗文化 第400号	〃	〃	1997・1
民俗文化 第401号	〃	〃	1997・2
民俗文化 第402号	〃	〃	1997・3
民俗文化 第403号	〃	〃	1997・4
戦後初期の宜野湾 ― 桃原亀郎日記(宜野湾市史別巻)	宜野湾市教育委員会文化課	宜野湾市教育委員会文化課	1997・3
沖縄女子短期大学紀要 第14号	沖縄女子短期大学紀要編集委員会	沖縄女子短期大学	1997・3
創立25周年記念誌 茶山	茶山自治会25周年記念誌編集委員会	浦添市茶山自治会	1997・5
沖縄県議会史 第14巻・資料編11 群島議会Ⅱ	沖縄県議会事務局	沖縄県議会	1997・3
写真がとらえた1970年前後 KOZA ひと・まち・こと あなたが歴史の目撃者	沖縄市平和文化振興課	沖縄市役所	1997・3
神里が語る沖縄戦(南風原町沖縄戦戦災調査12)	南風原町史戦災調査部会	南風原町史編集委員会	1996・8
南風の杜(南風原文化センター紀要第3号)	南風原文化センター	南風原文化センター	1997・3
琉球史料語注集成(沖縄県史研究叢書3)	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1997・3
なきじん研究 7 今帰仁の地名 一字名と小字一	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1997・3
金武町史 第1巻 移民・本編	金武町史編さん委員会	金武町教育委員会	1996・3
金武町史 第1巻 移民・証言編	〃	〃	1996・3
金武町史 第1巻 移民・資料編	〃	〃	1996・3
瀬戸内町誌 民俗編	瀬戸内町誌編集委員会	瀬戸内町	1977・12
蘇刈(奄美大島瀬戸内町)民俗誌	瀬戸内町教育委員会	瀬戸内町教育委員会	1978・3
古志部落誌 古さとを語る	坂井 稲英	〃	1981・11
公報85~100号 臨時北部南西諸島政庁(奄美資料27)	鹿児島県立図書館奄美分館	鹿児島県立図書館奄美分館	1997・3
商経論集 第25巻・第1号	沖縄国際大学商経学部	沖縄国際大学商経学部	1996・8
沖縄国際大学日本語日本文学研究 第1巻第1号	沖縄国際大学文学部	沖縄国際大学文学部	1997・1
白梅学園短期大学紀要 第32号	東 喜望・他 共編	白梅学園短期大学	1996・3
白梅学園短期大学紀要 第33号	〃	〃	1997・3
沖縄国際大学社会文化研究 第1巻第1号	沖縄国際大学社会文化学会	沖縄国際大学社会文化学会	1996・10
沖縄国際大学総合学術研究紀要 第1巻第1号	沖縄国際大学総合学術学会	沖縄国際大学総合学術学会	1997・1
琉清後援会報 第9号	奥田 佳朗	琉清後援会	1997・4
沖縄研究ノート 6《共同》南島における民族と宗教	《共同》南島における民族と宗教	宮城学院女子大学キリスト教文化研究所	1997・3
平成8年度 沖縄・台湾産業交流事業等報告書Ⅲ	（財）南西地域産業活性化センター	（財）南西地域産業活性化センター	1997・3
辰砂生産遺跡の調査 ― 徳島県阿南市若杉山遺跡	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1997・1
青木源内家所蔵資料目録追加(松戸市立博物館歴史資料集2)	松戸市立博物館	松戸市立博物館	1997・3
沖縄関係学研究論集 第3号	沖縄関係学研究会	沖縄関係学研究会	1997・6
琉歌でつづる鳴響む浦添 琉歌百選集Ⅱ	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	1997・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
琉球王国評定所文書 第13巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	1997・3
年中行事図説 資料編 4	民俗学研究所	岩崎美術社	1980・10
柳田國男写真集 資料編 5	大藤時彦・柳田為正	〃	1981・6
北谷町のロー 北谷ノロ・平安山ノロー (北谷町文化財調査報告書第17集)	北谷町教育委員会	北谷町教育委員会	1997・3
朝鮮・台湾・海南諸港	野上豊一郎・彌生子	拓 南 社	1942・8
東方旅行記 (東洋文庫19)	J・マンデヴィル著 大場正史訳	平 凡 社	1989・2
昭和の事典	佐々木隆爾	東京堂出版	1995・6
「昭和」の学校行事	今野 敏彦	日本図書センター	1989・3
琉球王国 (岩波新書261)	高良 倉吉	岩波書店	1993・1
眉屋私記	上野 英信	潮出版社	1984・3
沖縄の歴史と文化 (NHK市民大学)	外間 守善	日本放送出版協会	1984・10
沖縄思潮 特集=私たちにとっての沖縄 創刊号	沖縄思潮編集委員会	沖縄思潮編集委員会	1974・1
沖縄思潮 特集=沖縄戦と戦後精神 第4号	〃	〃	1974・7
沖縄思潮 特集=沖縄開発路線の探求 第8号	〃	〃	1975・10
沖縄思潮 休刊特別号 (第2号第9・10合併号)	〃	〃	1977・8
他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス	若泉 敬	文藝春秋	1994・5
比謝川の絆 沖縄県立農林学校農科第38期・林科第19期昭和16年12月卒	比謝の絆編集委員会	沖縄県立農林学校第38期同期会	1996・12
歴史の真実 関東大震災と朝鮮人虐殺	関東大震災50周年朝鮮人犠牲者 追悼行事実行委員会・調査委員会	現代史出版会	1975・9
レダの末裔—アイルランド・ポリネシア・沖縄	米須 興文	ひるぎ社	1990・2
感想文集 ひめゆり 第8号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1997・6
ひめゆり平和祈念資料館 資料館だより第18号	〃	〃	1997・5
銚子市高田町 宮城家文書目録 (上)	千葉県文書館	千葉県文書館	1995・3
銚子市高田町 宮城家文書目録 (中)	〃	〃	1996・3
銚子市高田町 宮城家文書目録 (下)	〃	〃	1997・3
労働界の英傑 亀甲康吉を語る	「亀甲康吉を語る」刊行編集委員会	開 文 社	1996・3
全通沖縄運動史	「全通沖縄運動史」編集委員会	全通信労働組合沖縄地区本部	1991・12
歴史の道整備基本計画			
—浦添街道・普天間街道・番所道—	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1997・3
浦添市美術館紀要 第5号	浦添市美術館	浦添市美術館	1996・3
平成7年度 浦添市美術館年報	〃	〃	1996・3
沖縄県立博物館紀要 第23号	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1997・3
占領下・戦後初期沖縄郵便史	斉藤 彰男	斉藤 彰男	1997・5
文明のクロスロード MUSEUM KYUSHU 第55号	MUSEUM KYUSHU編集委員会	博物館等建設推進九州会議	1997・3
幕末乱世の群像	吉田 常吉	吉川弘文館	1996・1
やんばるの祭りと神歌 (名護市史叢書15)	名護市史編さん室	名護市教育委員会	1997・3
国立劇場第2回琉球芸能公演 琉球歌劇台本集	伊波南哲・仲井真元楷	国立劇場	1968・2
大保ダム建設発生土の処分候補地に係る生物環境調査データ (陸域・海域)	沖縄総合事務局北部ダム事務所	沖縄建設弘済会	1997・4

書名	編著者	発行者	発行年月
首里城周辺史跡マップ（首里城普及書）	海洋博覧会記念公園管理財団	海洋博覧会記念公園管理財団	1997・3
西之表市の民俗・民具 第1集（種子島民俗調査報告書1）	鹿児島大学比較民俗学研究室	鹿児島県西之表市教育委員会	1997・3
西之表市の民俗・民具 第2集（種子島民俗調査報告書2）	〃	〃	1997・3
川内市歴史資料館資料目録11《考古資料Ⅰ》	川内市歴史資料館	川内市歴史資料館	1997・3
Southern Review No.11	沖縄外国文学会	沖縄外国文学会	1996・12
生活文化研究所年報 第10輯	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所	1996・12
阿波の近世絵画—画壇をささえた御用絵師たち	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1997・4
千葉県文書館 第2号	千葉県文書館	千葉県文書館	1997・3
ミュージアム知覧紀要 第3号	ミュージアム知覧	ミュージアム知覧	1997・3
ミュージアム知覧館報 第3号	〃	〃	1997・3
道光二十二年壬寅六月吉日 石垣邑旗頭記	石垣村	石垣村	1842・6
台湾出兵期における地方官会議延期について （『法政大学大学紀要』第30号抜刷）	川畑 恵	法政大学	1993・3
民俗文化 第404号	菅沼晃次郎	滋賀民俗学会	1997・5
民俗文化 第405号	〃	〃	1997・6
民俗文化 第406号	〃	〃	1997・7
歴代宝案研究 第8号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1997・3
平良市総合博物館紀要 第4号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	1997・3
平良市総合博物館年報 No.7	〃	〃	1997・3
日記抜—蔵元日記（石垣市史叢書10）	石垣市総務部市史編集室	石垣市	1997・3
石垣市史のひろば 第23号	〃	石垣市総務部市史編集室	1997・3
おもろと沖縄学の父 伊波普猷—没後50年—	那覇市文化局歴史資料室	那覇市役所	1997・8
那覇市制75周年 詩歌集 那覇を詠う	〃	〃	1997・3
特別展 沖縄へのまなざし 岸秋正文庫の世界	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1997・8
神奈川大学評論 特集＝メディアと社会 第27号	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1997・7
PHN 思想・人間・自然 第4号	和田 耕作	PHNの会	1997・7
小室家文書目録（収蔵文書目録第36集）	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	1997・3
埼玉県作成地図目録Ⅰ（収蔵地図目録第2集）	〃	〃	1997・3
文書館紀要 第10号	〃	〃	1997・3
外交史料館報 第11号	外務省外交史料館	外務省外交史料館	1997・6
Nature in OKINAWA おきなわの自然	沖縄県環境保健部自然保護課	沖縄県環境保健部自然保護課	1997・2
南西諸島のノロ祭祀者の変遷に関する宗教人類学 的調査研究—八重山大阿母と久米島君南風について—	佐々木伸一	佐々木伸一	1997・3
南方熊楠第1回ゼミナール	南方熊楠記念館	南方熊楠記念館	1997・8
島尾敏雄文学展展示資料目録	神戸市外国語大学図書館	神戸市外国語大学図書館	1991・10
島尾敏雄書誌	〃	〃	1991・10
広島県立文書館だより 第9号	広島県立文書館	広島県立文書館	1997・8
大分県公文書館だより 第3号	大分県公文書館	大分県公文書館	1997・4

書名	編著者	発行者	発行年月
文化人類学調査実習報告書 第11輯			
沖縄都市近郊・南風原町兼城の文化と社会	国際基督教大学人類学研究室	国際基督教大学人類学研究室	1997・08
沖縄大学図書館館報 南十字星 第23号	沖縄大学図書館	沖縄大学図書館	1996・11
沖縄大学図書館館報 南十字星 第24号	〃	〃	1997・4
梅光女学院大学地域文化研究所通信 No.22	梅光女学院大学地域文化研究所	梅光女学院大学地域文化研究所	1997・7
名桜大学附属図書館報 ひろば 第6号	名桜大学附属図書館	名桜大学附属図書館	1997・6
徳島県立博物館年報 第6号 平成8年度	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1997・6
平成8年度 業務報告書	浦添市教育委員会教育部文化課	浦添市教育委員会教育部文化課	1997・9
沖縄大学紀要 第14号・通巻34号	沖縄大学教養部	沖縄大学教養部	1997・3
沖縄短大論叢 第11巻第1号・通巻12号	沖縄大学短期大学部	沖縄大学短期大学部	1997・3
沖大法学 第19・20合併号	沖縄大学法学会	沖縄大学法学会	1997・6
文化人類学調査実習報告書 第4輯	青柳清孝・大森元吉	国際基督教大学	1983・2
文化人類学調査実習報告書 第5輯	青柳清孝・朝倉敏夫	〃	1985・3
文化人類学調査実習報告書 第9輯	宮永園子・大本憲夫	〃	1992・7
琉球大学附属図書館報 びぶりお Vol.30・No.3	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1997・7
那覇市史 通史篇第1巻 前近代史	那覇市企画部文化振興課市史担当	那覇市役所	1985・8
沖縄県史料 考古関係資料2 前近代10	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	1997・2
史料編集室紀要 第22号	〃	〃	1997・3
沖縄県史研究紀要 第3号	〃	〃	1997・3
沖縄県女性史研究 創刊号	〃	〃	1997・3
素顔の伊波普猷	比嘉美津子	ニライ社	1997・8
月刊発掘情報 9月号・創刊号	古代文化研究会	コーシンコーポレイション	1997・9
首里城復元期成会会報 第16号	首里城復元期成会	首里城復元期成会	1997・7
琉球新報連載 沖縄へのメッセージ	琉球新報社出版部	琉球新報社出版部	1997・2

【寄贈者名一覧（団体・個人）】（順不同）

ひめゆり平和祈念資料館 徳島県立博物館 城辺町教育委員会 下地町教育委員会 名桜大学
今帰仁村歴史文化センター 読谷村教育委員会 読谷村立歴史民俗資料館 琉球大学附属図書館
沖縄県立図書館史料編集室 株式会社島津興業 法政大学沖縄文化研究所 西原町史編集委員会
広島県立文書館 浦添市美術館 (財)西郷南洲顕彰会 浦添市文化協会文芸部会 尚古集成館
榕樹社 緑林堂書店 琉球大学公開講座委員会 宮良公民館 琉球大学教養部言語文化研究会
沖縄市企画部平和文化振興課 沖縄戦後選挙史発行委員会 日本文学協会 具志川市史編さん室
北谷町教育委員会 琉球大学法学部 埼玉県立文書館 那覇大綱挽保存会 竹富町史編集室
社団法人国民会館 沖縄県公文書館史料編集室 沖縄県立博物館 海洋博覧会記念公園管理財団
豊見城村史編さん室 川内市歴史資料館 改訂名瀬市史編纂委員会 城間自治会 江洲公民館
沖縄大学経済学会 沖縄大学図書館 在沖西辺郷友会 護佐丸毛氏門中会 沖縄市教育委員会

石垣市総務部市史編集室 屋部字誌編纂委員会 とまり会 那覇市総務部女性室 南濤文学会
 浦添市教育委員会文化課 名桜大学附属図書館 仲里村銭田郷友会 沖縄県 沖縄総合事務局
 国土調査 神奈川大学広報委員会 和泊町教育委員会 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
 ミュージアム知覧 名瀬市史編纂委員会 沖縄県立芸術大学 外務省外交史料館 牧港小学校
 沖縄大学法学会 沖縄キリスト教短期大学 鹿児島県歴史資料センター黎明館 東京国立博物館
 神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科 浦添市水道局 喜如嘉誌刊行会 北谷町史編集事務局
 沖縄国際大学公開講座委員会 那覇市総務部女性室 沖縄県図書館協会 国際日本文化センター
 梅光女学院大学地域文化研究所 ドラゴンブックレット刊行会 沖縄学研究所 沖縄県公文書館
 城辺町史編纂委員会 (財)馬事文化財団 柳川市史編集委員会 沖縄県立農林学校第38期同期会
 琉球大学法文学部 知覧町教育委員会 滋賀民俗学会 沖縄県議会事務局 南風原町史編集室
 宜野湾市教育委員会文化課 沖縄女子短期大学 茶山自治会 (財)南西地域産業活性化センター
 金武町史編さん室 瀬戸内町図書館郷土館 鹿児島県立図書館奄美分館 沖縄国際大学商経学部
 沖縄国際大学文学部 沖縄国際大学社会文化学会 沖縄国際大学総合学会 松戸市立博物館
 南風原文化センター 沖縄国際大学南島文化研究所 全通信労働組合沖縄地区本部 PHNの会
 琉球大学・チェンマイ大学医学部学術交流事業後援会 石垣市立八重山博物館 平良市総合博物館
 千葉県文書館 ノートルダム清心女子大学生活文化研究所 名護市史編さん室 大分県公文書館
 社団法人沖縄建設弘済会 沖縄県環境保健部自然保護課 首里城復元期成会 沖縄関係学研究会
 MUSEUM KYUSHU編集委員会 宮城学院女子大学キリスト教文化研究所 コーシンコーポレーション
 国際基督教大学人類学研究所 沖縄外国文学会 琉球新報社出版部
 新城栄徳 齊藤彰男 島村幸一 栗国恭子 金城聡子 西原栄正 浦崎賢功 高良倉吉
 治谷文夫 久部良和子 吉田米子 紙屋敦之 与那嶺思郎 中鉢良護 金城功 星雅彦
 岸朝子 豊見山和行 真栄平房昭 比嘉美津子 東喜望 下野敏見 川畑恵 玉木順彦
 小野まさ子 今泉裕美子 安里進 福岡且洋 栗野慎一郎 長間安彦

〔史料紹介〕

源武雄調査ノート

『塩屋地域海神祭及写真解説』について

長 間 安 彦

戦前・戦後、日本民俗学の碩学・柳田國男、鎌倉芳太郎・比嘉春潮らとの交流をもちながら、沖縄民俗の研究、首里城跡の復元等の文化財保護に尽力なされた源武雄氏が、八十八歳で他界されたのは一九九二（平成四）年八月のことである。故人の多くの蔵書は、出身地の東風平町にも寄贈された（約四七〇冊）が、本市浦添にも調査ノート類、民俗関係の書籍・雑誌類が、ご子息の武二氏（浦添市安波茶在住）から寄贈されている。その收受経過や寄贈資料の概要は、本紀要第7号に掲載してあるので、参照していただきたい。

さて、ここに紹介する調査ノート『塩屋地域 海神祭及写真解説』は一九九五（平成七）年十一月に、本市（受け入れは浦添市立図書館）に寄贈された約一、一五〇件の史資料群のなかのひとつである。本史料はタテニ〇・七cm×ヨコ一三・六cmの手作りノートで、トレシング・ペーパー状の用紙を丁折りし、破損を防ぐためであろうか、折り丁中に原稿用紙（反古紙扱い）を二つ折りにして、装丁している。表紙・裏表紙にも別の厚手の紙が使用され、4穴に黒紐二本で綴じたものである。一九丁に綴じられ、ほぼ各丁の上部に写真が貼り付けられ、他に、塩屋の「海神祭」を報道した新聞切り抜き二点も添付されている。

ノート「はしがき」によると、氏は琉球政府文化財保護委員会委

員として、大宜味村塩屋の「海神祭」を調査したのは「五五年」である。この年次が元号か、または西暦かは、当初判然しなかった。しかし、沖縄県教育委員会が、文化庁補助の平成四・五年度映像記録作成事業の一環として、一九九四（平成六）年三月発行の『沖縄北部のウンガミ』関連資料―記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財―に収録した報告書、「大宜味村塩屋を中心とする海神祭（源武雄）」中の写真が、本史料貼り付けのものと同一であること。さらに、報告書前半に記す調査期間が「一九五五年」であることから、本史料の「五五年」は西暦を示す年次であることが分かる。当然にして、報告書の調査内容とノートの記述を比較すれば、同一線にあるのは自ずと知れる。

本号紀要に本史料を紹介する理由として、①源武雄提供の調査ノート群中、報告内容・写真の添付が極めて充実していること。②大宜味村塩屋の「海神祭」調査資料としては、戦後早い時期になされたもので、大正年間から戦前期に調査された類似の報告（書）と比較し、その祭りがいかにように変容したか。③終戦後十年という、いまだ村落の復興がままならない状況の中で挙行した「海神祭」とは、村人たちにとってどのような意味をもつのか。それを祭りの進行具合を順序立て記録した史料本文、その状況を端的に写した二九葉の写真から読み取ることができからである。

前記の沖縄県教育委員会発行の「関連資料」に収録された源氏の「塩屋の海神祭」は、氏が琉球政府文化財保護委員会の民俗資料専門委員として、一九五五年九月十日から一二日の二泊三日にかけて調査し、その成果をまとめ、委員・城間朝教、専門委員・大嶺薫、主事・大宜味朝恒連署の下に復命したものである。その報告（復命）書と本史料を照合した時、報告（復命）書が公務に伴う最低限の内

容提出書になっているのに比べ、史料は氏自身の私的な調査「ノート」として作成されている。がため、より多くの情報が記録されているのである。但し、氏が委員会に提出した報告書に幾葉の写真を付属したかは、前記の県委員会「関連資料」からは、十分に知るところとは出来ない。ノート添付の写真数は豊かである。とはいっても、報告書内容が劣っているわけではない。民俗調査の記録は、私見を加えずにその状況を忠実に書き記した方が、後世の事象との比較、検討が容易になろう。その変容の差が分かりやすい。

報告書の「結論」で、この時の塩屋の海神祭調査に際して「祭礼終了と共に、筆者（源氏本人を指す―編者注）はノートをあらまし整理して質問二十八ヶ条を用意、翌日は、根神、遊び神、シマンホー（以上塩屋）更に田港部落に行き、ノロ以下に質問を発したが殆ど満足すべき解説を得られなかった。たゞそれが礼式だというだけであつた。……………」と述べている。ここにいう「ノート」と本史料は同一のものではない。その理由として、質問のひとつであろう事柄が史料中に書き添えられているからである。メービ（神人の接待役）が差し出したお盆に置かれた盃に、ノロが酒を注ぎ捧げ、祈願をこめる。その態について、「翌日、あの時、ノロさんは、何を祈願したかと質問」。その返事として「ウンジャミの無事終了」「毛作（ムジユイ）の豊かなように、と祈願した」という文が、加筆されている。

氏は、報告書の中で「忘却、省略、混入が多く原形がこわされて変形されている」と述べ、今回の海神祭のその変容を確認し、さらに「従って、他村の海神祭をもっと調査して、比較検討をせねばならぬ。」と記し、復命を綴じている。

一九五五年に挙行された塩屋海神祭における祭礼の「変容」「混

入」について、次の四点を調査ノートは記している。要点を掲げると、

①ノロの出現が、昔は屋古だとの聞き取りから、神迎えする重要なアシャギはどこか判然としない（が故に、原型が変化）。

②祭りに使用した頭飾りの草木を（略）屋古アシャギの屋上めがけて投げすてよつたが、あれば、ナガレの時、海に流すのが、元来の姿と思う。

③他のウンガミでは、アシャギの庭で魚捕る所作事が行われる（これが本来の原型）が、屋古アシャギに於いて行われるべきこの所作が（兼久）浜の行事「ナガレ」でなされている。後世の変形である。

④古老によれば、祭りの呼物である爬龍船競争は、始めは神人たちが塩屋・屋古間をくり船で渡ったことが、明治になって競技化した。

氏の②③の疑問は、本史料中に引用した『山原の民俗』（島袋源七、一九二九）の知見によるところ大である。「原型」「元来の姿」の是々を以って、調査・記録された海神祭の一部の「変容」を、読者はただちに否定すべきではない。神々を村・家に招請することの意味は、穢れを浄め、神の加護を得て、五穀豊穡・子孫繁栄を約束してもらうことにある。その祭礼・祈願の仕方は多様で、彼の神々をいかにようを送迎するかは、祭りの担い手であるシマビトの意識や、それを支える共同体の有り様が大事である。時勢が祭りの「変容」を許容するなら、その多面的な「姿」をも如何に位置付け、継承するかが、次世代の責務になろう。はからずも、祭式の「変容」そのものが、神行事継承の原動力の一要素でもあることを、「調査ノート」の記述は示唆しているようだ。

《表紙》

塩屋地域

海神祭写真及解説

採集者 源 武雄

《本文》

はしがき

塩屋の海神祭と呼ばれているものは、田港、屋古、トナキヤ（戦後白浜と改稱）、塩屋で田港ノロの司祭によって行はれるものを指しているのである。祭礼の期日は、七月二十五日（旧暦）の本祭礼の中に於いて四日間にあたる祭事が、ノロ以下の神人によって行はれる。筆者は、五五年文化財保護委員会専門委員として、之が実態調査を行った。

今回は次の理由により調査は極めて困難であった。

一、従来男性が祭式の場面をのぞくことはタブーとしていた為、村や部落の有識者が、殆ど祭礼の内容を知っていない。今度、案内して始めて見る、といふ始末。

二、ノロが重要な司祭者であるが、三十才位のパーマネットの近代娘で、祭の意義、伝統的しきたり、オモロを知っていない。質問すると、年老いた神人にたづねる。

三、神人は、それ／＼分業的になっていて、他の神人のことは、ほとんど知っていない。老神人でも、それを答え切れない。

※新聞記事切抜を貼付（「豪華な海の祭典 塩屋の海神祭賑わう」編者注―新聞・年月日不明。記事中に文化財保護委員の源武雄・城間朝教、琉大教授中今信の氏名が見える。調査年の新聞である。）（省略）

祭に關係する神職

- (一) ノロ（田港後仲門から出ている）
- (二) ワカノロ（ワキノロ、屋古から出ている）
- (三) 大勢頭（塩屋から出ている）
- (四) セーファ神（トノキヤから出ている）
- (五) 根神三人（田港、トノキヤ、塩屋から各一人）
- (六) アシビ神（屋古アシャギで、ヨシコイ踊をする神人。七人いたが、正確なことは未詳）
- (七) ソデ神（沢山いますと、いつて正確な数は未詳、世話役である）
- (八) メービー（ノロ、神人の接待役、数は未詳）

祭礼に關係する男性

神人ではないが、祭礼にあたり、色々な役目を果する男性がいる。シマンホー（Shiman ho）と呼ぶ。人数は十人だという。

祭礼の進行順序の形式

「山原（の）土俗」から一般的なものを、借用すると、

- (イ) ウングマイ（祭の前三日。これは塩屋のウングミでも、三日前に於いて二日間行はれたとのこと。本祭礼に臨む神人が身を清める期間、アシャギに夜ごもりする。始めて神人になるものに對しては、神名をつける儀式が行はれる）

- (ロ) 祭礼（海神を御迎えて、アシャギの庭で神アソビ（踊）をして神を接待し、魚捕りの所作事（ナーアソビ）をやり、豊年に對する神の加護を願ってから、神を送る。これが、本来の原型である。ところが、大分、原型がこわされ、或（い）は後世の混入と思われるものがあつた）

(ハ) ナガレ（本来、儀式の終了を告げる行事で、儀式中に用いた冠

などを海に流すことがあるが、塩屋のウングミには、そんなことはなく、浜では、魚を捕るナーアソビをやっている。それでも、ナガレという言葉は、シマバでノロ以下の唄うオモロに、ちゃんと残っていて、浜での行事をいうのだと、シマンホーの一人も話していた）

(イ) 塩屋ウングミの調査に於（い）て用心すべきこと

原型が変化した理由の大きなものに、現在ノロは田港から出ているが、昔は屋古から出ていたという。それがため、田港アシャギと屋古アシャギと、何れが、重要な場所で、神迎（え）を、どこにするか、判然としていない。

(ロ) 本祭礼に、本来の形ならば、屋古アシャギに於（い）て行はれるべきナーアソビ（魚を捕る所作の式）が、行われず、祭の終了を行う式場たるナガレに於（い）てなされているのは、後世の変形である。屋古アシャギでの神アソビ終了し、一同出発の後、祭に使用した頭カザリの草木を、ノロ、ワキノロ、大勢頭、アソビ神（田港）が、神オシーといって拝礼をして後、アシャギの屋上めがけて投げよったが、あれは、ナガレの時、海に流すのが、元来の姿と思う。

△祭の期日は、旧七月最終の亥の日、

○神のウンケー（御迎（え））

祭礼の前日二十四日の夕、ノロはノロ殿内で、根神は根神屋で、ウンケーをして神を迎えるという。他の神人は、どうするか、調査の時間がなかった。

○祭礼開始の合図

二十五日の午前十時半、ノロとシマンホー（上図。写真1を指す―编者注）が、ノロ殿内（火神鎮座）に現れ、線香と花米で拝礼合掌、ついでに境内の古井戸に拝礼。これが終ると、シマンホーが、鼓を二回、ボン／＼と叩いた。これが、ウングミ祭、開始の合図である。

若きノロは、まだパーマにワンピースの平常姿。

○田港神アシャギ

祭礼が幕を切って落される神聖なる齋場。元来の姿は、極めて軒の低い床の無い建物であるが、戦後改築されて、セメンの柱、瓦葺（き）（元来は茅葺（き））と

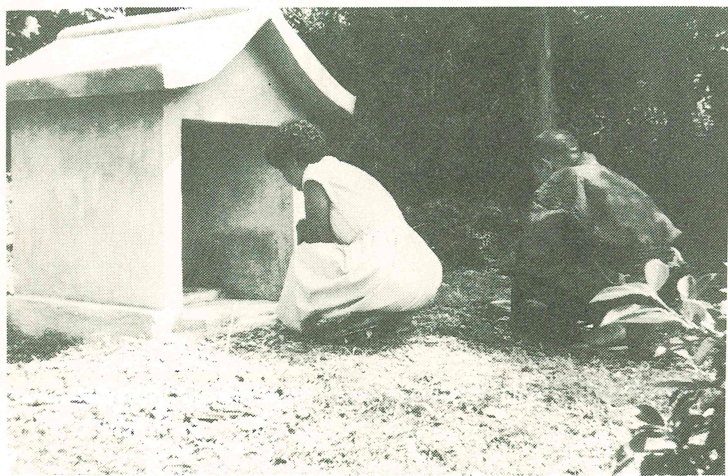


写真1 祭礼の開始を前に祈願をこめるノロさん

なった。アシャギの語源をアシアゲ（足揚（げ））、床の高いと解されているが、神アシャギには床がないことは注目せねばならぬ。神アシャギの分布状態と、個人住宅のアシャギとの関係は、もっと調査する必要がある。

○ミヂアミ（水浴）

概説の所で述べたが祭礼前、二日間は夜アシャギにこもって身を清めるイミの期間であるが、祭礼の当日も、儀式開始にあたって、



写真2 田港神アシャギに参集した神人たち。屋外の男性は、文化財保護委員・琉大教授、案内の人々



写真3 神アシャギでの祭礼開始前に近くの小川で沐浴して帰るノロさん

○ノロの祈願

メービーという神人の接待役の人が、ノロの前に、酒と花米を載せたお盆を置く。ノロは盃に酒をつぎ、それをさ、げて何事か、祈願をこめる態であった。（翌日、あの時、ノロさんは、何を祈願したかと、質問したところ、ウンジャミの無事終了するように、毛作（ムジュイ）の豊かなように、と祈願したという返事）

○衣替（え）

ノロ以下七、八人の神人は、再びミソギをするのである。ミヂアミ（水浴）という名が残っているから、昔は、すっぱりと水を浴びるほどの厳重さであったらう。ミヂアミに行く神職は、何々か、これも調査を洩らした。

平常服から神人服へ衣替えが行はれる。ノロ、ワキノロ、大勢頭、セーファ神、根神（三人）、アシビ神は芭蕉衣に着替える。ソデ神とよばれる位の低い神人は白衣に着替える。頭に巻くターバン（サジ Saji）は白木綿、巻き方は、ウツファイ（風呂敷）で髪を包むようにしてから、今度は、ぐるっと額を一まわりして結び後にたれる。白木綿のソデ神たちは、こ、まで（田港アシャギ）しか出場の資格がない、という。

○ミキと餅

ノロの祈願がすむと、ミキと細長い餅が、ノロがまず戴き、後全員が戴く。



写真4 神人たち神衣装へ衣替え。祭礼始まる。中央、柱を背にしたのが、ノロさん



写真5 ミキをもる。桶のミキを椀へいれる。ミキは、今では口でかまず臼で引く



写真6 第二式場屋古アシャギ

○第二式場 屋古アシャギに着座したノロ、ワキノロ、セーファ神、田港根神、塩屋根神、トノキヤ根神の面々。これらの神人は、田港アシャギで芭蕉衣に着替えたが、こゝで又衣替えをして、白衣装となる。(シルジウイシヨウ)。

更にノロは、後に又白衣を脱いで黄色の打掛着、神衣装に三度衣替(え)をし、頭に草をかんだたんにあんだものを載せる。

○ノロの着座している反対側の席には、大勢頭、アソビ神が着座している。両者の中間は広場で神遊びの行(わ)れる所。

○第二式場屋古アシャギの庭では、神アソビ、或(い)はナアアソビというのが行われる。アソビという古代語で、神を喜ばせる舞や踊のことである。これを演ずる神人の女性を、アソビ神、そのうちでも上位のものを、アソビタモト神という。



写真7 (解説文なし。前ページ上段の「第二式場 ……」
初めの文がそれに充たるガー編者注)



写真8 屋古アシャギでの、ヨシコイアソビ (其一)

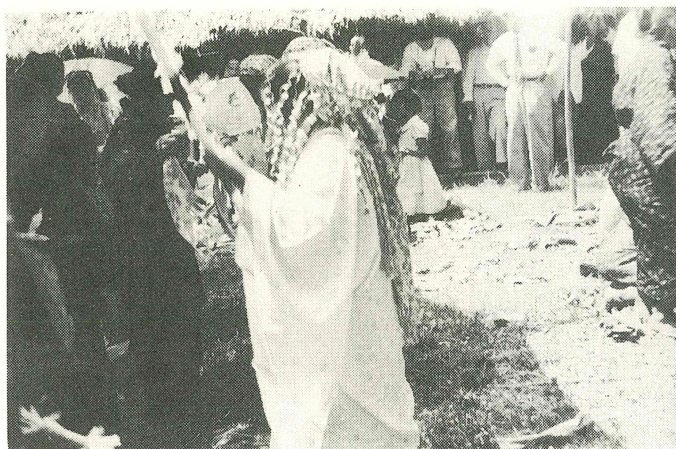


写真9 屋古アシャギでの、ヨシコイ遊び (其二)

○屋古アシャギでの踊が、古式そのまゝのものであるか、又は、後世に簡略化されたものか、色々と疑問の点がある。

○屋古アシャギでアソビ神たちの演ずる圓陣舞踊は、写真のように(写真8〜10を指す―編者注) 槍とまちがうような弓をもつて、弓を上と下に動かし、そのリズムで前進する極めて単純なものである。ハヤシは、ヨシコイ、ヨシコイ、というだけで、オモロも何も唄はない。

前後二回の踊が演ぜられるが、初回は七周し、二回目には、五周する。たゞ、それだけの相違である。

○「山原の土俗」、その他記者が奥部落で調査したことからも、

神アシャギで行う、ナア(庭)アソビでは、山の幸「猪」、海の幸「魚類」を捕らえる所作が行はれるのであるが、塩屋のウンジャミでは、それがない。そして、他村で、ナガレといって海浜で、祭を終えて、神オクリをする所で、フィートを捕らえる所作事が行はれるのは、少し変形ではないかと思われる。

○この狭い神の庭で、神遊びとか、ナア遊びという、単純な弓を持つての圓陣舞踊が行はれる。圓陣の中心に十人のシマンホーは座っているが、その周囲をヨシコイ、ヨシコイ、と踊り歩く。

○ノロ、ワキノロ、根神などは、それを見物している。

○屋古アシャギでの、ナアソビが終了すると、塩屋のカネクの浜に向う。

その時、ノロ、ワキノロ、大勢頭、アソビタムトという四人の神人は、上図のような(写真12を指す―編者注)カゴに乗ってゆく。かつぐのは男である。

○今から四十年前までは、馬に乗って行った。威風あたりを払った。馬も、専用の馬(神馬)が飼われていたが、色々と経済的な関係で、年に一ぺんしか使はず不経済というので、後、羽地村から祭の当日だけ借りて使用した。所が、神馬に使った馬を普通の農耕



写真10 屋古アシャギでの、ヨシコイ遊び〔(其三)〕



写真11 第二式場屋古アシャギの神の庭に着座するアソビ神たち。
左前方の圓座の格好で座っている三人の男は、シマンホー。

○根神の乗った三隻の競争がすむと、次は大きな三隻の競争が行われる。これにも神人が乗りこんで、氣勢をあげる。
イナグ(女)や戦のサチバイ。



写真12 ノロの乗るカゴ

に使ったら色々と祟りがあったといつて貸さなくなつた。止むなくカゴに切替えた。
○カゴに乗る神人は陸行。田港、トノキヤ、塩屋、の根神は船でゆく。根神は三隻の小船でそれ〴〵乗って屋古から塩屋へ向う。これが、ウンジャミの爬龍船競争である。根神の外に、アソビ神も乗っている。神人は団扇(元はクバウチワ)をふりあげて漕(ぎ)手をはげますので、物すごい競争となる。
神代を思わせる光景である。

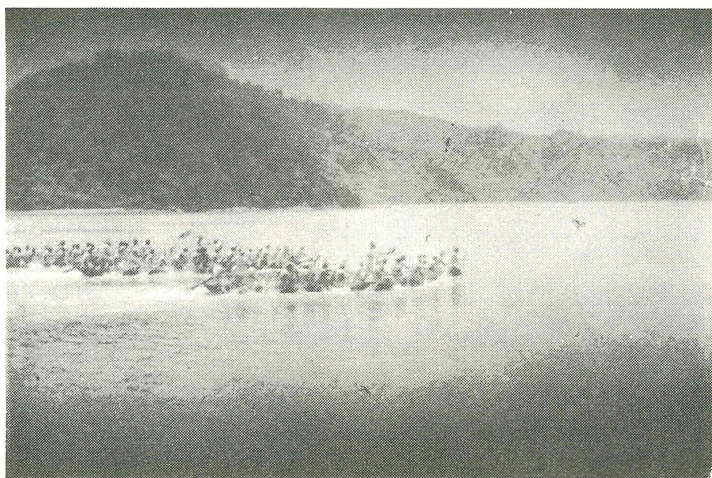


写真13 神人の乗る爬龍船競争



写真14 ノロを海中で出迎える爬龍船の乗組員

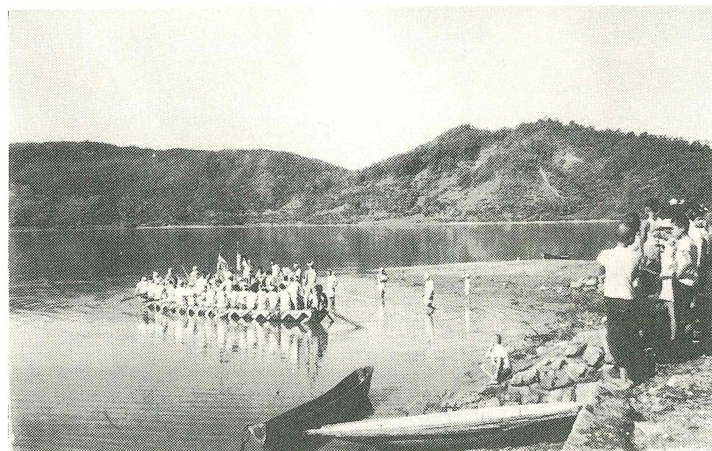


写真15 (解説文なし—編者注)

○ノロ、ワキノロ、大勢頭、アソビタモトをのせたカゴが、ノロを先頭にして通ると沿道の村人は皆土下座合掌して迎えるのである。戦後派の青年が多くなつて神威は少し衰えたが、然し、やはり、生神様を迎え待つといふ、ふんいきは、まだ残っている。

○一方、船で行った位の低い神人達及男の漕〔ぎ〕手たちは、カゴより先に塩屋に着いて、カゴを待ち受けている。カゴが塩屋のシマバの浜を通過すると、海水につかたまゝ、生神様を拝礼するのである。

○塩屋のウンジャミは、その有名な要素は、今では祭式内容そのもの

のよりも、祭の末梢部分をなす爬龍船競技、更に、祭そのものとは全然関係のない角力、その翌日塩屋区域だけの催〔し〕である村踊りが有名になった要素である。祭よりリクレーションが益々発達する。

○祭の呼物である爬龍船競争の起源は古くはないようである。故老の話によれば明治になつてからだそうだ。始め神人たちは陸路は道が悪いので、塩屋、屋古間を、クリ船で渡つたが、いつの間にか、それが競技化してしまつた、という。

○前列右端座っている人、大城貞三氏（塩屋小中学校長）。その左横同しく座っている人（塩屋区長）

○後列右端、立っている人、宮城重復氏（学校教員、協同組合長などをなし郷土研究に興味がある。）

後列中央は琉大教授中今信氏、氏は原始演劇を研究テーマとしている。後列左端高良一雄氏（村助役）
之らの人が案内して下さった。

○森川之子の跡と伝えられ、外来者は、あの有名な組踊玉城朝薫作の花賣の縁の主人公森川之子をなつかしんでこゝに参拝する。



写真16 塩屋にある森川之子の祠の前に立つ部落の指導者たち



写真17 伝森川之子居住跡の祠

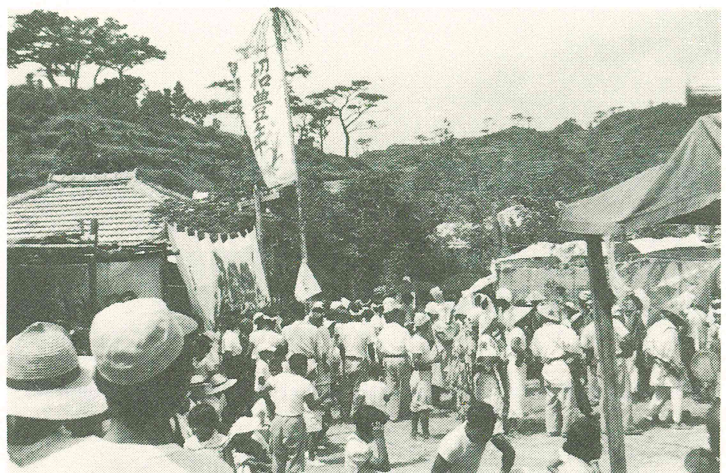


写真18 海神祭踊（その一）

ところが、地元では、それに異論が出て、こちらの云い伝えには森川之子ということを聞かない。こゝは塩屋の村建てをしたマース屋の大王（ウフシュ）のいたところで、塩作りの釜の跡である。この下からはたくさんさんの灰が出ている。拝むのは上之殿門中だけが拝んでいるのだと、異論を唱えている。

○祭礼の翌日、通常海神祭踊というのが、催される。場所は、森川之子の祠の前の、アサギナアである。アサギナアは塩屋アシャギの廣場である。

○この海神祭踊といわれているものは、塩屋区域だけの催（し）で、どうやら海神祭とは関係ないようだ。土地の識者も、そう解釈している。

○塩屋、兼久、大川の三つの組に分れての競演である。

○この海神祭踊は、三つの部落とも、一定の型で、しかも、それは同一形式である。

○最初に、「サーサイ」というのが出てくる。

「ハタガシラ」を持つ一隊を先頭に、次には、女組と男組の踊の隊列が作られて、入場する。入場すると圓陣を作る。ハタガシラを真中に、その外に男の踊組、外側に女の踊組という隊形を作つて、踊る。各部落それぞれ、変っている。

○「サーサイ」がすむと、それ／＼樂屋に引（き）あげる。



写真19 海神祭踊（その二）



写真22（解説文なし一編者注）

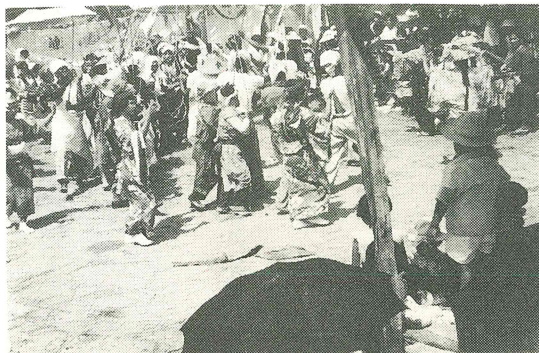


写真20（解説文なし一編者注）



写真23（解説文なし一編者注）



写真21（解説文なし一編者注）



写真26 (解説文なし—編者注)



写真24 (解説文なし—編者注)

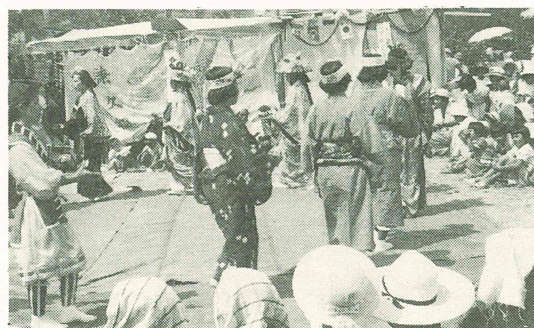


写真27 海神祭踊



写真25 (解説文なし—編者注)

○総踊り(スーヤドリ)

「サーサイ」というのは、男も女も沢山参加してやったが、この総踊(り)というのは、女だけが出演する。この総踊(り)が、すむと、それに出場したものが、又、次には、一組ずつ出しものがある。その第一番目の出し物を、舞方という。扇舞である。四つ竹踊、鳩間節、大踊などが、プログラムにはいつていたようだ。



写真28

ナガシをする浜へ行く神職の人々

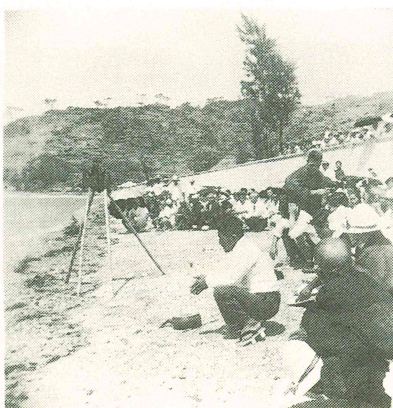


写真29

ナガシ(このような折りをしてから、シマンホー(男性)たちが、海の中へ突進して、突きもりで獲ものを、しとめる真似をする。

※新聞記事切抜を添付(「写真特集 伝統的なウンジャミ 大宜味村塩屋」沖縄タイムス・一九六六年九月四日付)〈省略〉

〔 本号執筆者 〕 掲載順

伊 波 民 子	I H A, Tamiko	浦添市立図書館嘱託員
上 間 尚 二	U E M A, Shiyouzi	浦添市立図書館主事
友 利 幸 子	T O M O R I, Sachiko	浦添市立図書館嘱託員
徳 元 剛	T O K U M O T O, Tsuyosi	琉球王国評定所文書編集嘱託員
下 地 安 弘	S I M O Z I, Yasuhiro	浦添市教育委員会文化課文化財係係長
深 澤 秋 人	F U K A Z A W A, Akito	沖縄県文化振興会史料編集室主事 (臨時任用)
大 城 涼 子	O S H I R O, Ryouko	琉球大学大学院生
福 岡 且 洋	F U K U O K A, Katsuhiko	沖縄学研究室嘱託員
森 田 牧 子	M O R I T A, Makiko	浦添市立図書館主事
栗 野 慎一郎	K U R I N O, Shinichiro	琉球王国評定所文書編集嘱託員
長 間 安 彦	N A G A M A, Yasuhiko	沖縄学研究室嘱託員

1999年 3 月10日 印刷

1999年 3 月20日 発行

浦添市立図書館紀要

No.10

編 集 浦添市立図書館

沖縄県浦添市安波茶2-2-1

PHONE (098) 876-4946

FAX (098) 875-1772

発 行 浦添市教育委員会

印 刷 株式会社 ちとせ印刷

沖縄県浦添市牧港2-1-5

PHONE (098) 879-5814



浦添市立図書館